

新潟県環境基本計画

2017-2028

2017（平成29）年3月 策定
2021（令和3）年3月 改定
2022（令和4）年3月 一部改定
2025（令和7）年3月 改定



目次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け・性格	2
3 計画の期間	2
第2章 環境を巡る現状と課題	3
1 近年の環境情勢の変化	3
2 本県の地域特性及び気候状況	6
(1) 地域特性	6
(2) 気候状況	8
3 県の環境に関する現状と課題	9
(1) 地球温暖化	9
(2) 自然環境・生物多様性	17
(3) 資源循環	22
(4) 生活環境	26
(5) 県民の参加・協働	33
4 県民意識等	35
5 本計画の進捗状況	37
第3章 計画の基本的な方向	38
1 目指す方向	38
2 基本目標	38
3 施策の展開の方向	39
4 施策の展開の考え方	40
第4章 施策の展開	41
施策体系	41
1 脱炭素社会への転換	43
2 人と自然が共生する暮らし	48
3 資源循環型社会の形成	55
4 安全で快適な生活環境の保全	59
5 分野横断・共通的な施策	65
5-1 県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり	65
5-2 環境保全の共通基盤の整備	67
施策の展開とSDGsとの関係	71
第5章 実効ある推進	72
1 各主体の役割	72
2 計画の推進体制	74
3 計画の進行管理	74
資料編	75

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景

緑の山並みに囲まれ、日本海に向かって肥沃で広大な平野が開ける私たちのふるさと新潟は、佐渡島のトキや里山に自生する雪割草をはじめとする多様な生命に満ち、雪に育まれた水と緑にあふれる環境によって、県民生活の豊かな発展を支えています。

本県では、新潟水俣病をはじめとする公害などの経験を踏まえ、県民、事業者、行政の連携と協力の下で、人と自然が共生する健全で潤いのある環境を実現し、これを将来の世代に継承していくため、1995（平成7）年に新潟県環境基本条例を制定しました。

新潟県環境基本計画は、同条例の「環境の保全についての基本理念」を実現するため、1997（平成9）年3月に初めて策定されました。2017（平成29）年3月に策定した現計画は、2028（令和10）年度までの12年間を計画期間とし、「県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築を目指す」ことを掲げています。2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災後の放射性物質による環境汚染事案への対応や、新潟水俣病の公式確認から50年目の2015（平成27）年に発表された「ふるさとの環境づくり宣言2015」等も踏まえ、「人と自然が共生するくらしづくり」、「安全で快適な環境づくり」、「資源を大切に作る循環型の地域社会づくり」の3つの環境保全の施策分野を柱として、体系的に施策を展開してきました（2021年3月及び2022年3月に改定）。

本県の環境は、本環境基本計画を中心とする環境関係の諸計画等に基づく施策の実施や、県民、事業者、民間団体、市町村などの取組等により概ね良好な状態で推移していますが、一方で、ツキノワグマやイノシシ、ニホンジカなど一部の野生鳥獣の生息数増加・生息域拡大による被害が懸念されており、また、不適正な管理等により海洋に流出したプラスチックごみ問題が世界的な課題となっています。

加えて、地球温暖化により本県の平均気温も上昇を続けており、これを原因の一つとして、農作物、風水害、雪害、暑熱など、気候変動の影響が顕在化し、将来さらに深刻化する恐れがあります。県は、2020（令和2）年9月、本県における気候変動の影響は非常事態であると宣言し、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを表明しました。2020（令和2）年10月には、国が2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする方針を打ち出しており、以降、脱炭素化を巡る国内外の動きが加速化しています。

2015（平成27）年9月の国連総会では、「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2024（令和6）年4月に閣議決定された国の「第6次環境基本計画」では、環境政策による経済・社会的課題の同時解決を目指し、SDGsの達成に貢献していくとの方針が示されました。

また、この「第6次環境基本計画」では、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの世界的危機への対応に当たって、脱炭素、ネイチャーポジティブ、循環経済等を統合的に実現する経済社会システムの構築が世界的に求められていると指摘し、環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」（以下「ウェルビーイング／高い生活の質」という。）を設定しています。

このような近年の環境を巡る現状や経済社会情勢の変化に対応し、新潟県環境基本条例の基本理念の実現に向け、本県の環境保全対策等を推進する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、2025（令和7）年3月に本計画の改定を行いました。

【新潟県環境基本条例に定める「環境の保全についての基本理念」】

- 第3条 環境の保全は、県民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かな触れ合いを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されるとともに、国外の地域との間における国際協力を通して積極的に推進されなければならない。

2 計画の位置付け・性格

「新潟県環境基本計画」は、新潟県の最上位の行政計画である「新潟県総合計画」の政策の柱のひとつである「豊かな自然・環境の保全と未来への継承」を具体的に進めるための計画に位置付けられています。

また、新潟県環境基本条例第10条に基づき、同条例第3条の「環境の保全についての基本理念」や、「ふるさとの環境づくり宣言2015」で示す「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会」の実現に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画でもあります。

本計画は、県の環境分野の個別計画及び県が実施する地域や地球環境の保全に関する施策並びに環境に影響を及ぼす施策に基本的方向性を与えるものです。

県民、事業者、行政の各主体の果たすべき役割や環境保全に向けた取組の指針を示すものであり、市町村、事業者等が実施する取組についても、本計画との整合に配慮されることが期待されます。

本計画は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定する県の行動計画を包含します。

3 計画の期間

計画期間は、2017（平成29）年度から2028（令和10）年度までの12年間とし、経済社会情勢の変化や環境の課題に対応するため、4年ごとに見直します。

第2章 環境を巡る現状と課題

1 近年の環境情勢の変化

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）・パンデミック・ウクライナ情勢等

2015（平成27）年9月、国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴール（目標）と169のターゲットが持続可能な開発目標（SDGs）として位置付けられました。17のうち、13のゴール¹が環境と直接的に関連しており、世界各国がアジェンダの実施のための行動に取り組むこととされています。

一方で、2024（令和6）年6月に国連が公表したSDGsに関する報告書（2024年版）²では、評価可能な135のターゲットのうち、2030年までに達成できる見込みがあるものはわずか17%であることが示されました。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の長引く影響や、紛争の悪化、気候危機の拡大等により、進捗が大きく妨げられているとしています。

パンデミック（感染症の世界的な拡大）については、土地利用の変化（森林伐採、人間の居住地の拡大、穀物や家畜生産の増加、都市化等）が、近年の発生要因の1つとなっており、気候変動との相乗効果や生物多様性の損失、重大な新興感染症を引き起こすとされ³、人類が生態系の一部であること、環境、生態系のバランスの乱れには巨大なリスクを伴うこと等が指摘されています。

また、2022（令和4）年2月のロシアのウクライナ侵攻以降、国際的なエネルギー価格の上昇や、供給途絶等への懸念など、世界及び地域における不安定リスクが増大しており、EUではロシア産エネルギーからの脱却や再エネへの移行の加速化を掲げるなどの動きもみられます。

国の第6次環境基本計画では、こうした背景を踏まえつつ、環境政策による経済・社会的課題の同時解決を目指し、SDGsの達成に貢献していくとしており、本県においても、県が抱える地域課題の解決に向けて、積極的にSDGsの取組を推進していくこととしています。

(2) 気候変動

2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）では、締結国のすべての国が参加する2020（令和2）年以降の国際的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

国は、2020（令和2）年10月に、2050（令和32）年までに温室効果ガス⁴の排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

また、2021（令和3）年5月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現等が基本理念に規定されました。2025（令和7）年2月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画では、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さ

¹ 環境と直接関連する13のゴール：気候変動（ゴール13）、生物多様性（同14・15）、持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取組等）（同12）、また水・衛生の利用可能性（同6）等。

² 出典）国連：The Sustainable Development Goals Report 2024（2024年6月）

³ 出典）IPBES（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）：パンデミックと生物多様性ワークショップ報告書（2020年10月）

⁴ 温室効果ガス：人の活動に伴って発生し、その濃度増加によって地球全体（地表、大気及び海水）の温度を追加的に上昇させるもの。地球温暖化対策推進法で規定される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類。

らに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」とともに、「2050年ネット・ゼロ実現に向けた我が国の明確で直線的な経路」として「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。」ことが示されました。

また、2018（平成30）年6月には、気候変動に起因して、生活や社会、経済、自然環境における影響が生じていること、この影響が長期にわたり拡大するおそれがあることから、「気候変動適応法」が制定され、気候変動適応策を総合的に推進することとされました。

2023（令和5）年3月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）¹の第6次評価報告書統合報告書が公表されました。人間活動が主に温室効果ガス排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことや、産業革命前からの世界平均気温の上昇が2030年代に1.5℃に達する高い可能性を改めて指摘し、人為的な気候変動が世界中で気象と気候の極端現象²に影響を及ぼしており、今後10年の対応が、数千年先まで影響を与えているとしています。

（3）人と自然の共生

希少野生動植物の販売等による取引が全国的に確認され、侵略的外来種³の分布も拡大するなど、在来の生態系や生物多様性への影響が懸念されています。

県内では、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカなど一部の野生鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大が見られています。全国的にもツキノワグマの市街地等への出没が増加し、2023（令和5）年度には全国のクマによる被害者数は219人、うち死亡6人といずれも統計のある2006（平成18）年度以降で最多となり、本県でも被害者数10人と過去4番目に多くなりました。こうした状況を踏まえ、環境省は2024（令和6）年4月に省令を改正し、クマ類を指定管理鳥獣⁴に追加指定しました。

トキの野生復帰の取組は、中国の協力も得て、2008（平成20）年の放鳥開始以降、2016（平成28）年に野生下生まれのペアが繁殖に成功し、2019（令和元）年には絶滅の危険性が「野生絶滅」から「絶滅危惧IA類」に変更⁵されるなど、着実に進んでいます。国の「トキ野生復帰ロードマップ2025」（2021年7月）では、「国内のトキが自然状態で安定的に存続できる状態となる」という最終目標達成を掲げており、2024（令和6）年12月末時点で野生下のトキの推定個体数は500羽超に達しました。

また、2022（令和4）年12月には、カナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されました。2050年ビジョン「自然と共生する世界」及び2030年ミッション「生物

¹ IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) : 1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織で、2024年現在、195の国と地域が参加。各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界の科学者の協力の下、科学誌に掲載された論文等に基づいて定期的に報告書を作成・公表している。

² 極端現象：IPCC報告書では「extreme event」と表現され、大雨や熱波、干ばつ等を指す。

³ 侵略的外来種：従来はその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物を外来種といい、特に地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを指す。

⁴ 指定管理鳥獣：集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして、環境大臣が定めたものをいう。現在は、ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ、ツキノワグマ（四国の個体群を除く。）が指定されている。

⁵ トキの絶滅危険性：環境省は、日本に生息又は生育し絶滅のおそれのある野生生物について、個々の種の絶滅のおそれの程度に応じてカテゴリー分けをして評価している。トキは、野生絶滅（飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種）から、絶滅危惧IA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）に変更された。

多様性の損失を止め反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）のための緊急の行動をとる」ことや、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」など23の行動目標が盛り込まれています。

（４）資源循環

食品ロス削減が世界的な課題となる中、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019（令和元）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020（令和2）年3月には基本方針が策定されました。

また、不適正な管理等により海洋に流出したプラスチックごみが世界的な課題となっており、2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）が施行され、あらゆる主体がプラスチックの資源循環に係る取組を強化していくこととされました。

2024（令和6）年5月には、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、新たに「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が制定され、同年8月には、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた第五次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

（５）生活環境

県内の大気環境については、ほとんどの項目で環境基準¹を達成していますが、一方で、光化学オキシダント²は全国的に環境基準達成率が低く、2019（令和元）年5月には12年ぶりに本県で「光化学スモッグ注意報³」を発令するなど、県内の全測定局においても環境基準の非達成が続いています。また、近年、広域大気汚染は酸性雨⁴だけでなく、PM_{2.5}⁵や光化学オキシダントの原因物質となるオゾンなど多角的なものへ変化してきています。

トリクロロエチレン⁶を使用する事業所が多数立地する県央地域では、PRTR（化学物質排出移動量届出制度）⁷の届出における大気へのトリクロロエチレンの排出量が全国の1割以上を占めており、全国に比べ大気中の濃度が高くなっています。

県内の水環境については、河川、湖沼では、概ね環境基準を達成していますが、海域のうち、新潟・県北海域で環境基準の非達成が続いています。

¹ 環境基準：環境基本法第16条で定める行政目標値であり、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準。大気、水質、土壌等について、それぞれ環境基準が定められている。

² 光化学オキシダント：光化学スモッグの原因となる酸化性物質の総称。工場・事業場や自動車等から大気中に排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）等が、太陽の紫外線照射を受けて光化学反応を起こし、オゾン等の酸化性物質を生成している。

³ 光化学スモッグ注意報：光化学オキシダントの濃度上昇によって白くもやがかかったように見える状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。目の痛み、咳、息苦しさ等の被害が発生する可能性があるため、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になると県は注意報を発令している。

⁴ 酸性雨：工場・事業場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で酸化され、雨・雪・霧などに溶け込んだpH5.6以下のものを指す。

⁵ PM_{2.5}：大気中に浮遊する2.5μm（1μm=1mmの千分の1）以下の微小粒子状物質。肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎、肺がん等健康への影響が懸念される。

⁶ トリクロロエチレン：揮発性有機塩素化合物の一種で、金属部品や電子部品の洗浄工程等で使用される。

⁷ PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）：有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国が届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

2 本県の地域特性及び気候状況

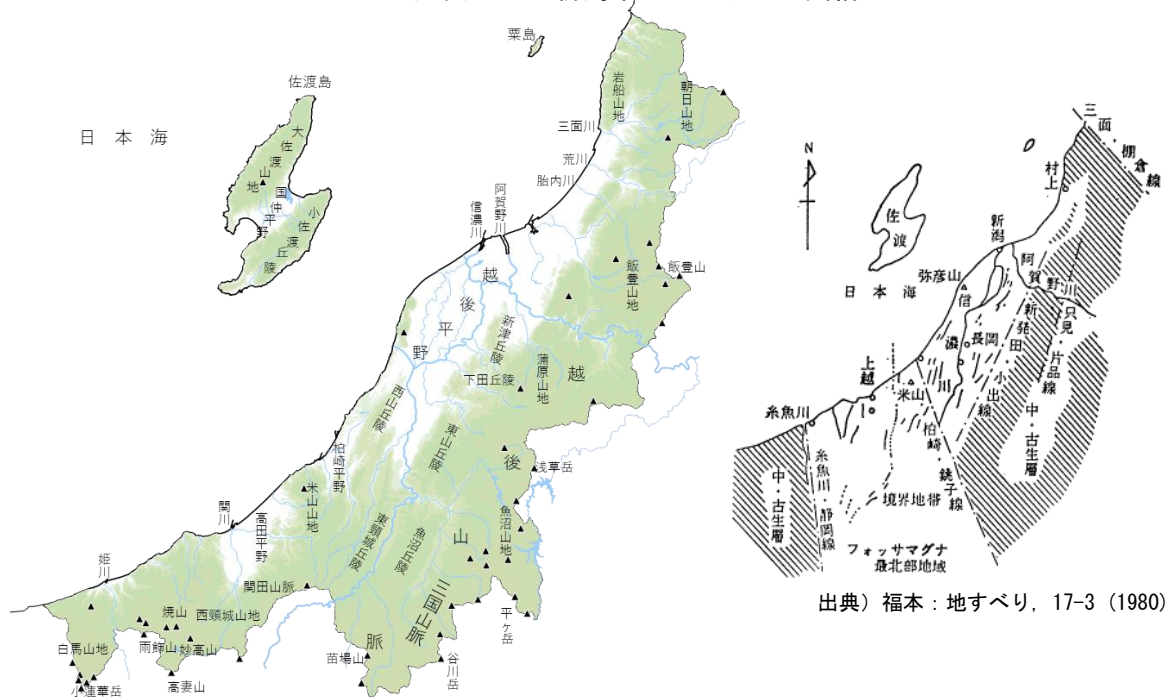
(1) 地域特性

ア 地形

本県は日本海沿岸のほぼ中央部に位置しており、面積¹12,584km² (47 都道府県中第5位、うち佐渡島 856km²、粟島 10km²) の広い県土を有し、県境の急峻な山岳地 (標高 1,000～2,000m級) に源を発する数多くの河川のほか、信濃川や阿賀野川など長大な河川が日本海に注ぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な農業地帯を形成しています (県内を流れる一級河川及び二級河川の数 は 1,167 河川で総延長は 5,174 km、一級及び二級河川の総延長では全国第2位)。南北に長い本州側の海岸線は 330 km で、砂丘の発達している所が多く、また新潟市を中心にゼロメートル地帯と呼ばれる低地が広がっています。

佐渡島は日本最大の離島で、北西側の大佐渡山地、南東側の小佐渡丘陵が並走し、これらに挟まれるように中央部に標高の低い国仲平野が広がり、国府川が流れて真野湾に注いでいます。佐渡島と粟島を合わせた県全体の海岸線は 635km に達します。

図表2-1 新潟県の地形及び地質構造



出典) 福本：地すべり，17-3 (1980)

イ 地質

地質学的には複雑な地質構成をしており、古生代から新生代までの地層が広く分布しています。地層の特徴又は地層を境とする第1級の地質構造線から四つの地域に区分され、特に糸魚川—静岡構造線は、糸魚川市から姫川に沿って南下し、長野県、山梨県を経て静岡県まで達する大きな断層であり、さらに、この構造線に沿う東北日本海側

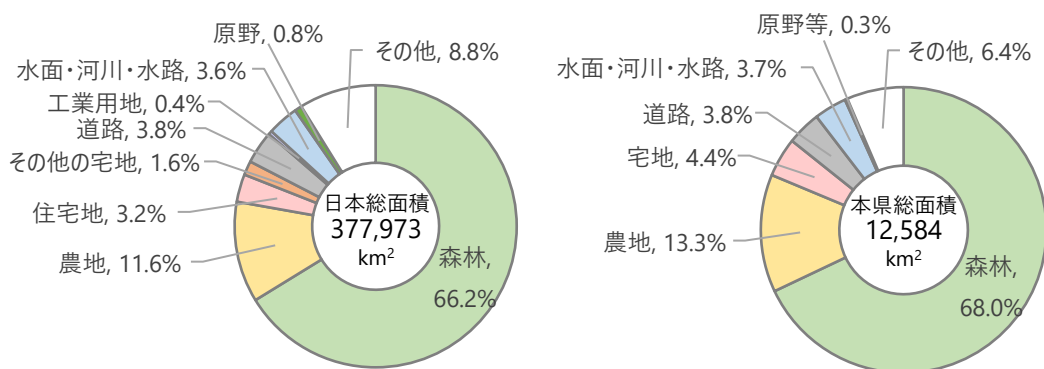
¹ 出典) 国土交通省国土地理院：全国都道府県市区町村別面積調 (2024年4月1日現在)

はフォッサマグナと呼ばれる地質構造が形成されています。フォッサマグナでは、地質学的に比較的新しい地層（第三紀、第四紀等）が厚く堆積しており、地すべりが多く発生する地域でもあります。

ウ 土地利用

本県の土地利用の主な区分ごとの割合（2022年現在）は、森林68.0%、農地13.3%、宅地4.4%、水面・河川・水路3.7%、道路3.8%であり、全国の状況と比較すると森林及び農地の割合が高くなっています。また、県土の2%に満たない市街地に、県人口のおよそ5割が居住しています。

図表2-2 日本及び新潟県の土地利用状況



出典) 土地白書 (国土交通省) 及び新潟県調べ

エ 産業

重要な基幹産業である農業では、恵まれた自然環境と高い生産技術に裏付けられた高品質の農林水産物があり、コシヒカリに代表される米の産出額 1,319 億円（2022 年度全国第 1 位）、農業経営体数 43,502 経営体（2020 年度全国第 2 位）など全国有数の農業県です。

米以外にも、ル レクチエ（西洋梨）、越後姫（いちご）、にいがた和牛、新潟産えだまめなどブランド力の高い農産物を産出しています。また、県産木材や全国生産量第 2 位のきのこなどの林産物、高い品質の寒ブリ（ブリ類）、南蛮エビ（ホッコクアカエビ）、のどぐろ、ズワイガニ等の魚介類など、全国でも有数の多彩な農林水産物を産出しています。

さらに、豊かな農業資源を背景として食品加工産業が発展してきたほか、天然ガス等の天然資源や首都圏との交通利便性に優れた立地環境を生かし、長い歴史の中で、機械、金属、化学、電子部品、繊維など多様なものづくり産業が県内各地に集積し、地域の経済や雇用を支えてきています。なお、県内の企業は、従業員 1～4 人の経済規模が小さな企業が多く、事業別にみると「農業、林業」「建設業」の事業所数の割合が全国よりも大きくなっています。

また、本県は、四季折々の豊かな自然、全国的に知名度の高い日本酒、多彩な食、数多くの温泉、各地域の祭り・歴史・文化、スキー・マリンレジャー・トレッキングなどの多様な観光資源を有しています。

オ 人口・観光客数等

2023（令和5）年10月1日現在の県総人口（総務省統計局推計）は212万6千人で、全国総人口の1.7%を占め、全国第15位です。本県の総人口は、出生数の減少等による自然減の拡大と若者を中心に職業や学業を理由とした県外への転出超過が続いていることにより、1997（平成9）年の249万2千人をピークに減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、2050年には152万5千人に落ち込むと見込まれています。

また、全国より早いペースで少子高齢化が進展しており、年少人口（15歳未満）の割合は10.7%（全国では11.4%）、老年人口（65歳以上）の割合は33.9%（全国では29.1%）となっています。なお、県内の駐留外国人数は、2022（令和4）年12月末日現在19,107人です。

2023（令和5）年の県全体の観光入込客数は6,240万人¹であり、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行される中で、多くの観光施設やイベントの入込が回復基調にあり、2019（令和元）年の約9割となりました。観光地点の分類別にみるとスキー場等を含む「スポーツ・レクリエーション」や物産館などの「都市型観光」の割合が多くなっています。なお、2024（令和6）年の本県における外国人延べ宿泊者数は528,600人泊²（2019年比+10.0%）でした。

（2）気候状況

本県は日本海側気候に属しており、夏季（梅雨時期の7月）に降水量が多くなるだけでなく、冬季にも冬型の気圧配置の影響で曇りや雨、雪の日が多くなります。年日照時間は山沿いでは1,300～1,400時間と少なくなりますが、海岸部や佐渡では1,500～1,600時間と多く、特に4月から10月にかけての日射量は海岸部の新潟市では太平洋側の東京よりも多くなります。年平均気温の平年値は、県内の山沿いでは11～13℃、海岸・平野部では13～14℃です。年合計降水量は佐渡や下越の海岸部で1,500～2,000mmで、山沿いでは3,000mmを越えるところもあります。全域が豪雪地帯で、うち18市町村が特別豪雪地帯に指定されており、特に県境の山沿いで降雪が多くなります。また、台風や低気圧の影響により、南よりの風が中部山岳を越えて北陸日本海側に吹き下り、強風や急激な昇温をもたらすフェーン現象が発生することがあります。

なお、本県の気候変動の状況（気象庁の観測結果に基づく長期変化傾向）は3（1）イに後述します。

¹ 出典）新潟県：令和5年新潟県観光入込客統計（2024年12月）

² 出典）国土交通省観光庁：宿泊旅行統計調査（2024年・年間値（速報値））（2025年2月）

3 県の環境に関する現状と課題

(1) 地球温暖化

2020(令和2)年9月、県は、県内の気候変動の影響は非常事態であると宣言し、2050(令和32)年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを表明しました。この実現に向け、県では温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」策と、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための「適応」策を両輪として取り組んでいます。

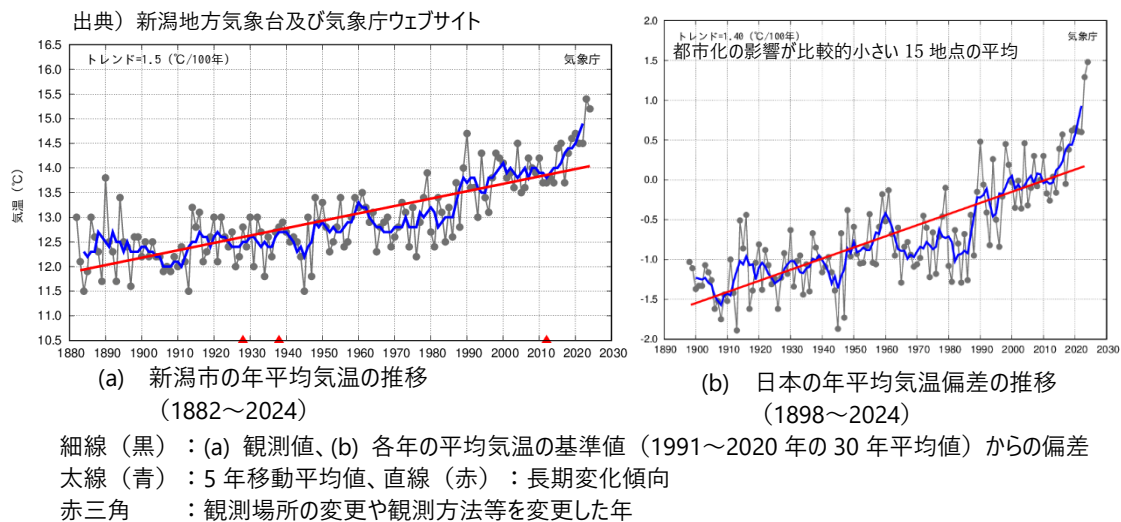
ア 温室効果ガス排出量の削減

【現状】

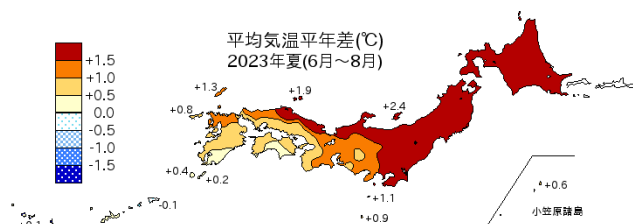
(ア) 平均気温の状況等

- ・ 県内の平均気温は上昇傾向にあり、新潟市、上越市、佐渡市の年平均気温の長期傾向では、それぞれ100年あたり1.5℃、1.8℃、1.0℃の割合で上昇がみられ、国全体と同様の傾向にあります。

図表2-3 新潟県の年平均気温及び全国の年平均気温偏差の推移

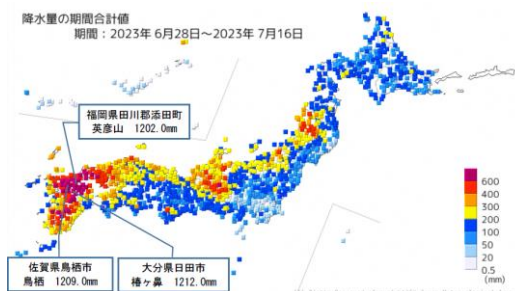


図表2-4 2023年夏季の平均気温の分布



出典) 気象庁：気候変動監視レポート2023

図表2-5 2023年6月28日~7月16日の降水量



出典) 気象庁：梅雨前線による大雨 令和5年(2023年)6月28日~7月16日

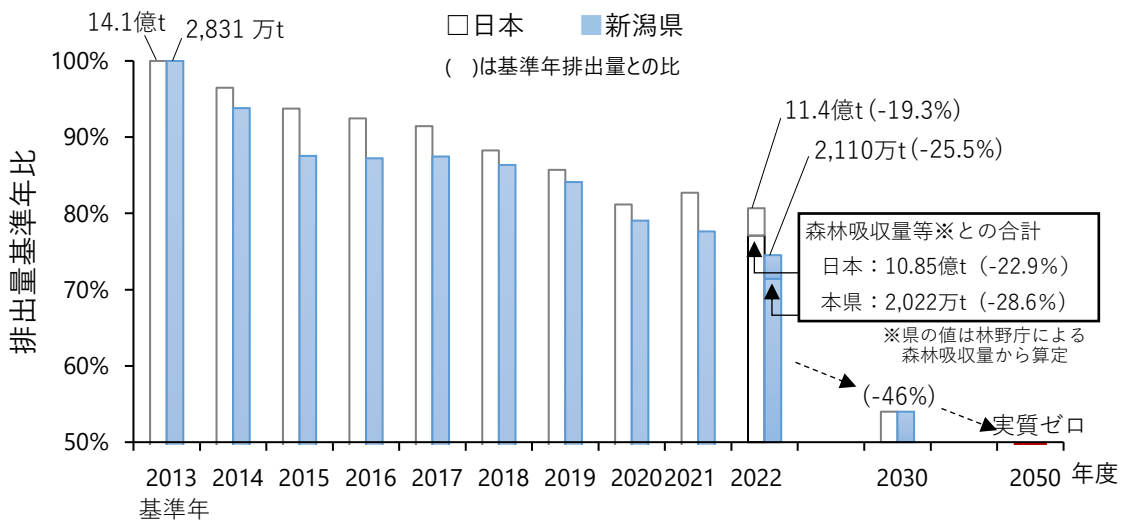
- ・ 2023(令和5)年は世界的にも記録的な高温となった1年であり、国内でも、特に7月後半から8月にかけて、北・東日本を中心に記録的な高温となりました。この夏の高温には、地球温暖化の影響があったとされています。
- ・ 2023(令和5)年6月から7月中旬にかけては、日本付近へ多量の暖湿な空気が流れ込み梅雨前線の活動が活発化し、線状降水帯が相次いで発生しました。この大雨は、長期的な温暖化に伴う水蒸気量の増加傾向が影響した可能性があるとされています。

(イ) 温室効果ガス排出量

- 地球温暖化は、二酸化炭素 (CO₂) をはじめとした日常生活や事業活動によって排出される温室効果ガスの増加によって進行しています。県内の温室効果ガス排出量は、基準年である2013(平成25)年度と比べ、2014(平成26)年度以降は家庭やオフィスでの省エネ等の取組や、工場や事業場における高効率な設備への更新等が進んだこともあって全体として減少傾向にあり、2022(令和4)年度は2,022万t(速報値、森林吸収量との合計)と、基準年の2,831万tから約29%減少しました。
- 2022(令和4)年3月には「新潟県2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略」を策定するとともに、「新潟県地球温暖化対策地域推進計画(2017-2030)」を改定し、「2030(令和12)年に2013(平成25)年度に比べ46%削減を目指し、さらなる高みを視野に入れる」ことを掲げました。

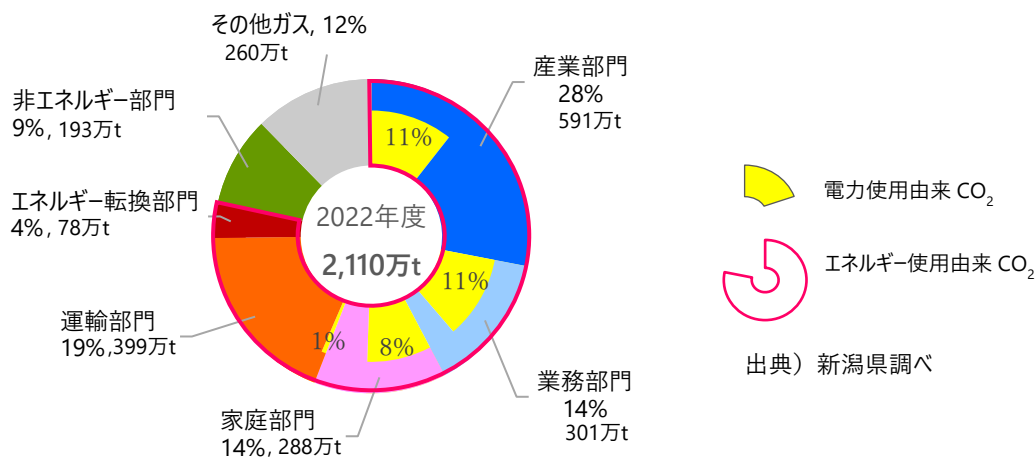
図表2-6 温室効果ガス排出量の推移と削減目標

出典) 新潟県調べ



- 本県の排出量の約4分の3がエネルギー使用に伴って排出されたCO₂であり、その中でも電力使用に由来するCO₂が全体の約3割を占めています。部門別では産業部門からの排出が最も多く、次いで運輸、業務、家庭部門の順となっています。

図表2-7 新潟県の部門別の排出量及び電力使用由来の内訳(2022年度)

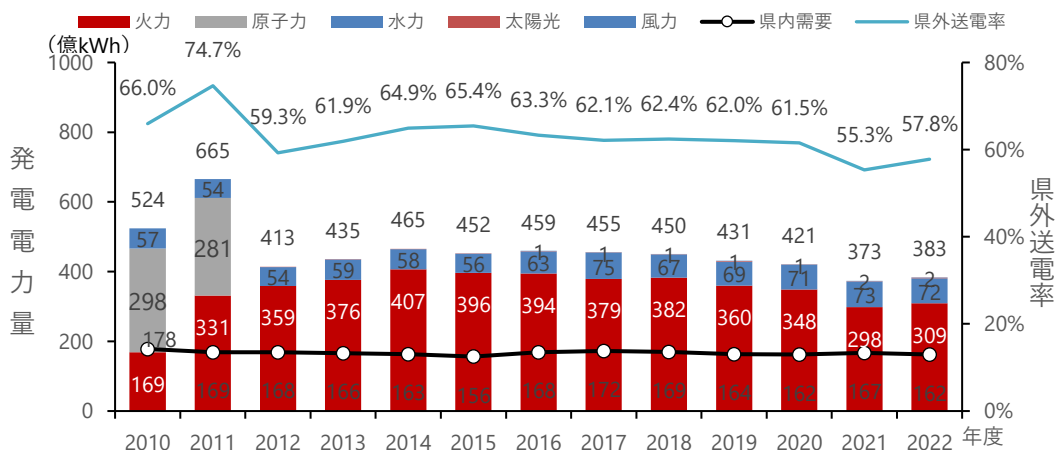


出典) 新潟県調べ

(ウ) エネルギー供給

- ・本県は、火力発電所や水力発電所、石油・天然ガス貯蔵基地が点在するエネルギー拠点であり、電力移出（供給）県として発電量の約6割を県外に送電し、豊富な水資源を活用した水力発電など再生可能エネルギー由来電力の割合が高いことから、国全体の脱炭素化に貢献しているといえます。
- ・再生可能エネルギー¹は、水力発電の活用が進んでいる一方、太陽光発電は雪国では適さないという先入観が一因となり、経済合理性が得られる場合があるにもかかわらず導入に遅れが見られるものと考えられます。

図表2-8 発電電力量推移と県外への送電状況



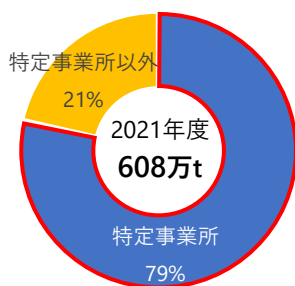
出典) 2019年度まで：新潟県「新潟県の電力概況」、2020年度以降：電力調査統計（発電量は、自家用分を除く。また、県外送電比率の2016年度以降の値は、県外からの受電量を含めずに算出）

(エ) 部門ごとの温室効果ガス排出量・吸収量等の特徴

a 産業部門等

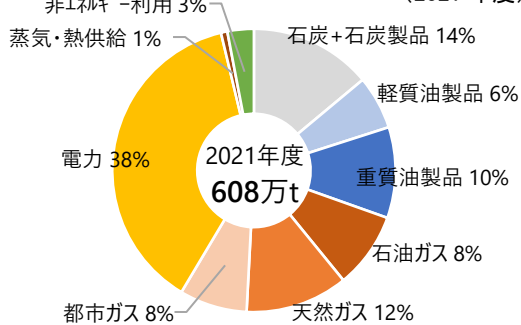
- ・産業部門²の温室効果ガス排出量は、県全体の約3割に相当し、うち約8割を排出量の多い上位約200事業所（特定事業所³）が占めています。エネルギー別では、CO₂排出量の約4割が電力使用由来、5割超が燃料使用由来の排出が占めています。

図表2-9 産業部門の事業所規模別 CO₂ 排出内訳 (2021年度)



出典) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度及び都道府県別エネルギー消費統計

図表2-10 産業部門のエネルギー別 CO₂ 排出内訳 (2021年度)



¹ 再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物）等、自然の力を利用して作るエネルギー。一度利用しても資源が枯れることなく、再生して繰り返し使うことができ、使用時に二酸化炭素を排出しない（又は増加させない）ことが特徴。

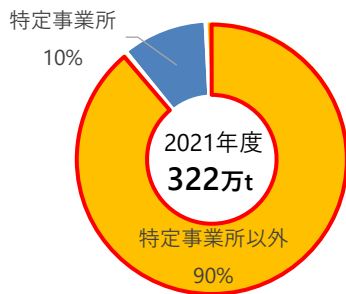
² 産業部門：第一次産業（農林水産業）及び第二次産業（工業、建設業等）の事業者により、工場・事業所で使用された電気・燃料等のエネルギー消費量を計上する部門。

³ 特定事業所：地球温暖化対策推進法に基づく、エネルギー使用量が1,500kl/年以上、又はエネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスについてガスごとの排出量が3,000t-CO₂/年以上である事業所。

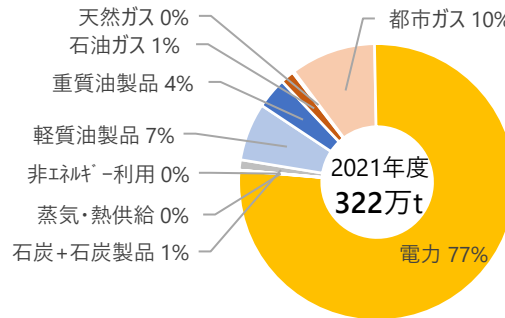
b 業務部門¹、家庭部門²

- ・業務部門では、温室効果ガス排出量の約9割を比較的小規模の事業所（特定事業所以外）が占め、エネルギー別では排出量の約4分の3を電力使用に伴う排出が占めていますが、暖房等に係る燃料消費も一定の割合があります。
- ・県内の道路延長は約3.77万kmに及び、約5.1万灯の信号灯器を整備（全国平均：約4.9万灯）していますが、消費電力の小さいLED灯器の割合は52.9%³であり、全国平均72.8%を大きく下回っています。

図表2-11 業務部門の事業所規模別 CO₂ 排出量（2021年度）



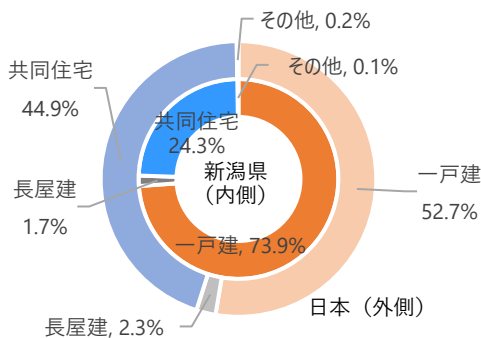
図表2-12 業務部門のエネルギー別 CO₂ 排出内訳（2021年度）



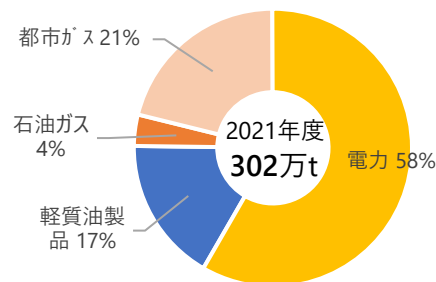
出典）温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度及び都道府県別エネルギー消費統計

- ・家庭部門では、県内の一戸建住宅の割合が総住宅数の約4分の3と全国と比べて高くなっています。温室効果ガス排出量については、エネルギー別では約3分の2を電力使用に伴う排出が占めていますが、冬期の積雪や日射量不足により太陽光発電が適さないとの先入観が一因となり、太平洋側の地域と比べ導入率が低くなっているものと考えられます。また、本県を含む北陸地方においては暖房由来の排出量が全国平均の約2倍⁴という特徴があります。

図表2-13 住宅の建て方別割合（2023年度）



図表2-14 家庭部門のエネルギー別 CO₂ 排出内訳（2021年度）



出典）住宅・土地統計調査及び都道府県別エネルギー消費統計

¹ 業務部門：主に第三次産業（商業・サービス業・公務等）の事業者が事業所内部で使用した電気、燃料等のエネルギー消費量を計上する部門。

² 家庭部門：家庭で使用された電気、燃料等のエネルギー消費量を計上する部門。

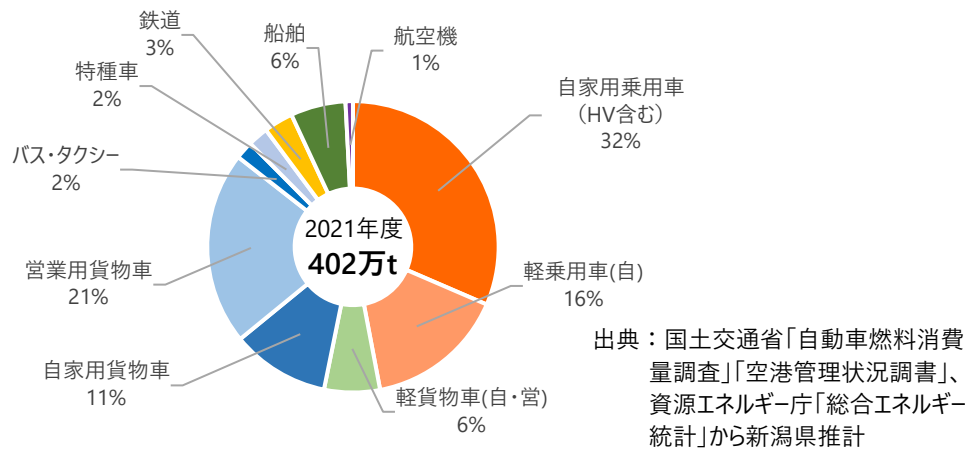
³ 出典）新潟県警察調べ（2024年3月末現在の値）

⁴ 出典）環境省：令和4年度 家庭部門のCO₂排出実態統計調査（2024年3月）より北陸地方の値

c 運輸部門¹

- ・運輸部門では、温室効果ガス排出量の約9割を自動車の使用に伴う排出が占めており、また排出量の6割強を自家用車使用に伴う排出が占めています。
- ・世帯当たりの自動車保有数は1.53台で全国第11位（全国平均：1.04台）²と高い一方、電気自動車（EV）、プラグインハイブリット車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の購入状況を見ると、平成21年度から令和5年度までの間、購入にあたり活用された補助金交付台数のデータでは、1,000世帯当たり5.8台で全国第31位（全国平均：6.3台）³と低くなっています。
- ・EV等は一般車両に比べて高額で普及しにくい面があるものの、自動車業界では大手各社が世界規模での自動車電動化の戦略を進めつつあり、国においてもEV等購入にかかる積極的な補助を実施しています。

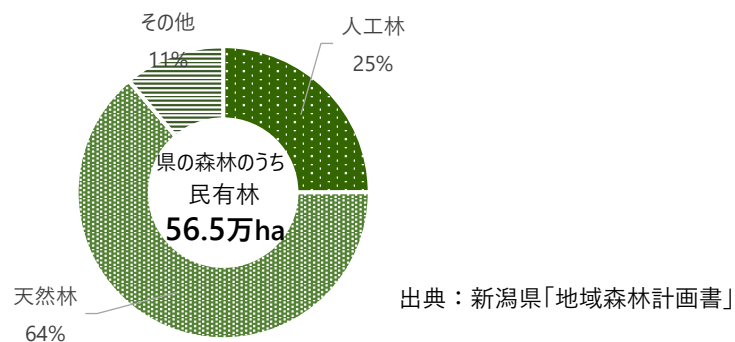
図表2-15 運輸部門の運輸形態・車種別排出量（2021年度）



d 吸収・貯留

- ・本県の森林面積は、県土の約7割を占め、全国で6番目に広い面積を有しており、森林全体のうち約7割（56.5万ha）を民有林が占めています。
- ・民有林における人工林の多くは、伐採後の造林・保育の経費に対して伐採収入が少ないことなどから、主伐・再造林が進んでおらず、高齢化し、CO₂吸収能力が低下し

図表2-16 本県の民有林における人工林・天然林等の割合



¹ 運輸部門：自動車、鉄道、船舶、航空機による人や物の運搬・輸送に使用された燃料等のエネルギー消費量を計上する部門

² 出典）（一財）自動車検査登録情報協会 News Release（2023年8月）（2023年3月末現在の値）

³ 出典）（一社）次世代自動車振興センターウェブサイト（2024年7月時点暫定値）（2009～2023年度の合計）

ています。また、集落や農地等の周辺の広葉樹林は、薪炭林として利用されなくなったことなどにより放置され、藪化・過密化し、CO₂吸収能力が低下しています。

- ・本県は油田・天然ガス田が多く、天然ガス採掘・製造に関するインフラ・技術が集積しており、CO₂の回収・有効利用・貯留（CCUS）に関する取組の進展が見込まれています。

e その他ガス

- ・フロン類¹は、二酸化炭素の数百倍から1万倍程度の温室効果をもつ地球温暖化の原因物質で、フロン類を使用した機器からの漏えいや廃棄などにより、フロン類の排出量が増加しています。

【課題】

- ・本県の温室効果ガス排出量は2014（平成26）年度以降減少傾向にありますが、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比46%削減という目標の着実な達成のため、国、地方自治体、事業者、県民等すべての主体で一層の排出削減の取組が必要です。
- ・火力発電所の脱炭素化や、県内港における脱炭素エネルギー輸入等のための受入環境整備を進めるとともに、長い海岸線や多くの河川、広大な平野部、豊富な森林資源等を活かした再生可能エネルギーの導入等を促進し、環境の保全に適正に配慮した上で、脱炭素エネルギー供給拠点への転換を図る必要があります。
- ・再生可能エネルギーの地産地消など、地域の特長や課題を踏まえた市町村の取組を促進するとともに、こうした取組を評価する仕組みが必要です。
- ・温室効果ガス排出量の多い特定事業所への脱炭素化の促進・浸透を図るとともに、中小企業の省エネの取組等を支援する必要があります。
- ・これまでの節電、省エネ家電への買換等に加え、業務用建物や住宅の断熱性向上等の省エネ対策・省資源対策を促進することが必要です。
- ・脱炭素社会の構築に向けた意識啓発や教育を充実させ、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進する必要があります。
- ・EV等の次世代自動車の普及を促進することが必要です。
- ・人工林においては、主伐・再造林による循環型林業を推進し、森林の若返り化を図るとともに、広葉樹林においては、間伐等による健全化を図ることでCO₂吸収能力を高める必要があります。
- ・県産材の建築物等への積極的な利用が、地域の森林整備と炭素の長期的な貯蔵を促進し、地球温暖化防止に貢献することについて、県民理解の醸成を図る必要があります。
- ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）等によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体に係る包括的な対策が実施されており、関係法令を的確に実施することが必要です。

¹ フロン類：フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や、建物の断熱材、スプレーの噴射剤等に広く用いられてきた。フロン使用機器を廃棄する際には、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン排出抑制法により、フロンが大気中に放出されないよう、適切なフロンの回収等が義務づけられている。

イ 気候変動への適応

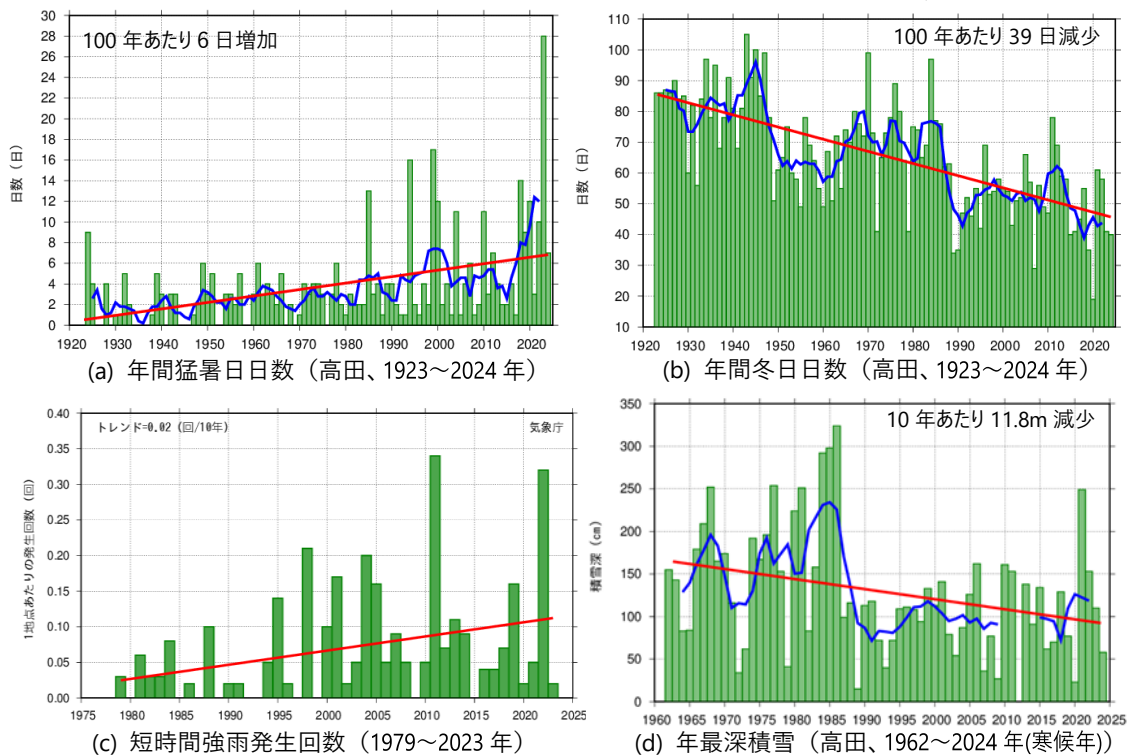
【現状】

(ア) 気候変動の現状

- ・近年、県内でも気温の上昇や極端な大雨など、地球温暖化を原因の1つとする気候変動の影響が見られており、今後ますます深刻化するおそれがあります。
- ・気象庁の観測結果に基づく長期変化傾向では、上越市では、猛暑日（日最高気温が35℃以上）が100年あたり6日の割合で増加し、冬日（日最低気温が0℃未満）が100年あたり39日の割合で減少しています。なお、新潟市及び佐渡市では観測場所を移転したため、長期変化傾向は算出されていません。
- ・1時間50mm以上¹の短時間強雨の年間観測回数は、増加しているとみられます（1地点平均で10年あたり0.02回の増加）。
- ・年最深積雪は、上越市では10年あたり11.8cmの割合で減少、佐渡市では10年あたり2.1cmの割合でそれぞれ減少しています（寒候年集計）。なお、新潟市では長期変化傾向は確認されていません。

図表2-17 県内の気候の長期変化傾向

出典) 新潟地方気象台



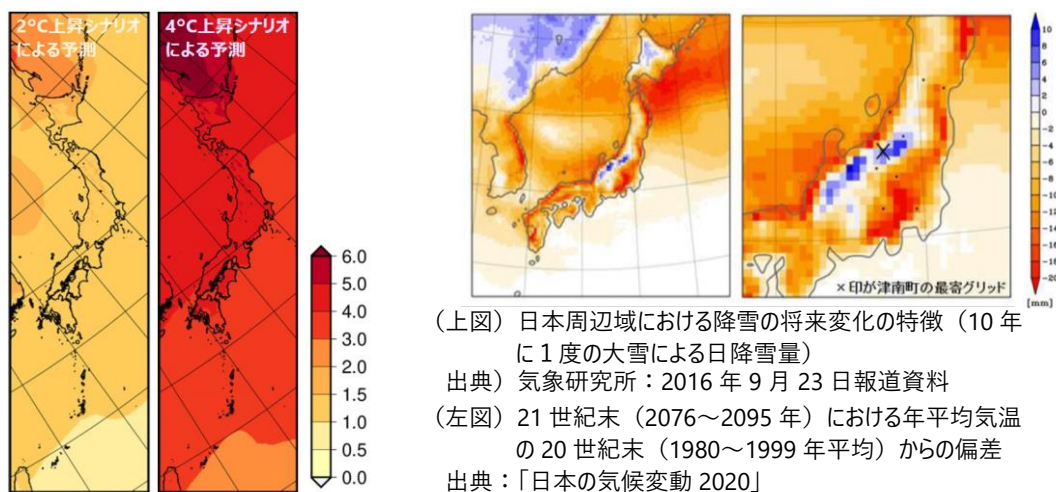
- ・このまま温室効果ガスの排出が続いた場合²、21世紀末の県内の平均気温は、20世紀末に比べて約4.5℃上昇すると予測されています。これに伴い、新潟市では猛暑日が約18日増加するほか、冬日は約54日減少すると予測されています。
- ・また、現在、県内ではほとんど起きていない短時間強雨（1時間50mm以上）の発生回数が増加することや、雪については、年間降雪量が減少するものの、20世紀末と

¹ 1時間降水量50mm以上の雨：「(滝のように降る)非常に激しい雨」と表現される。強い降水の増加傾向は世界各地で認められており、気温上昇に伴う水蒸気の増加が主な原因とされている。

² 温室効果ガスの排出が続いた場合：追加の温暖化対策をしない場合の将来の温室効果ガス濃度推定に基づくシナリオ。IPCC報告書等ではRCP8.5シナリオと表現され、世界の平均気温が産業革命前に比べて3.2～5.4℃上昇する可能性が高いことから、「4℃上昇シナリオ」とも呼ばれる。

同程度の降雪量となる年もあること、また本県の一部地域では極端な降雪の頻度が増える可能性についての研究報告があります。

図表2-18 気候変動影響の将来予測



(上図) 日本周辺域における降雪の将来変化の特徴（10年に1度の大雪による日降雪量）

出典）気象研究所：2016年9月23日報道資料

(左図) 21世紀末（2076～2095年）における年平均気温の20世紀末（1980～1999年平均）からの偏差

出典：「日本の気候変動2020」

- ・2019（平成31）年4月、県保健環境科学研究所に、気候変動適応法に基づく「新潟県気候変動適応センター」を設置し、気候変動に係る情報収集、整理、分析等に着手しました。
- ・2019（令和元）年度、有識者等からなる「新潟県気候変動適応に関する研究会」を設置・開催し、本県の気候変動の現状、将来予測、影響及び対応方針等について検討を行った結果を踏まえ、2021（令和3）年3月に新潟県気候変動適応計画を策定しました。
- ・この計画に基づき、気候変動の影響により本県の重要な産業または県民の生命・財産に関わる4つの項目－水稲（主食用米）、水害（洪水・内水¹）、雪害、暑熱（熱中症等）－への対応をはじめとする適応策に取り組んでいます。
- ・2024（令和6）年4月、改正気候変動適応法が全面施行され、近年の全国的な熱中症死亡者数の増加や今後の極端な高温の発生リスク増加が見込まれることから、熱中症予防の強化として、熱中症特別警戒情報（特別警戒アラート）の創設や市町村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定を可能とする等の措置が講じられました。

【課題】

- ・気候変動の影響が非常事態であるという認識の下、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」及び「新潟県気候変動適応計画」を両輪として施策を進め、行政や県民、事業者等、あらゆる主体が総力をあげて取り組んでいくことが必要です。
- ・水稲（主食用米）、水害（洪水・内水）、雪害、暑熱（熱中症等）をはじめとする適応策を進めていくことが必要です。
- ・気候変動適応法改正（2024年4月全面施行）に基づき、熱中症予防対策に関する普及啓発等を進めることが必要です。

¹ 内水：内水氾濫の意。河川の水位が上昇し、堤防の内側（市街地等）の水が河川へ排水できずに氾濫が生じること。

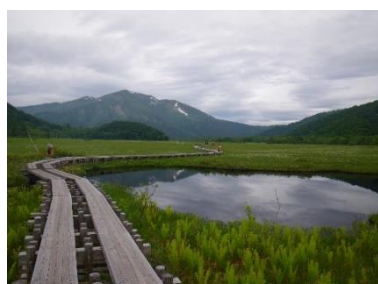
(2) 自然環境・生物多様性

ア 豊かで多様な自然環境

【現状】

- ・本県は、海岸から2,000m級の山岳まで変化に富んだ地形に加え、南北に長い海岸線や佐渡島等の特色ある地形など、豊かで多様な自然環境に恵まれています。本州側の海岸線は330kmで、佐渡島と粟島を含めた海岸線では635kmに及び、変化に富んだ海岸美を形成しているほか、砂丘の発達している所も多くあります。
- ・県内には5つの国立公園、2つの国定公園、13の県立自然公園からなる20の自然公園があり、その総面積は317,407haと北海道に次ぐ広さで、県土面積の約25%を占めています。日本海に面した豪壮な海岸や、春の新緑、秋の紅葉が美しい溪谷など、登山やバードウォッチング、史跡探勝、スキー、温泉浴などが楽しめる自然の風景地が点在しています。
- ・県内の特色ある自然や、古くから広く親しまれる温泉は、自然とのふれあいの場として、県民共有の貴重な財産となっています。
- ・自然公園では、歩道や案内標識等の整備により適切な利用を促すとともに自然環境の保全を図っています。
- ・新潟、群馬、福島の3県にまたがる尾瀬は、湿原・湖沼・樹林・山岳等の豊かな自然と変化に富んだ美しい景勝地で、年間を通して多くの方々が訪れています。県では、利用を分散することで尾瀬の環境への負荷を軽減するため、尾瀬へ唯一遊覧船で入ることのできる「魚沼から行く尾瀬ルート」の利用を促進しています。

図表2-19 自然公園の区域



尾瀬国立公園



越後三山只見国定公園



上信越高原国立公園(茂倉避難小屋)

- 一方で、開発や外来種の侵入等により動植物の生息・生育環境が悪化している地域もあるほか、希少野生動植物が販売等により取引される事案が発生し、乱獲による生息数の減少も危惧されています。
- 私たちの暮らしは生物多様性がもたらす恵みに支えられていますが、「生物多様性」の認知度は依然として低い状況にあり、県では、希少野生動植物や外来種の生態等に関するセミナーの開催など、生物多様性に関する普及啓発を進めています。
- 2017（平成29）年3月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な方針を示す「生物多様性基本法」第13条に定める生物多様性地域戦略として「新潟県生物多様性地域計画」を策定し、生物多様性に関する施策を推進しています（2021年3月及び2025年3月に改定）。
- 2021（令和3）年3月に制定した新潟県希少野生動植物保護条例により、「指定希少野生動植物」に指定した野生動植物の捕獲等を規制することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境の保全に努めています。



生物多様性に関するイベントの様子

【課題】

- ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、下記の様々な取組に加え、生物多様性の保全が図られている自然共生サイト¹やOECM²を維持・増加させる取組が必要です。
- 国立・国定・県立自然公園や自然環境保全地域³等、豊かで多様な自然環境の保全と持続可能な利用の取組が必要です。
- 自然公園の利用の機会を増やし、生物多様性への理解を進めるとともに、自然環境を持続的に保全するため、歩道や案内標識などの整備を進める必要があります。
- 希少野生動植物について、県民や事業者に対し保護を呼びかけるとともに、捕獲対策や生息環境の保全が必要です。
- 分布状況に応じた外来種の取組強化、開発事業における環境配慮、地球温暖化対策等による在来種の保全の取組が必要です。
- 「生物多様性」について広く県民に理解してもらうよう、あらゆる機会を通じ、最新の動向を踏まえた啓発が必要です。
- 限りある温泉資源の保護のため、温泉の適正な管理が必要です。
- 本県の優れた環境について、県内外への積極的な発信が必要です。

¹ 自然共生サイト：環境省によって認定される、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域。2023年度より正式認定が開始された。自然公園等の保護地域の内外にかかわらず、4つの認定基準（1. 境界・名称に関する基準、2. ガバナンス・管理に関する基準、3. 生物多様性の価値に関する基準、4. 管理による保全効果に関する基準）を満たした区域が認定される。

² OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）：2010年の愛知目標で概念化されたもので、2018年の生物多様性条約の第14回締約国会議で定義された。自然公園等の保護地域以外で、生物多様性保全に貢献している地域を指し、環境省は、自然共生サイトのうち保護地域との重複を除いた区域をOECMとして国際データベースに登録する。

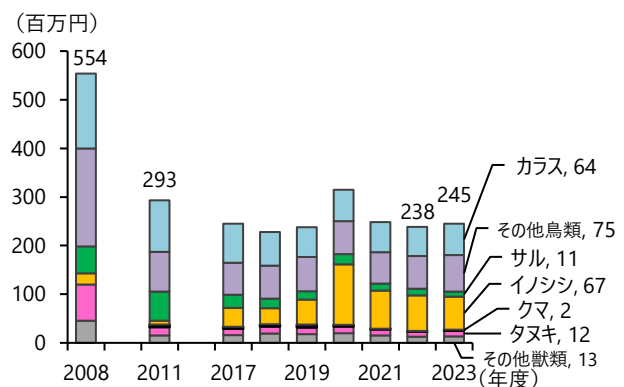
³ 自然環境保全地域：新潟県自然環境保全条例に基づき、開発行為の一部を制限し、優れた自然環境を保全するために指定された地域。

イ 野生鳥獣

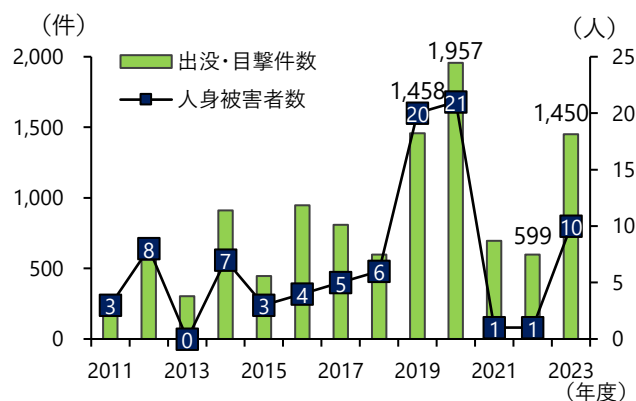
【現状】

- 県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条に基づき「鳥獣保護管理事業計画」を定めています。当該計画に基づき、鳥獣保護区¹の指定や鳥獣の捕獲等の許可、管理計画の作成、野生鳥獣保護管理対策の基礎資料とするための野生鳥獣の生息状況調査等を実施しています。
- 2014（平成26）年12月に制定した「新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例」（2018（平成30）年10月一部改正）において、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカなど、人身被害や農林水産業被害を生じる、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣を「特定野生鳥獣」と定めています。
- 2022（令和4）年6月、「新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例」が目指す人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりに向け、県、市町村、専門家、農林漁業団体、野生鳥獣関係団体そして県民など多くの関係者が現状認識と取組の方向性を共有できるよう、「野生鳥獣の管理と共生に向けた基本方針」を策定し、特定野生鳥獣の管理を推進しています。
- ニホンジカ、イノシシ等による生態系への影響や農林水産業被害が深刻化しています。本県における近年の農作物等被害額は2.5億円前後で高止まりしており、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等一部の野生鳥獣では生息数の増加や生息域の拡大が見られ、被害の深刻化及び生態系への影響が懸念されています。
- 集落の高齢化、人口減少、耕作放棄地の増加等、里地里山に人の手が入らなくなったことが、人と野生鳥獣との軋轢を生じさせる一因と考えられます。
- また、高齢化等による狩猟者の減少に伴う有害鳥獣捕獲の担い手の減少が問題となっています。
- 2020（令和2）年4月、野生鳥獣の被害対策に係る専任部署として「鳥獣被害対策支援センター」を設置し、本センターが中心となって、有害鳥獣を人里へ寄せ付けない取組や捕獲、県民への注意喚起等の対策に取り組んでいます。

図表2-20 野生鳥獣による農作物被害金額の推移



図表2-21 ツキノワグマ人身被害者数及び出没・目撃件数の推移



¹ 鳥獣保護区：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護のために必要があると認めるとき、環境大臣又は知事が設定するもので、全ての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の生育及び繁殖のために必要な施設等が設置される。

- ・2024（令和6）年3月、新潟県広域被害防止協議会（会員：県、全市町村、一般社団法人新潟県猟友会）による支援を受けた一般社団法人新潟県猟友会により、県内で初めて大口径ライフル射撃場（新潟市西蒲区）が整備されました。ツキノワグマなど大型獣捕獲の担い手を確保・育成するための施設として役割を担うことが期待されます。



県内で撮影されたツキノワグマ
（新潟大学箕口名誉教授提供）

- ・高病原性鳥インフルエンザは、県内では2016年に家きんと野鳥で確認されて以降、近年では断続的に発生しています。県では高病原性鳥インフルエンザの早期発見、感染範囲等の把握のため、死亡野鳥のウイルス保有状況の調査等を実施しています。

【課題】

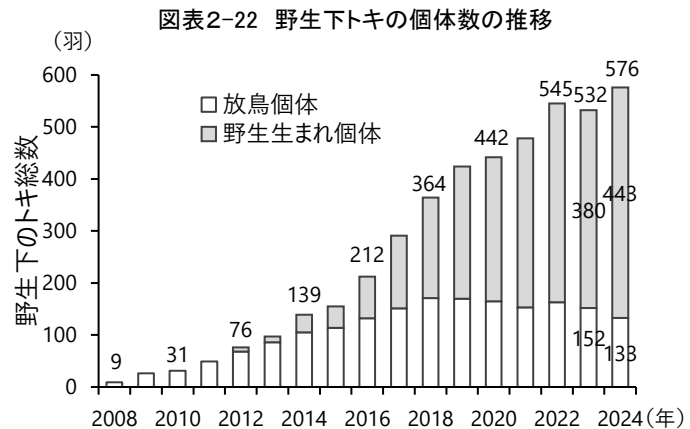
- ・鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息状況を継続的に把握するとともに、野生鳥獣の保護と管理のバランスを図ることが必要です。
- ・関係機関との情報共有などにより連携を強化し、生活圏に近い森林・里山への緩衝帯の整備を推進するなど、人と野生鳥獣が共生できる地域づくりを進めることが必要です。
- ・農林水産物や生活環境等に被害を与える野生鳥獣への対策を強化し、人身被害、農林水産被害の未然防止に向けて取り組むことが必要です。
- ・生息数の増加や生息域の拡大が見られる大型獣の捕獲の担い手など、野生鳥獣の管理を担う人材の確保・育成に一層取り組むことが必要です。
- ・高病原性鳥インフルエンザの早期発見や死亡野鳥等の調査結果を踏まえた迅速な対応が必要です。

ウ 身近な自然環境

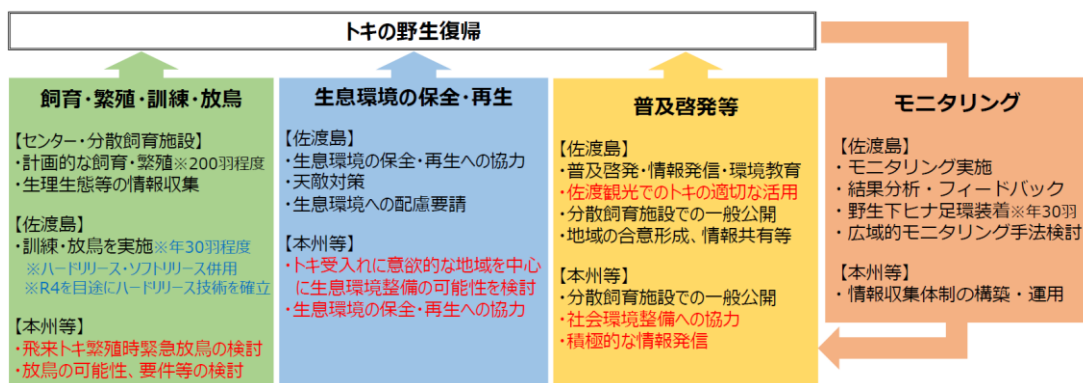
【現状】

- ・本県は森林・農地を合わせて県土の約83%が緑に覆われています。農山村地域等には里山、水田、畑などの農地や集落等で構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息・生育していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農地等が有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。
- ・森林は、木材生産のほか、国土の保全や水源かん養など、様々な機能を有することから、県では、重要な役割を果たしている森林を保安林に指定することで、伐採や土地の形質の変更等を制限するとともに、植林や間伐などの森林整備活動の支援等により森林機能の維持・保全に努めています。
- ・農地は、洪水防止や地下水かん養等の機能を果たしていますが、耕作放棄地が増加傾向にあり、それらの機能の低下が懸念されています。
- ・農業農村整備では、農業の生産基盤や農村の生活環境の整備により持続可能な農業を支えてきましたが、一方で、生物の生息・生育環境に負の影響を及ぼす側面もあることから、自然環境への負荷や影響を回避・軽減するように努めています。
- ・農業は、食料生産の基盤であるとともに、様々な生物の生息・生育環境の確保や気温上昇の抑制等の機能も有しており、より一層、生物多様性の保全等に効果の高い営農活動を進めることが重要です。

- 一方、都市部では緑被率が10%に満たない地域もあり、地域住民の良好な生活環境を維持する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活環境の創造が望まれます。
- また、住民にとって憩いと安らぎを感じることでできる河川、湖沼、海岸などの快適性の高い水辺空間は重要ですが、開発や都市化により、水とのふれあいの場が少なくなっているところもあります。
- 景観づくりも重要な課題となっており、本県では、美しい自然景観や歴史・文化的な景観等、貴重な財産が残る一方で、棚田の荒廃や周辺の街並みと調和しない建造物の出現、屋外広告物の乱立等、地域の景観に与える影響が心配されています。
- 農山漁村での生活体験を楽しむグリーン・ツーリズム¹は、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会を提供し、自然環境等の資源を大切にする意識を高めることを目指すものであり、教育体験旅行や着地型ツアーでの集客に取り組んでいます。
- トキの保護増殖を図るため、環境省と一体となってトキの野生復帰の取組を進めており、野生下のトキの個体数は順調に増加しています。
- 佐渡においては、トキの個体数の増加や生息域が拡大していることから、トキが安定して生息、繁殖していくため、農地、森林、湿地等のトキのえさ場、ねぐら、営巣林等の総合的な生息環境を、佐渡島全域で維持・確保していくことが求められています。
- また、トキの野生復帰を進めるため、市民、NPO、行政等が連携しながら取組が行われています。



図表2-23 トキの野生復帰を支える取組の概要



出典) 環境省：「トキ野生復帰ロードマップ2025の概要」

- 信濃川、阿賀野川をはじめとする数多くの河川や長い海岸線を有する本県の豊かな水環境は、多様な生態系を育み、日常生活や産業活動の中で利用されています。これらの水環境を維持し、活用を図っていくことが重要であり、「新潟県水環境保全基

¹ グリーン・ツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。

本方針」を策定し、取組を進めています。

- ・さらに、地域で保全活動を積極的に行っている湧水や清流を「新潟県の名水」として選定し、県内外へ情報発信し、水環境保全に対する県民への意識啓発や、地域の活性化への支援を通じて豊かな水環境の保全と活用を図っています。

【課題】

- ・水源かん養機能など森林がもつ様々な機能を維持・保全するため、森林を適正に管理するよう努めていくことが重要です。
- ・農地がもつ地下水のかん養機能等を維持するため、耕作放棄地の発生防止や解消に取り組むことが必要です。
- ・県民生活に密接な影響がある身近な自然環境を保全するため、環境と調和した農林水産業の推進が必要です。
- ・都市緑化、水辺の保全、美しい景観づくり、歴史的・文化的環境の保全が必要です。
- ・農山漁村での生活体験を楽しむグリーン・ツーリズムの推進が必要です。
- ・トキの個体数の増加や行動範囲の拡大に応じ、生息環境の維持・整備と人との共生に向けた社会環境づくりが必要です。
- ・県民、事業者、行政が連携・協働した水環境保全の取組が必要です。
- ・湧水や清流などの豊かな水環境は、地域住民の生活基盤となる豊かな資源、地域の貴重な財産であり、引き続きその保全と活用を行っていくことが重要です。

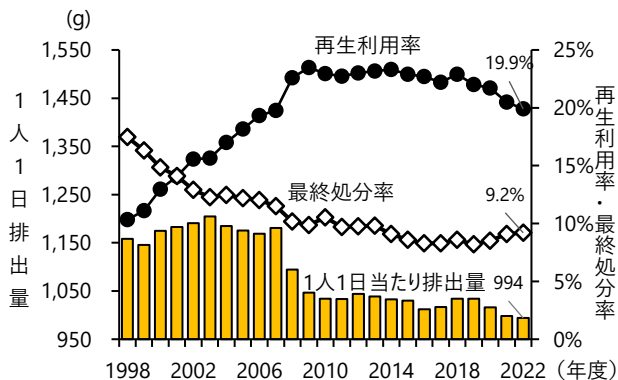
(3) 資源循環

ア 一般廃棄物¹

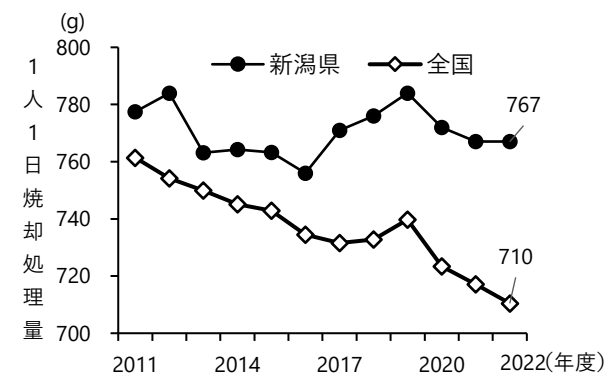
【現状】

- ・1人1日当たりごみ排出量は、2003（平成15）年度をピークに、市町村のごみ処理の有料化の取組や分別収集の進展などにより減少してきました。2010（平成22）年度以降は横ばい傾向であり、2019（令和元）年度以降はやや減少傾向で推移し、2022（令和4）年度は約994gで、全国平均の880gを上回っています。
- ・1人1日当たりごみ焼却処理量は、2022（令和4）年度は767gで、全国平均の710gを上回っています。焼却ごみの中には紙・布や食品残さ、プラスチック類が多く含まれています。

図表2-24 一般廃棄物の排出量等の推移



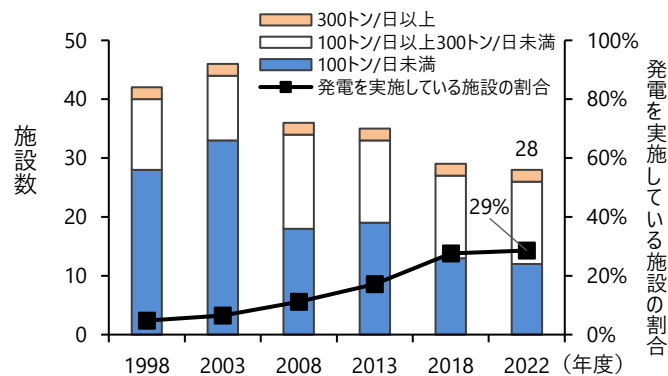
図表2-25 1人1日当たりの焼却処理量の推移



¹ 一般廃棄物：家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ（事務所・商店等から排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみ等）を指す。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分けられる。

- ・ごみの再生利用については、市町村による分別収集が着実に進められ、2022（令和4）年度の再生利用率¹は19.9%で、全国平均の19.6%を上回っています。
- ・最終処分量は減少傾向ですが、2022（令和4）年度最終処分率は9.2%で全国平均の8.4%より高い状況です。一方、このままの埋立状況が続き、新しい最終処分場²が建設されない場合の残余年数は、2022（令和4）年度末で10.6年と全国平均の23.4年を下回っています。
- ・市町村等が設置するごみ焼却施設数は、広域化・集約化により減少傾向にあります。
- ・県では、食品ロス削減のための県民運動のほか、県民や事業者に向けた広報やイベント等によりプラスチックごみの削減を促すなど、県民、事業者、NPO・関係団体、市町村等と連携・協働して3R³推進に取り組んでいます。

図表2-26 ごみ焼却施設の整備状況



【課題】

- ・全国平均と比べ、再生利用率は高くなっていますが、1人1日当たりごみ排出量が多く、最終処分率は高いことから、ライフスタイルの転換を推奨するなど更なる3Rの推進が必要です。
- ・特に、1人1日当たりごみ排出量や焼却処理量については全国平均を大きく上回っており、ごみの減量（リデュース）を進めるとともに、焼却処理から再資源化への転換が必要です。
- ・最終処分場の残余年数が全国平均を下回っており、最終処分場の残余容量を確保していく必要があります。ごみ焼却施設については、施設数は減少傾向ですが、人口減少・高齢化などの社会変化を踏まえ、さらなる広域化・集約化を進めていく必要があります。
- ・また、プラスチックごみや食品ロスなど社会全体で取り組むべき課題について、県民や事業者等とともに削減に向けた取組を強化する必要があります。
- ・近年では、災害の激甚化・頻発化に伴い、廃棄物処理施設の被災による処理の遅れや災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理が課題となっています。

¹ 再生利用率：一般廃棄物を再生利用した割合。次式により算出。

(直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量)×100(%)

² 最終処分場：再生利用できない廃棄物を最終処分（埋立）するための施設。ガラスくず等腐敗しない廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、一定以上の有害物質を含有する産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、これら以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類される。

³ 3R：廃棄物等の発生抑制（リデュース）・循環資源の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の総称

イ 産業廃棄物¹

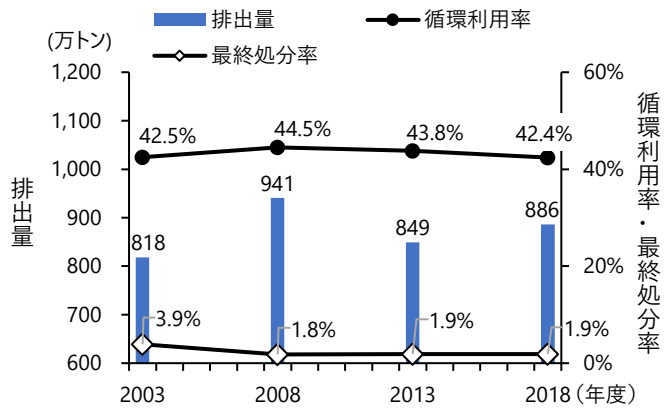
【現状】

- ・5年毎の実態調査の結果、2018（平成30）年度の産業廃棄物の排出量は886万2千tで、2013（平成25年）度と比べ37万1千t増加しました。業種別には鉱業、建設業等からの排出量が増加しています。
- ・2018（平成30）年度に排出された産業廃棄物の処理状況の内訳としては、減量化が55.6%、循環利用率²が42.4%、最終処分率が1.9%となっています。
- ・2022（令和4）年度末における県内の最終処分場の残余年数は13.0年（管理型：10.7年、安定型：21.2年）と、2021（令和3）年度における全国平均の19.7年を下回っています。
- ・県では、循環型社会ビジネスの育成のため、補助制度や貸付制度により、3Rに取り組む事業者を支援しているほか、優れた事業者の取組を表彰し、情報発信しています。

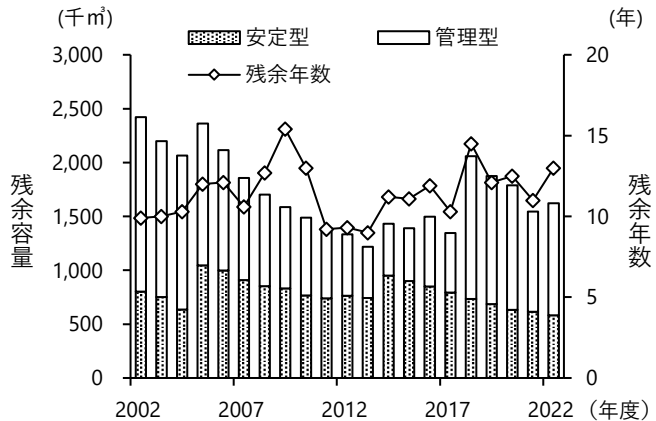
【課題】

- ・最終処分場の残余容量の将来的な不足が懸念されることから、減量化、再生利用の取組により、最終処分される産業廃棄物の量を減らしていくとともに、最終処分場の計画的な整備が必要です。
- ・PCB³廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB廃棄物特別措置法）に定める処分期間内に計画的かつ確実に処分することが必要です。
- ・国内での資源確保のため、リサイクルによる資源回収量の増加が求められている一方、再生利用しにくい複合材料からなる廃棄物の増加が見込まれており、高度な再

図表2-27 産業廃棄物の排出量等の推移



図表2-28 産業廃棄物最終処分場の残余容量・年数



¹ 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック等「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた20種類のもの。事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないよう、適正に処理することが義務付けられている。

² 循環利用率：産業廃棄物を循環利用した割合。次式により算出。{再生利用量＋（金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類の減量化量）－動物のふん尿の直接再生利用量} ÷ 排出量 × 100 (%)

³ PCB (Poly Chlorinated Biphenyl、ポリ塩化ビフェニル)：燃えにくく電気絶縁性に優れるため、トランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されたが、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止された。絶縁油にPCBを使用したトランスやコンデンサ等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をする必要がある。

資源化技術の普及が求められています。

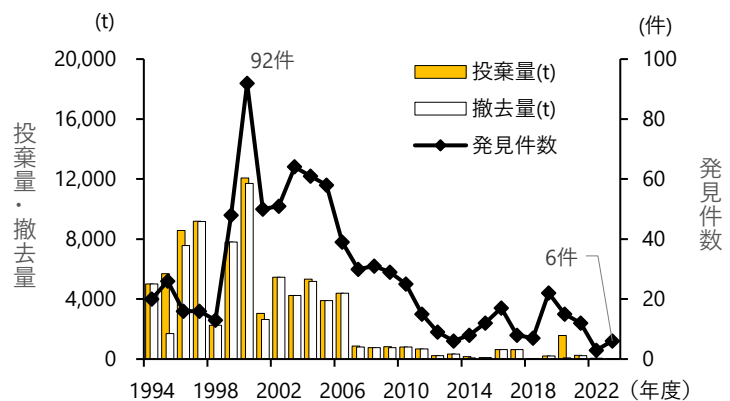
- ・太陽光パネルをはじめ、新たな製品の販売、使用等に伴う廃棄物の量や種類の変化への対応が求められています。
- ・アジア各国での廃プラスチック類の輸入規制を受けて国内における廃プラスチック類の資源循環が求められていることから、処理業者による再資源化の取組を促進する必要があります。

ウ 不法投棄

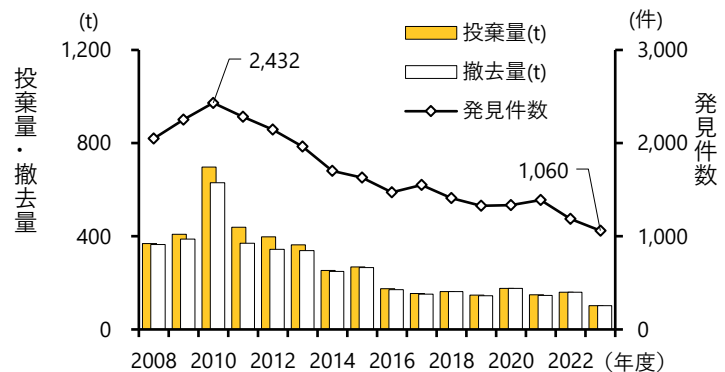
【現状】

- ・産業廃棄物の不法投棄の発見件数は、2000（平成12）年度をピークに、法令の厳格化や行政監視の徹底により、近年は低いレベルで推移しています。
- ・一般廃棄物の不法投棄は、2010（平成22）年度までは、市町村の監視体制強化を反映して不法投棄発見件数が増加していましたが、2011（平成23）年度以降は監視強化の成果により減少傾向となっています。
- ・県では、監視カメラの設置など行政による監視体制を強化するとともに、不法投棄監視県民ネットワークや不法投棄ホットラインなどを活用し、県民総ぐるみの監視体制を構築しています。
- ・また、毎年、春・秋に年2回開催する「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」で関係機関や団体が連携して啓発活動等を集中的に実施し、各事業の相乗効果を図っています。

図表2-29 産業廃棄物の不法投棄の件数等



図表2-30 一般廃棄物の不法投棄の件数等



【課題】

- ・産業廃棄物、一般廃棄物ともに、近年の不法投棄発見件数、投棄量は低いレベルで推移していますが、根絶には至っておらず、未然防止の充実・強化に努める必要があります。
- ・山間地や自社敷地奥に埋設する等、通常の行政監視では発見が困難な投棄事案も見受けられ、監視体制の充実を図っていく必要があります。
- ・また、陸域で不適正処理されたプラスチックごみなどの流出による海洋汚染の防止に向けて、不法投棄等の防止の意識醸成を図る必要があります。

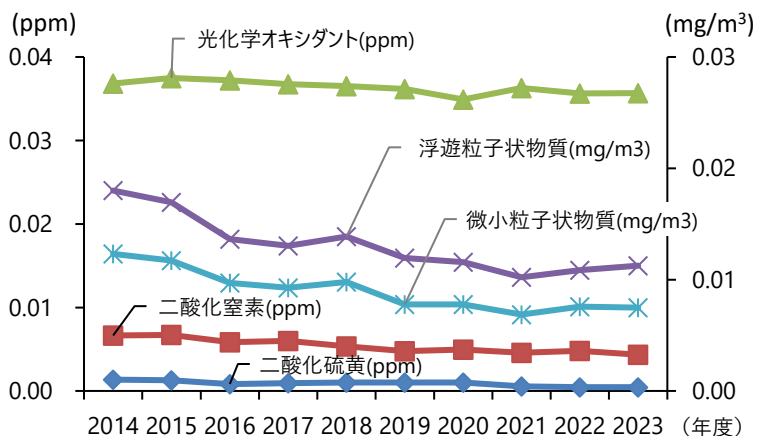
(4) 生活環境

ア 大気環境

【現状】

- 工場・事業場や自動車からの排出ガスへの対策が進んだことから、県内では二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質¹の濃度は、概ね環境基準を達成しており、近年は横ばいで推移しています。
- 一方で、光化学オキシダントは、全測定局で環境基準が非達成であり、濃度が光化学スモッグ注意報の発令基準に達することがあります。また、微小粒子状物質（PM2.5）についても、全測定局で達成するものの、濃度が高いことがあります。これらは、県内で発生するものだけでなく、国内他地域や大陸からの移流の影響もあると考えられています。
- ベンゼン等の有害大気汚染物質やアスベスト（石綿）²のモニタリング結果では、環境基準等が設定されている物質は、すべての測定地点で基準値等より低い状況となっています。
- 酸性雨について、直近5年間の降水のpHは概ね4.9～5.1の範囲で推移しており、県内では森林等の被害は確認されていません。
- 大陸からの影響を受けたと推定される広域的な大気汚染の原因究明や汚染防止対策を推進するために、本県に設置されている東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）³のネットワークセンター⁴を支援するとともに、同センターや国立環境研究所等と連携した調査・研究を推進しています。
- 国土交通省の推計によると、アスベストを使用した建築物等の解体が2028年（令和10年）頃にピークを迎えるため、本県においても解体の増加が予想されます。
- 悪臭苦情は、畜産農業によるもののほか、家庭ごみの焼却や浄化槽の不適正管理など一般家庭が原因となるものが高い割合を占めています。

図表2-31 環境大気測定結果の推移



¹ 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する10 μ m(0.01mm)以下の粒子状物質。肺や気管に沈着して呼吸器に悪影響を及ぼすことがある。

² アスベスト：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物で、柔らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材等広く利用されていた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることから新たな使用が禁止されている。

³ EANET：東アジア13カ国（カンボジア、中国、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、韓国、ロシア、タイ及びベトナム）が、各国の共通の手法で酸性雨モニタリング等を行うことにより、国際協調の下で酸性雨対策につなげていこうとするネットワーク。

⁴ EANET ネットワークセンター：1998年4月に新潟市に設置された（一財）日本環境衛生センター・酸性雨研究センター（ADORC）（現在のアジア大気汚染研究センター（ACAP））が、EANETのネットワークセンターとして酸性雨のデータ管理や評価、精度管理及び調査研究を担い、参加国への技術的な支援活動も行っている。

【課題】

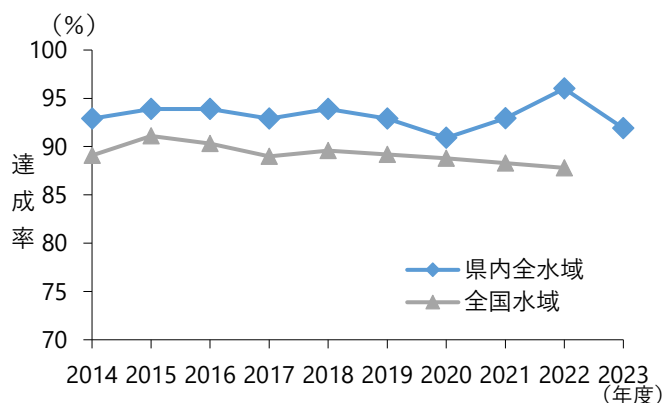
- ・大気汚染物質を排出する工場・事業場に対して排出基準の遵守を指導するとともに、大気環境の実態を把握するため、有害大気汚染物質¹を含め、モニタリングを継続することが重要です。
- ・光化学オキシダントやPM2.5について、原因物質の排出削減などの取組のほか、濃度が高くなった場合の迅速な注意喚起や工場・事業場の排出削減の協力などの緊急時体制の維持が必要です。
- ・アスベストの大気中への飛散防止のため、モニタリングとともに建築物等の解体・補修時の飛散防止対策の徹底が必要です。
- ・関係機関と連携し、広域的な大気汚染の調査・研究の推進が必要です。
- ・畜産事業者に対する家畜排せつ物の適正な管理の指導等、市町村と連携した悪臭防止対策の推進が必要です。
- ・一般家庭が原因となる苦情が発生していることから、市町村が実施する悪臭防止の取組支援が必要です。

イ 水環境

【現状】

- ・県内の公共用水域²の水質の状況は、概ね良好な水準を維持しています。カドミウム等の健康項目については、河川、湖沼、海域の全調査地点で環境基準を達成しています。
- ・水質汚濁の代表的指標である河川のBOD³、湖沼及び海域のCOD⁴については、2023（令和5）年度は、類型指定した全水域の92%で環境基準を達成しました（河川83水域のうち2水域で、湖沼は2水域のうち水域1水域で、海域は14水域のうち5水域で非達成）。
- ・油の流出や魚類へい死などの異常水質事案は、例年県内で数多く発生し、水道用水や農業用水などの取水に影響を及ぼすことがあります。
- ・異常水質事案のうち油の流出事故が最も多く、その原因は、取扱不注意によるものが4割以上を占めています。そのため、油流出事故を防止するために、発生件数が多い冬期間を中心に注意を呼びかけています。

図表2-32 水質環境基準(BOD又はCOD)の達成率の推移



¹ 有害大気汚染物質：継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となる物質のこと。該当する可能性がある物質として248種類が挙げられ、そのうち優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）として23種類がリストアップされている。

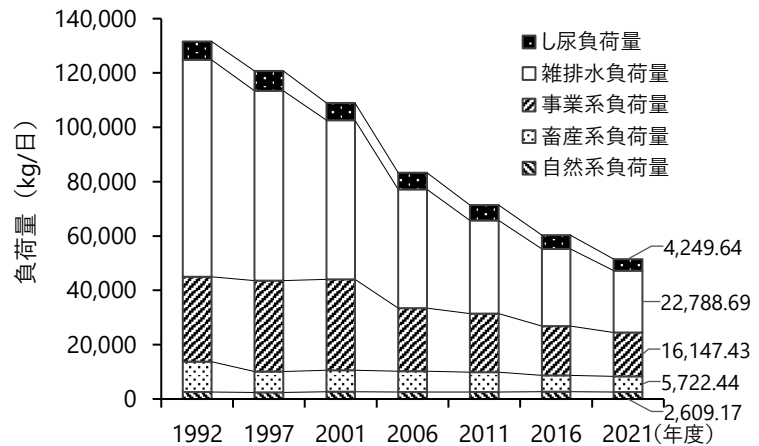
² 公共用水域：水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路を指す。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域や水路が含まれる。

³ BOD (biochemical oxygen demand、生物化学的酸素要求量)：河川等の汚濁の度合いを示す指標。水中の有機物等の汚染物質を微生物によって無機物あるいはガス化する際に消費される酸素量 (mg/L) で表され、数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多いことを示す。

⁴ COD (chemical oxygen demand、化学的酸素要求量)：海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標。水中の有機物等の汚染物質を酸化剤で化学的に酸化する際に消費される酸素量 (mg/L) で表され、数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多いことを示す。

- ・県内の主な河川における発生源別でのBOD汚濁負荷量では、生活排水（し尿と生活雑排水（台所排水、洗濯排水、入浴排水等））に由来するものが約5割を占めています。今後も公共用水域の水質の維持・改善を進めるために、工場・事業場の排水規制に加えて、下水道の計画的な整備など生活排水対策を進めていきます。

図表2-33 BOD 汚濁負荷量の経年変化



- ・下水道は、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず河川等の公共用水域の水質保全や浸水の防止等、重要な役割を担っており、下水道処理人口普及率¹は、着実に増加してきています。
- ・県内の浄化槽に占める単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）の割合は高く、全国平均を上回っています。
- ・これら水環境の保全に関する施策を総合的に推進し、水道水源となる水域はもとより、県内の公共用水域における水質保全を図っています。

【課題】

- ・県内の公共用水域の状況は、概ね良好な水準が維持されており、この状態を継続していくことが必要です。
- ・一部の海域（新潟海域の一部や県北海域）のCODについて環境基準が非達成であり、継続監視と要因解明に向けた取組の推進が必要です。
- ・過去に水銀による環境汚染が深刻となった河川は、これまでの取組により環境基準を達成していますが、継続監視を行い、この状態を維持することが必要です。
- ・異常水質事案に対しては、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するとともに、特に発生件数の多い油流出事故について、灯油の取扱いに関して啓発するなど、未然防止を図ることが必要です。
- ・し尿と生活排水とを併せて処理する污水处理施設には、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等があり、さらに、これらの生活排水処理施設を整備していくことが必要です。
- ・水道水源として利用される河川水や地下水については、特に県民の安全・安心に関わる問題であり、常に良好な水質を維持することが必要です。

¹ 下水道処理人口普及率：県総人口に対する下水道を利用できる区域内に定住する人口の割合。

ウ 地盤環境

【現状】

(地盤沈下)

- ・ 県内には、軟弱な粘土層を有する沖積平野があり、新潟地域、上越地域、長岡地域、南魚沼地域及び柏崎地域の5地域で地盤沈下が観測されています。地盤沈下が進行すると、建造物、治水施設、港湾施設、農地及び農業用施設等への被害が懸念されます。

図表2-34 各地域における地盤沈下の状況

年度	新潟地域		上越地域		南魚沼地域		長岡地域		柏崎地域	
	最大沈下 (cm)	沈下面積 (km ²)	最大沈下 (cm)	沈下面積 (km ²)	最大沈下 (cm)	沈下面積 (km ²)	最大沈下 (cm)	沈下面積 (km ²)	最大沈下 (cm)	沈下面積 (km ²)
2014	1.6	459	0.6	70	1.2	27	1.7	27	1.7	5
2015	1.4	494	2.0	180	2.2	17	0.7	19		
2016	1.1	454	0.3	59	0.7	20	1.9	33	2.1	12
2017	1.3	413	0.5	26	1.1	32				
2018	2.2	606	2.8	191	1.0	11	0.5	16	4.0	12
2019	1.2	342	0.5	54	1.1	22				
2020	1.1	115	0.2	6	0.6	13	2.2	16	2.1	9
2021	2.8	606	3.2	191	1.8	13				
2022	2.2	544	2.2	186	2.0	13	-	-	2.4	8
2023	1.4	569	0.8	7	1.4	12				

※長岡地域と柏崎地域は、18年度以降隔年で水準測量調査を実施しており、値は2年間の累計。

- ・ 新潟地域においては、水溶性天然ガス採取に伴う地下水のくみ上げが主な原因となって、1955（昭和30）年代に著しい地盤沈下が起きたことから、水溶性天然ガスの採取規制やくみ上げられた地下水の地下還元などの対策がとられており、現在は、沈静化の傾向が見られます。阿賀野川河口付近の海岸部においては、年間1～2cm程度の沈下傾向が続いています。
- ・ 上越、長岡、南魚沼、柏崎の各地域では、冬期間の消雪用に利用する多量の地下水のくみ上げが主な原因となっています。最近は、以前に比べ沈下量は減少していますが、降雪量の多い年は沈下量が増加する傾向があります。
- ・ このように、現在、一部の地域で地盤沈下が沈静化する傾向が見られますが、依然として地下水のくみ上げ状況によっては、地下水位が低下し、地盤沈下の進行が懸念されることから、関係機関と連携して地下水位や地盤沈下の状況を監視するとともに、条例等による地下水採取規制等の施策を実施しています。

(土壌汚染)

- ・ 工場・事業場跡地等において重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が判明する事例が発生しています。
- ・ 土地所有者による土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査や土地の売買等に伴う自主的な調査によって、土壌汚染の確認機会が増えており、法に基づく土壌汚染が判明した区域の指定も増加しています。

(地下水汚染)

- ・ トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの有機塩素系溶剤による地下水汚染が、金属製品製造業や繊維業などの地場産業の盛んな地域や、これらの物質を排水規制以前に使用していた事業所及び周辺地域等で確認されています。
- ・ 県内の沖積平野等では、地質的な要因で砒素が環境基準値を超過する地域があります。

- ・海岸砂丘地域などで施肥や過去の生活排水の地下浸透などにより、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過する地域があります。

【課題】

(地盤沈下)

- ・地下水の多量のくみ上げにより、地下水位が低下し、井戸が枯れて利用ができなくなることや地盤沈下の進行が懸念されることから、引き続き、関係機関と連携して地下水位や地盤沈下の状況を監視するとともに、条例等による地下水採取規制や地下水利用者への節水の周知・要請が必要です。

(土壌汚染)

- ・汚染土壌が砂ぼこりとなって口や鼻から摂取されたり、汚染された地下水を飲用することにより健康に影響を及ぼすことや、農業用水や雑用水などとしての利用への影響が懸念されることから、土壌汚染の未然防止を図るとともに、汚染が発見された場合には、住民への情報提供や土地所有者による汚染土地の適切な措置・管理の徹底が必要です。

(地下水汚染)

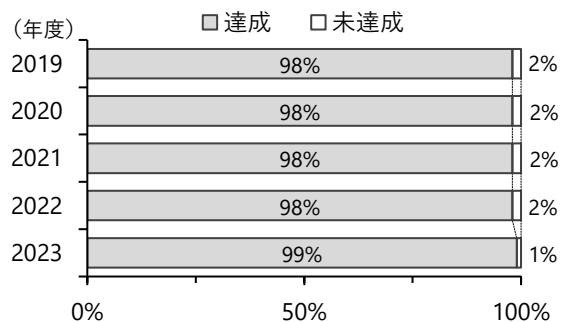
- ・汚染された地下水を飲用することにより健康に影響を及ぼすことや農業用水や雑用水などとしての利用への影響が懸念されることから、地下水汚染の未然防止を図るとともに、汚染が発見された場合には、住民への情報提供や健康への被害防止等の適切な措置が必要です。

エ 騒音・振動

【現状】

- ・県内における騒音に係る苦情件数は近年横ばい傾向です。振動に係る苦情は件数が少ないものの増加傾向にあります。騒音・振動に係る苦情のうち、工場・事業場及び建設作業における事業活動に伴うものが、全体の半数以上を占めています。
- ・自動車交通に伴う騒音の状況について、道路に面する地域における環境基準の達成状況は9割を超えていますが、依然として達成していない地域があります。
- ・また、県内の新幹線鉄道沿線、高速自動車道沿道、空港周辺における騒音については、環境基準が非達成となる地域があります。

図表2-35 道路に面する地域における環境基準達成率の推移(面的評価)



【課題】

- ・市町村への技術的支援及び連携による騒音対策の推進や、事業者及び関係機関への対策要望を継続することが必要です。

オ 化学物質

【現状】

- ・現代社会においては、様々な化学物質が製造、使用されていますが、その中には人や生態系への影響が懸念されるものもあります。
- ・化学物質による環境汚染を防止するため、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」による新規化学物質の審査や製造・輸入の規制が行われています。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）により、特定の化学物質の環境への排出量が把握されており、県では、県内の状況等について

とりまとめて公表しています。また、県条例等により、有害な化学物質を取り扱う事業者に対して排出の抑制や適切な取扱いを指導しています。

- ・PRTR法に基づく県内の届出排出量は減少していますが、近年、下げ止まり傾向にあります。また、化学物質別の排出量は、トリクロロエチレンが全国に比べ上位になっていることが特徴です。

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類¹をモニタリングする

とともに、工場・事業

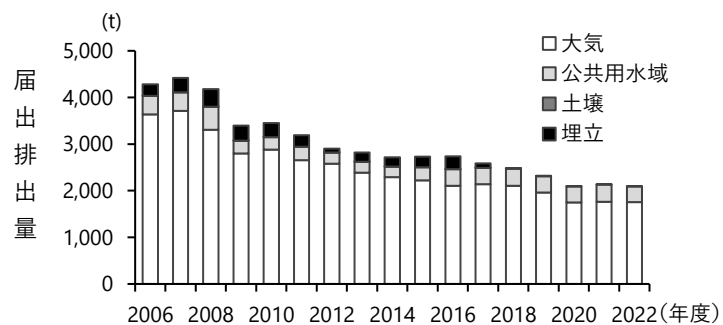
場に対して立入検査を行っています。大気、水質、土壌等のダイオキシン類の常時監視結果では、河川水質で環境基準が非達成となる地点があります。

- ・農薬使用者に対する農薬の適正利用や過去に埋設した農薬の適正な管理・処理を指導しています。
- ・環境リスク低減に向けた事業者の取組と県民、事業者、行政の相互理解を進めるリスクコミュニケーションを促進するために研修会を実施しています。
- ・未規制化学物質の環境中の実態について、様々な調査・研究を進めています。

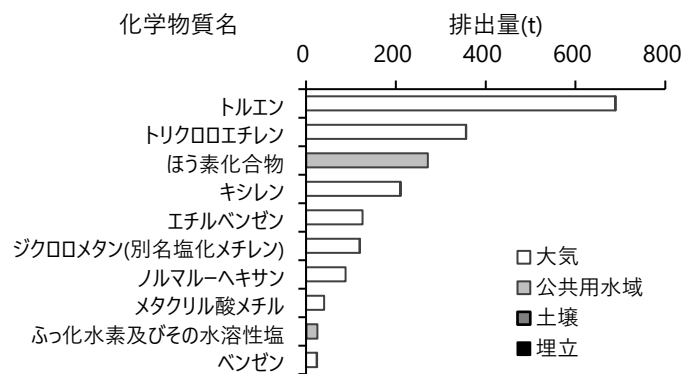
【課題】

- ・工場・事業場における施設の適正管理、排出量等の把握及び情報公開について促進することが必要です。

図表2-36 県内のPRTR法に基づく届出排出量の推移



図表2-37 届出排出量の上位10物質(県内)(2022年度)



¹ ダイオキシン類：有機塩素系化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が熱せられるような過程で自然にできてしまう副生成物。

- ・環境リスク低減に向けた事業者の自主的な取組と県民、事業者、行政の相互理解を進めるリスクコミュニケーションの一層の促進が必要です。
- ・県民の安全・安心な生活環境を確保するため、環境中の化学物質のモニタリングを継続するとともに、モニタリング結果や、工場・事業場からの排出量、化学物質の毒性情報等を分かりやすく県民へ提供することが必要です。
- ・環境リスクの高いトリクロロエチレンの排出抑制が必要です。

カ 放射線等の監視

【現状】

- ・東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県、柏崎市及び刈羽村が東京電力ホールディングス(株)と締結している安全協定等に基づき、環境放射線等のモニタリングを行っています。
- ・2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故に際し、柏崎刈羽原子力発電所周辺の監視に加え、県内全域での空間放射線量率などの観測及び情報発信を行い、2022（令和4）年度には事故直後から10年間の調査結果をとりまとめ、次のとおり評価をいただきました¹。

- 本県のこれまでの調査結果から、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質が本県でも確認されたが、環境への影響は限定的であり、健康に影響のない放射能レベルであると考えられる。
- 近年の調査では、新たな放射性物質の飛来は確認されておらず、10年間の時間の経過とともに多くの項目で事故の影響は見られなくなっている。
- 基準値超過が確認されている山菜・野生きのこ・野生鳥獣の肉については、引き続き調査を行い、その濃度推移を確認する必要がある。その他の試料については、風評被害対策などの政策的な目的、環境挙動の把握などの学術的な目的に応じ、調査の必要性や頻度・方法等について適宜見直しを行っていくことが望ましい。

引き続き、放射能の基準値超過等が確認されている山菜等について調査を行っています。

【課題】

- ・放射線等の的確な測定の実施と情報発信の推進が必要です。

¹ 出典）新潟県：福島第一原子力発電所事故に伴う新潟県内の放射線等の監視結果（10年とりまとめ版）（2022年12月）

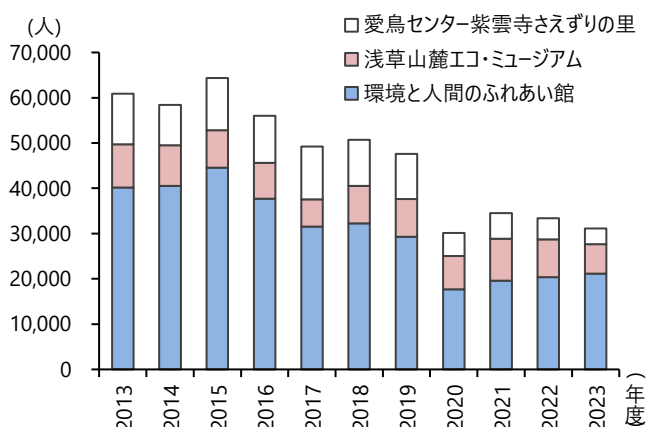
(5) 県民の参加・協働

ア 環境教育・環境学習

【現状】

- ・私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題であり、環境教育・環境学習は、人と環境との関わりについて正しく理解し、自ら進んで環境問題に取り組むことのできる人材の育成を目指すものです。
- ・2017（平成29）年3月に小・中学校、同年4月に特別支援学校、2018（平成30）年3月に高等学校の学習指導要領が改訂され、引き続き「総合的な学習の時間」や各教科等における環境教育の充実が掲げられ、小学校及び中学校では、各学校で体験活動を中心とした多様な取組を展開しています。
- ・2011（平成23）年に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」では、環境保全活動・環境教育の一層の促進に加え、協働取組の推進が明文化され、環境教育・協働取組推進に係る地方自治体の行動計画の策定や、体験の機会の場の都道府県認定制度などが新たに盛り込まれました。
- ・県民を対象に実施した「環境に関するアンケート調査」（2023年8月実施）においても、「環境保全について理解を深めるための教育が必要だ」とする人（「大変そう思う」「ややそう思う」の合計）が92.7%にのぼっています。
- ・地域においては、環境に関する講演会や、体験型の自然観察会や探鳥会が行われていますが、これらの活動への県民の積極的な参加が少ない状況です。
- ・環境教育・環境学習を推進するためには、指導者の育成や環境学習施設の整備等が重要です。県では、指導者の育成及び既存施設を活用した環境学習を実施しています。

図表2-38 環境学習施設の来館者総数



【課題】

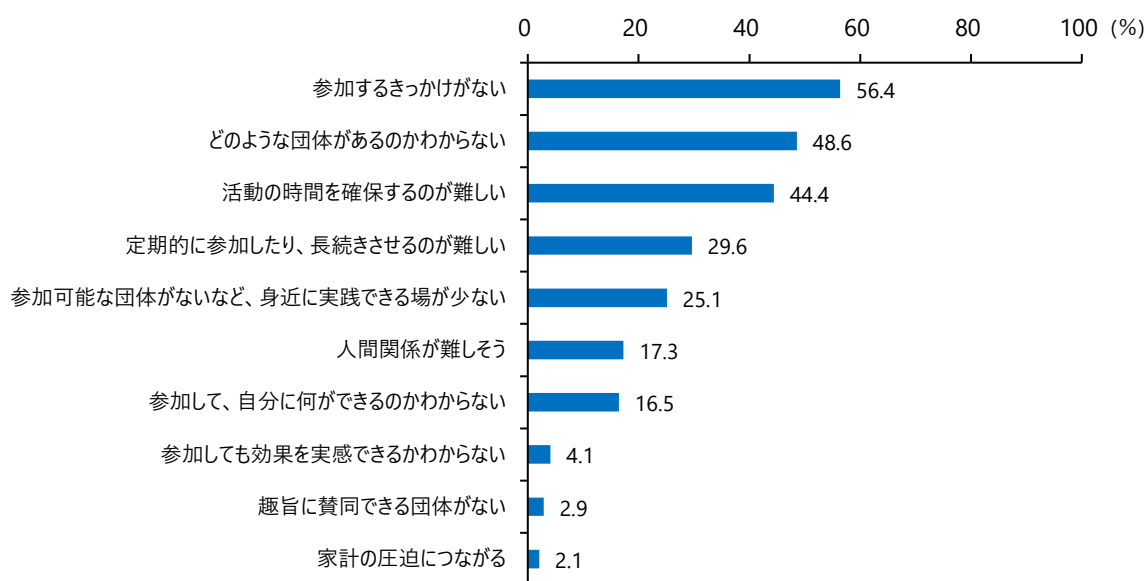
- ・「自ら考え、行動する人」を育てる環境教育・環境学習を引き続き充実していくことが必要です。
- ・地域における、多様な主体が連携した環境保全活動の展開には、「率先して環境保全活動に取り組む」、「参加者の自発的な行動を引き出す」及び「様々な認識をもつ人々の意見を調整する」ことのできる人材を育成し、活用を図ることが必要です。
- ・学校以外の場での環境学習や体験活動の機会の場として、環境学習施設等の利用をより一層促進することが必要です。

イ 環境保全活動

【現状】

- ・今日の地球温暖化問題、廃棄物問題等は日常生活や社会経済活動に深く関わっています。こうした環境問題を解決するためには、県はもとより、県民、事業者、NPO、行政等がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して取組を進めることが不可欠です。
- ・環境に関するアンケート調査からは、県民の環境に配慮した行動・活動として、マイバッグの使用やごみの分別の徹底、家庭における節電など、身近な環境保全の取組は高い割合で実施されていることがうかがえます。
- ・しかしながら、環境保全に関する行動に積極的に参加したいと考える人の割合は減少し、地域団体・NPO等の環境保全活動に参加したことがない人が半数以上（57.2%）となり、そのうち約5割が「参加するきっかけがない」「どのような団体があるのかわからない」と回答しています。
- ・事業者の環境マネジメントシステムの取組状況について、ISO14001の認証取得件数及びエコアクション21の認証・登録数は減少傾向です。
- ・県では各種報告やホームページ等、様々な機会、媒体を通じて市町村や民間団体、事業者等の活動に関する環境情報を提供しています。
- ・近年、地球温暖化問題等、環境問題への関心が高まり、環境に配慮した商品やサービスの提供に自主的に取り組む事業者が増えつつあります。

図表2-39 環境保全活動を行う地域団体・NPO等に参加することについての課題等



【課題】

- ・多様な主体の連携・協働による取組を促進していく必要があります。
- ・環境保全活動を行う地域団体・NPOなどの情報や優れた環境保全活動に関する情報の発信を積極的に行い、県民の取組・参加を促す必要があります。
- ・環境問題が複雑化・多様化している中、今後ともさらに充実した環境情報を分かりやすく提供することが必要です。

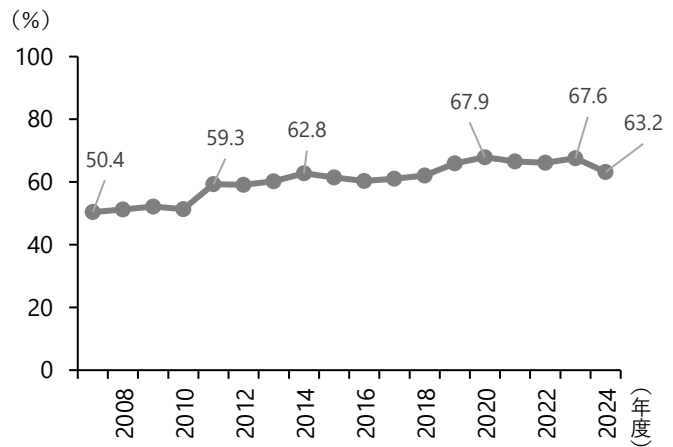
4 県民意識等

(1) 県民意識調査¹

県民の暮らしや県の施策への満足度などを把握するための県民意識調査における調査項目の一つに、地域の環境に対する満足度を設け、県民意識を継続して把握しています。

県民から見た自然や生活環境に関する満足度（「満足」＋「ほぼ満足」と回答した人の割合）は、2007（平成19）年度は50.4%でしたが、近年は60%台であり、概ね順調に推移しています。

図表2-40 県民から見た自然や生活環境に関する満足度



(2) 環境に関するアンケート調査²

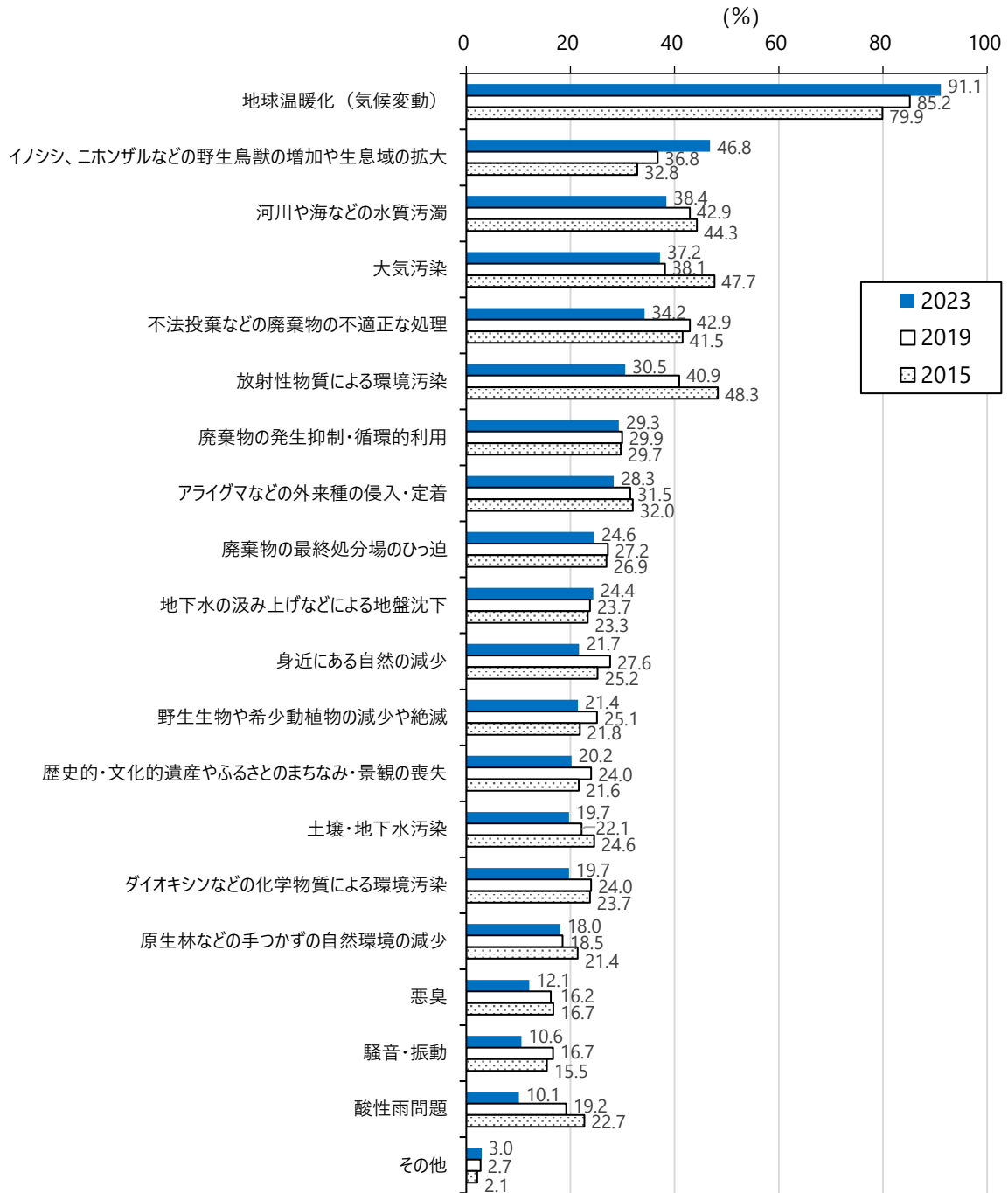
環境基本計画の見直しにあたり、今後の施策展開等の参考にするため、県民を対象に「環境に関するアンケート調査」を2023（令和5）年8月から10月にかけて実施しました。

特に関心の高い環境問題については、「地球温暖化」が91.1%で最も多く、「イノシシ、ニホンザルなどの野生鳥獣の増加や生息域の拡大」「河川や海などの水質汚濁」と続く結果となりました。これまでの結果と比較すると、「放射性物質による環境汚染」、「酸性雨問題」等は関心が低下傾向にあります。

¹ 県民意識調査：無作為抽出した一般県民3,000人に対する郵送アンケート（回収率：57.5%）

² 環境に関するアンケート調査：無作為抽出した中から調査協力に承諾した一般県民500人に対する郵送アンケート（回収率：85.8%）

図表2-41 環境問題への関心について



5 本計画の進捗状況

本計画では、施策の進捗管理を行うため施策分野ごとに主要指標を設定しています。前回（2022年3月）改定時における主要指標の値（基準値）及び最新値の比較結果、並びにそれらを踏まえた施策の進捗状況の評価は次のとおりです。

全 体

- ・「県民の環境に関する満足度」は増加し、概ね順調に推移しています。（◎）

（以下、施策の構成は前回改定時のものであることに注意）

人と自然が共生するくらしづくり

- ・「県民の『生物多様性』の認知度」は増加し、順調に推移しています。（◎）
- ・野生鳥獣による「人身被害者数」は増加しました。（▲）
- ・「野生下トキの個体数」は増加し、順調に推移しています。（◎）

安全で快適な環境づくり

- ・「PM2.5の長期基準達成状況」は100%で推移しています。（◎）
- ・「県内の温室効果ガス排出量」は、目標を概ね達成するペースで推移しています。（○）

資源を大切にす循環型の地域社会づくり

- ・「一般廃棄物の再生利用率」は減少しました。（▲）
- ・「一般廃棄物の最終処分率」はやや増加しました。（△）

図表2-42 主要指標の現況と施策の進捗状況の評価（2024年最新値）

施策分野	指標	基準値		現況値		目標 (2024年度)	評価※1	
		年度	値	年度	値			
人と自然が共生するくらしづくり	県民の環境に関する満足度	2016	60.3%	2024	63.2%	増加させる	◎	
	県民の「生物多様性」の認知度	2014	23.2%	2023	27.0%	増加させる	◎	
	野生鳥獣による被害	農作物被害金額	2015	220百万円	2023	245百万円	減少させる	△
		人身被害者数	2015	3人	2023	10人	ゼロ	▲
	野生下トキの個体数	2019	396羽	2024	576羽	増加させる	◎	
優れた水環境が保全されている名水・清流の数	2016	65か所	2023	68か所	増加させる	◎		
安全で快適な環境づくり	PM2.5の濃度が長期基準(年平均値:15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を達成している測定局の割合	2015	100%	2022	100%	100%	◎	
	PRTR法に基づく化学物質に係る環境への届出排出量	2014	2,718t	2022	2,089t	減少させる	◎	
	放射性物質に対する対策が不十分と感じる県民の割合	2016	40.5%	2023	31.9%	減少させる	◎	
	県内の温室効果ガス排出量	2013	2,831万t-CO ₂	2022	2,022万t-CO ₂ (約29%削減)	2030年に基準年比46%削減を目指す	○	
	熱中症予防を意識して行っている県民の割合	2021	85.1%	2023	84.4%	増加させる	○	
	酸性雨に関する調査研究成果の発表数	2012~15	139	2020~23	241	139(2021~24)	◎	
資源を大切にす循環型の地域社会づくり	一般廃棄物再生利用率	2014	23.3%	2022	19.9%	27.3%以上	▲	
	産業廃棄物循環利用率※2	2013	43.8%	2018	42.4%	43.2%以上	○	
	廃棄物最終処分率	一般廃棄物	2014	9.1%	2022	9.2%	7.9%以下	△
		産業廃棄物	2013	1.9%	2018	1.9%	1.8%以下	○
	不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合	2019	31.2%	2019	31.2%	増加させる	—	

※1 「新潟県総合計画」の成果指標の達成率算定式を用いて達成率を算出し、評価は◎:達成(100%以上)、○:概ね達成(90%~99%)、△:不十分(80~89%)、▲:著しく不十分(80%未満)として記載。

※2 2024年度の計画見直し以前は、産業廃棄物再生利用率

第3章 計画の基本的な方向

1 目指す方向

本県は、緑豊かな山並み、日本海に向かって開けた肥沃で広大な平野、四季の変化、雪に育まれた水と緑など、豊かな自然環境に支えられて発展してきました。私たちは、この環境を守り、育て、活かし、健全な状態で次の世代に引き継いでいく責務を担っています。

また、新潟水俣病¹をはじめとする公害等の経験を踏まえ、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現できるよう取り組んでいかなければなりません。

このような前提の下で、本計画では、多様な主体の協働により、本県の有する恵み豊かな環境を保全し、自然との共生や脱炭素社会づくりに取り組み、県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築を目指します。

2 基本目標

安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築に向けて、基本目標を設定し、施策を展開します。

- 基本目標**
- 脱炭素社会への転換
 - 人と自然が共生する暮らし
 - 資源循環型社会の形成
 - 安全で快適な生活環境の保全

○ 脱炭素社会への転換

- ・再生可能エネルギー・脱炭素燃料等の「創出」、「活用」、省エネ・省資源等によるCO₂排出の「削減」、CO₂の「吸収・貯留」を4つの柱とする地球温暖化対策を多様な主体が協働して進め、脱炭素社会づくりを目指します。
- ・気候変動による影響の被害を回避・軽減するため、本県において最も重要度の高い4項目（水稲、水害、雪害、暑熱）を中心に適応策を推進します。

○ 人と自然が共生する暮らし

- ・ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現や生態系の健全性の回復（30by30目標）など、生物多様性の保全や野生鳥獣との軋轢の抑制に向けて取り組むとともに、トキの舞う自然や優れた湧水などを県内外へ情報発信し、これらを活かした地域づくりを支援することにより、人と自然が共生する豊かで美しい新潟県を目指します。
- ・中山間地域の森林や農地が地球環境保全に果たす役割にも配慮しつつ、環境保全型の付加価値の高い農業の取組を進めます。

○ 資源循環型社会の形成

- ・県民、事業者、NPO・関係団体、市町村などと連携・協力して、循環利用など3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組を推進するとともに、高度な再資源化に取り組む事業者の育成・支援などにより、循環産業の活性化を目指します。
- ・廃棄物の適正処理を推進し、優良な廃棄物処理業者を育成するとともに、不法投棄

¹ 新潟水俣病：メチル水銀化合物に汚染された魚介類を長期間食べることによって起きる中毒性の神経系疾患。最初に熊本県の水俣湾周辺で発生したことにより、「水俣病」という病名がつけられた。本県では、昭和電工鹿瀬工場からメチル水銀を含む排水が阿賀野川に排出されたことにより、1965年に同流域で発生が公式確認され、「新潟水俣病」と呼び区別している。

の未然防止や早期発見を図り、不法投棄ゼロを目指します。

- ・持続可能な適正処理の確保に向け、廃棄物処理基盤の整備を促進するとともに、災害に備えた廃棄物処理体制の整備や施設の強靱化を図ります。

○ **安全で快適な生活環境の保全**

- ・環境汚染を防止し県民の健康を守るため有害化学物質のリスク管理を進め、環境基準が非達成の項目についても重点的に対応するとともに、的確な環境モニタリングと迅速で分かりやすい情報発信を進めます。
- ・環境教育や環境情報の提供等を積極的に進め、多様な主体が連携・協働し環境保全活動を展開することにより、環境を守り育てる力の向上、地域コミュニティの活性化を支援します。

3 施策の展開の方向

基本目標を達成するための4つの環境保全の施策分野と「分野横断・共通的な施策」を施策の柱として、これに沿って体系的に施策を展開します。

施策の進捗管理を適切に行うため、特に重点的に取り組む施策については主要指標を、また、その他の関連する施策については環境指標を設定し、検証します。

なお、環境指標は巻末の資料編に示します。

図表3-1 主要指標

施策分野	指標	基準値		現況値		目標(2028)	
		年度		年度			
脱炭素社会への転換	県民の環境に関する満足度	2016	60.3%	2024	63.2%	増加させる	
	県内の温室効果ガス排出量	2013	2,831万 t-CO ₂	2022	2,022万 t-CO ₂ (約29%削減)	2030年に基準年比46%削減	
	熱中症予防を意識して行っている県民の割合	2021	85.1%	2023	84.4%	増加させる	
人と自然が共生する暮らし	県民の自然環境に関する満足度	2016	70.4%	2024	72.2%	76.0%	
	自然公園・自然環境保全地域等の面積割合	2023	29.6%	2023	29.6%	29.8%	
	野生鳥獣による被害	農作物被害金額	2015	220百万円	2023	245百万円	毎年度減少させる
		人身被害者数	2015	3人	2023	10人	0人
資源循環型社会の形成	1人1日当たりの焼却処理量(一般廃棄物)	2022	767g	2022	767g	751g以下	
	最終処分場の残余年数(産業廃棄物)	2022	13年	2022	13年	9.5年以上	
	不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合	2019	31.2%	2019	31.2%	増加させる	
安全で快適な生活環境の保全	県民の身近な生活環境に関する満足度	2016	59.3%	2024	65.2%	68.0%	
	PM2.5の濃度が長期基準(年平均値:15μg/m ³)を達成している測定局の割合	2015	100%	2023	100%	100%	
	PRT法に基づく化学物質に係る環境への届出排出量	2014	2,718t	2022	2,089t	減少させる	

4 施策の展開の考え方

2015（平成27）年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」では、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、17のゴールと169のターゲットからなるSDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）を掲げました。

17のゴールや169のターゲットは相互に関係しており、一つの行動によって複数の側面における利益（マルチベネフィット）を生み出し、複数の課題を統合的に解決することを目指すという特徴をもっています。

17のゴールの中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産・消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった環境に関わる目標が数多くあります。

本計画では、SDGsのゴールと各施策の関係を明確にし、持続可能な社会の構築に向けた環境施策をより効果的に展開することで、SDGsの実現に寄与することを目指します。

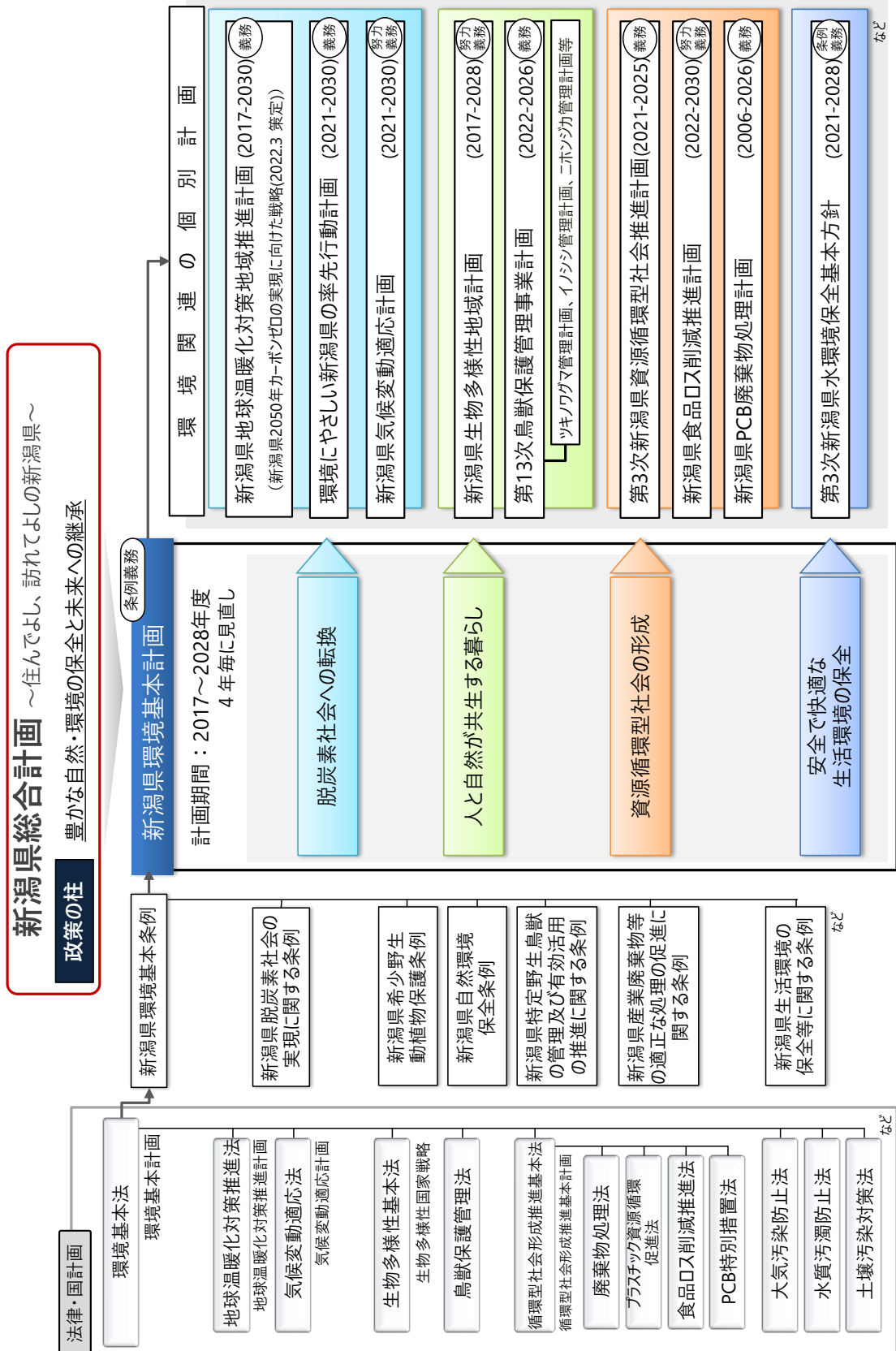
図表3-2 SDGsの17の目標



(出典：国連広報センター)

第4章 施策の展開

【施策体系】 環境関連計画の位置付け



基本目標

- 脱炭素社会への転換
- 人と自然が共生する暮らし
- 資源循環型社会の形成
- 安全で快適な生活環境の保全

1 脱炭素社会への 転換		2 人と自然が共生する 暮らし					3 資源循環型 社会の形成			4 安全で快適な 生活環境の保全					
(1) 温室効果ガス排出量の削減	(2) 気候変動適応への取組	(1) 生物多様性の回復と県民理解の促進	(2) 野生鳥獣の適正な管理	(3) 人とトキが共生する地域づくり	(4) 環境と調和した農林水産業の推進	(5) 水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり	(1) 資源循環の推進	(2) 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策	(3) 廃棄物処理基盤・体制の整備	(1) 快適な大気環境の確保	(2) 良好な水質の確保	(3) 良好な地盤環境の確保	(4) 騒音・振動のない快適な環境の確保	(5) 化学物質による環境汚染の防止	(6) 放射線等の監視
5 分野横断・共通的な施策															
5-1 県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり															
5-2 環境保全の共通基盤の整備															

SDGsの実現

1 脱炭素社会への転換

<目指すイメージ>

- ◆ 温室効果ガスの削減対策（緩和策）と気候変動への適応策を両輪とした脱炭素社会への転換が進んでいます。
- ◆ 風力発電、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入が進んでいます。
- ◆ 再生可能エネルギーの活用や電気自動車（EV）等の普及が進んでいます。
- ◆ 省エネ・省資源が徹底され、効率よくエネルギー等が使用されています。
- ◆ カーボン・オフセット等の経済的手法が県民に認知され、活用が進んでいます。
- ◆ 再生可能エネルギーの地産地消など地域資源を活用した取組により、地域への裨益や、環境と経済の好循環が図られています。
- ◆ 県民・事業者が適応策の重要性を理解し、気候変動の影響に対処しています。

<施策の方向>

- ・「2050年までの脱炭素社会への転換」及び「2030年度に温室効果ガス排出量を基準年（2013年度）比46%削減とすることを目指し、さらなる高みを視野に入れる」という目標の達成に向け、本県の特長や課題を踏まえつつ、再生可能エネルギー・脱炭素燃料等の「創出」、「活用」、CO₂排出の「削減」、森林整備や新たな技術開発によるCO₂の「吸収・貯留」の4つの柱の取組を県民や事業者等と連携し、全県一丸となって進めます。
- ・気候変動の深刻な影響があり、重要な産業または県民の生命・財産に関わるものを中心に、適応策により対処するとともに、その他のものについても既存の取組や情報収集等を重ね、必要に応じてさらなる対策を実施します。

<施策展開>

（1）温室効果ガス排出量の削減

- 新潟県脱炭素社会の実現に関する条例及び新潟県地球温暖化対策地域推進計画に基づき、地域レベルで総合的、計画的に地球温暖化対策を推進します。
- 脱炭素社会の構築に向け、再生可能エネルギーや脱炭素燃料等の創出とともに、産業、家庭など部門ごとに地域の実情に合った温室効果ガス排出量削減のための取組を推進します。
- 二酸化炭素吸収源対策として、森林整備や県産材の利用を推進します。
- オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の適正な管理を促進します。

ア エネルギー供給部門

- ・国や民間企業、関連自治体等と連携し、火力発電の低炭素化や、県内港における脱炭素エネルギー輸入等のための受入環境整備、またカーボンニュートラルにつながるサプライチェーン構築等を図る企業間連携を促進します。
- ・石油天然ガス関連企業が集積する本県において、CCUS（CO₂の回収・有効利用・貯留）に資する技術開発・基盤整備・事業化を促進します。

- ・長い海岸線や多くの河川、広大な平野部や豊富な森林資源等を活かした再生可能エネルギー（洋上風力・水力・太陽光・バイオマス）について、環境の保全に適正に配慮した上で、最大限の導入・利活用（地産地消等）を促進します。
- ・県有施設において、民間活力により小水力発電の導入を促進するとともに、下水汚泥や未利用の消化ガス、下水熱等の有効活用を推進します。
- ・地域の特長・課題や国の「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえた取組を重点的に進める市町村等と連携し、地域の脱炭素化を推進します。
- ・再生可能エネルギーの創出によるCO₂削減の取組を評価する仕組みの検討を進めます。

イ 産業部門、エネルギー転換・非エネルギー部門

- ・CO₂排出量の多い特定事業所の排出削減に向け、関係事業者と県による協議会等において情報共有を図るとともに、業種間連携や国プロジェクトの活用に向けた支援を行います。
- ・中小企業の排出削減に向け、自家消費型再生可能エネルギーの導入や、省エネの促進、脱炭素分野の研究開発など脱炭素事業へのチャレンジを関係機関が連携して支援します。
- ・事業所の自家消費型再生可能エネルギー等の導入やさらなる省エネルギー化を促進します。

ウ 業務部門

- ・公共施設¹・民間業務施設におけるZEB²の普及を促進します。
- ・事業所における自家消費型再生可能エネルギーの導入や、脱炭素・低炭素の電力・燃料等の利用を促進します。
- ・地球温暖化対策に積極的に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録・表彰し、省エネ・省資源・再生可能エネルギーの導入等、地球温暖化対策に積極的な事業所の取組を広く周知します。
- ・環境負荷ができるだけ小さい製品を購入するグリーン購入等を推進するとともに、県自らの事務・事業に伴う環境負荷を低減するため、「環境にやさしい新潟県の率先行動計画」を策定し、県のすべての機関で取組を推進します。
- ・県有施設におけるPPAモデル³を活用した太陽光発電設備の導入等を推進します。
- ・蛍光灯や白熱電球の生産終了を見据えた、県有施設の照明や交通信号機の信号灯器のLED化を促進します。

¹ 公共施設のZEB普及：国所有の建築物については、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）」において、今後予定する新築事業で原則ZEBを目指すことや太陽光発電設備を最大限導入することとされている。

² ZEB（zero energy building、ゼブ）：室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネや再生可能エネルギーの導入により年間の一次消費エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

³ PPA（Power Purchase Agreement、ピーピーイー、電力購入契約）モデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システム等を無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料をPPA事業者を支払うビジネスモデル等を指す。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もある等、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要。

エ 家庭部門

- ・多雪・寒冷という本県の気候に適したより高い断熱性能を持つ住宅「雪国型 ZEH¹」の普及を促進します。

図表4-1 「雪国型 ZEH」について

雪国型ZEHのポイント

ZEHを上回る断熱性能 HEAT20 G1以上 (UA値 ^{※1} 0.46又は0.48以下) (国ZEH基準 UA値0.6以下)	気密性の確保 C値 ^{※2} 1.0以下 (国ZEH基準 なし)	太陽光発電設備 設置可能な場合は、原則導入 (国ZEH基準 原則導入)
---	--	--





雪国型ZEH
新潟の冬と夏を快適に。
雪国型 ZEH のシンボルマーク

雪国型 ZEH は、夏は涼しく、冬は暖かく、年間を通して健康的に、快適に暮らせる、人にやさしい住宅です。また、エネルギー使用量が削減されるため、地球にも家計にもやさしい住宅となっています。

※1 UA 値 (外皮平均熱貫流率) :

室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標。値が小さいほど熱が出入りしにくく、断熱性能が高い。また、地域により ZEH 等の性能を満たす基準値が異なる。

※2 C 値 :

住宅の隙間を表す指標。数値が少ないほど隙間が少ない事を表す。

- ・省エネ家電や断熱性の高い窓、高効率給湯器の普及を促進し、家庭生活における省エネ化を図ります。
- ・家庭における自家消費型再生可能エネルギーの導入や、脱炭素・低炭素の電力・燃料等の利用を促進します。
- ・新潟県地球温暖化防止活動推進センター、新潟県地球温暖化防止活動推進員による地域に根ざした普及啓発活動等と連携し、地球温暖化の現状や対策の重要性、実践的な温暖化防止行動等について、県民、事業者等への普及啓発を行います。また、将来の本県の担い手となる若年層への環境に関する啓発や教育をさらに充実させるなど、市町村等とも連携し、脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進します。



2050 新潟カーボンゼロチャレンジのシンボルマーク

オ 運輸部門

- ・県民への電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド車 (PHV) 、燃料電池自動車 (FCV) 等に関する普及啓発を推進するとともに、脱炭素化に積極的に取り組む市町村と連携し、家庭における電気自動車 (EV) 等の導入を促進します。
- ・タクシー等の県民が目にする機会の多い営業用車両について、事業者における電気自動車 (EV) 等の普及促進を図ります。

¹ ZEH (zero energy house、ゼッチ) : 室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネや再生可能エネルギーの導入により年間の一次消費エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅。雪国型 ZEH は、国の ZEH 基準よりも断熱性能が高く、気密性能が確保された住宅として本県が推奨するもの。

- ・貨物・乗合型自動車について、自動車メーカーによる電気自動車（EV）の量産拡大や燃料電池自動車（FCV）の量産化に向けた開発動向等を注視しつつ、運輸業界等と連携しながら、事業者における電気自動車（EV）等の普及促進を図ります。
- ・国際物流の結節点である港湾において、荷役機械等の業務車両の脱炭素化を図り、カーボンニュートラルポート形成を推進します。
- ・公共交通機関の利用やエコドライブ¹をはじめ自動車依存型のライフスタイル・ワークスタイルの見直し等について普及啓発を推進し、自動車交通に伴う二酸化炭素排出量の削減を進めます。

カ 吸収源・貯留対策

- ・人工林においては、高齢化し成長の衰えた森林のCO₂吸収能力を高める主伐・再造林による循環型林業を推進するとともに、広葉樹林においては、間伐等の整備を推進します。
- ・住宅等の民間建築物や公共建築物で広く県産材を使用することで、炭素の長期的な貯蔵を促進します。
- ・森林によるCO₂吸収等により生み出されるカーボンクレジットの有効活用（カーボン・オフセット等）の普及により、県民や事業者の地球温暖化防止活動への参加を促進するとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を支援します。
- ・CCUS（CO₂の回収・有効利用・貯留）に資する技術開発・基盤整備・事業化を促進します。

図表4-2 カーボン・オフセットの考え方



キ フロン類等の温室効果ガス対策

- ・フロン排出抑制法等に基づき、フロン類の回収・適正管理を推進します。

¹ エコドライブ：自動車運転時に燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心がけ」を指す。具体的には、自車の燃費の把握、急発進や無駄な加速・減速・アイドリングを避ける、車間距離の確保、余裕を持った走行計画、不要な荷物はおろす等の取組が推奨されている。

(2) 気候変動適応への取組

- 新潟県気候変動適応計画に基づき、地域の実情に応じた適応策を推進します。
- 新潟県気候変動適応センターにより、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、調査等を行います。
- 県民や事業者等の適応に対する理解を深め、それぞれの適応策を促進するため、適応に関する情報提供や普及啓発を図ります。
- 国や他県、市町村等とともに連携・協力して地域レベルでの適応策を推進します。

ア 適応策の推進

- ・新潟県気候変動適応計画により、地域における自然・経済・社会的状況に応じた気候変動適応に関する適応策を関係部局の連携の下、推進します。
- ・本県において、特に重要な農業分野の水稲（主食用米）、水害（洪水・内水）、雪害、暑熱（熱中症等）の4項目を中心に適応策に取り組み、その他のものについても既存の取組や情報収集等を重ね、必要に応じてさらなる対策を実施します。
- ・市町村等と連携し、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）や同特別警戒情報（特別警戒アラート）発生時の確実な伝達を行うとともに、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）等の熱中症予防対策の周知を図ります。
- ・国の設置する気候変動適応広域協議会に参画し、国や他都県、市町村等とともに連携・協力して地域レベルでの適応策を推進します。
- ・新潟県気候変動適応センターによる情報収集、調査等に加え、専門家等の助言をもとに気候変動適応に関する最新の知見を踏まえ、さらなる適応策の検討を行います。

図表4-3 緩和と適応は車の両輪(出典:環境省)



イ 県民・事業者等への周知・普及

- ・地球温暖化問題の重要性について県民や事業者等の理解を深め、日常生活や事業活動における地球温暖化防止・気候変動適応の具体的な取組を促進するため、地球温暖化や気候変動に関する情報提供や意識啓発等を行います。

2 人と自然が共生する暮らし

<目指すイメージ>

- ◆ 多様な主体が協働して、自然環境の保全や生物多様性の確保が図られ、豊かで美しい自然や安全な農産物等を活かした地域づくりが進められています。
- ◆ 野生鳥獣の生息環境の整備や、適切な保護・管理により、人と野生鳥獣との共生が図られています。
- ◆ 本県の自然の豊かさが県内外に再認識され、交流人口の拡大や地域の活性化につながっています。
- ◆ 豊かな自然に恵まれた水環境が保全・創出されています。

<施策の方向>

- ・生物多様性の社会への浸透を進め、生物多様性の保全を図り、持続可能な利用を促進します。
- ・人と野生鳥獣が棲み分け、共生する地域づくりを目指した対策を推進します。
- ・健全な水循環を持続するため、上流域の自然環境の保全と水源かん養機能の向上を図ります。
- ・人とトキとの共生を支える生息・社会環境整備の取組を推進します。
- ・環境と調和した農林水産業を推進し、生物多様性の保全等の多面的機能の発揮を促進します。
- ・本県の豊かな自然環境を県内外に発信し、交流人口の拡大や地域の活性化につなげていきます。

<施策展開>

(1) 生物多様性の回復と県民理解の促進

- 生物多様性について、広く県民に理解してもらおう取組を進め、連携・協働による生物多様性の保全を進めます。
- 自然公園等の豊かな自然環境の保全を進めるとともに、人の関わりによって維持される里地里山などの保全と活用を推進します。
- 民間企業等の活動によって生物多様性の保全・再生が図られている区域が自然共生サイト(OECM)といった生物多様性保全に資する区域として認定されるよう取組を促進します。
- 事業者や県民に対し、貴重な野生動植物の保護を呼びかけ、県内に生息・生育する多様な野生動植物を保全するとともに、在来の生態系をかく乱するおそれのある外来種対策を推進します。
- 県民の環境を大切にする意識を高めるため、自然環境学習等の参加促進を支援するとともに、自然の恩恵を利用したグリーン・ツーリズムを推進します。

ア 生態系の保全・再生

- ・尾瀬国立公園や妙高戸隠連山国立公園等の自然公園の保全を図るため、法令に基づき各種行為を規制するとともに、自然環境保護員を配置し、自然公園や自然環境保全地域等の巡視や利用者の指導等を行います。

- ・自然に影響を与えないように配慮した歩道や案内標識等の施設整備を行うことで訪れやすい自然公園を目指し、その保全・利用を促進します。
- ・鳥獣保護管理事業計画に基づき野生鳥獣の生息状況を調査するとともに、鳥獣保護区を指定・見直しすること等により鳥獣保護を推進します。また、野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては、国、市町村等関係機関と連携し、早期発見、感染状況の把握、感染拡大の防止に努めます。
- ・地域で協働実施する森林の保全管理や県民参加の森林づくり活動、農地の多面的機能を維持向上させる活動等を推進することにより、人の関わりによって維持される里地里山などの保全と活用を推進します。
- ・里山や森林の保全活動など、地域に根差した生物多様性の保全に資する取組の価値が認められ、自然共生サイト（OECM）として認定されるよう、普及啓発の実施及び取組事例の共有や助言等を行うなど、民間企業等の取組の促進に向けた支援を行います。
- ・森林、農地などにおいては、生態系を維持・保全、回復する事業を進めるとともに、河川、海浜なども含め、これらの整備又は保全等における事業にあたっては、生態系の維持・保全、回復に配慮しながら進めます。

イ 希少野生動植物の保護

- ・希少野生動植物の定期的な生息・生育調査等により、県内の絶滅が危惧される種や希少な種をまとめた「レッドデータブックにいがた」のリストを更新し、県民や事業者に対し保護を呼びかけるとともに、各種事業計画の立案に広く活用を促すことなどにより保全を図ります。
- ・県内の希少野生動植物の捕獲や譲渡^{はすりわた}し、生息地等での開発等について規制することができる「新潟県希少野生動植物保護条例」（令和3年3月公布）に基づき、関係団体と連携しながら、希少野生動植物の保護を推進します。

ウ 外来種への対応

- ・生態系への影響等を防ぐため、外来種の分布状況等の情報収集・発信や駆除方法についての普及啓発を行います。
- ・在来生態系への影響が大きく、侵入初期段階の外来種については生息状況調査を実施するとともに、市町村等への情報提供を行い、防除活動を推進します。
- ・本県への侵入が危惧されている外来種について、国や近隣県等との情報共有及び侵入時の防除体制の整備に取り組みます。
- ・内水面漁業者による外来魚駆除の支援や市民団体への助言を行うことにより、河川などにおける外来種の拡散防止や在来種の保全に努めます。
- ・公共事業の緑化には、在来種の採用、現地採取表土の利用、樹種構成の検討など、地域の生態系の保全に配慮します。

エ 生物多様性の保全に取り組む人づくり・社会づくり

- ・県民の生物多様性への関心が高まるよう、セミナーの開催やパンフレットの配布等、分かりやすい情報発信を進めます。
- ・生物多様性への理解を促進するため、セミナーの開催、環境学習施設における展示の充実化、自然保護に取り組む人材と連携した体験型プログラムを実施するとともに、こどもの自然体験活動への支援等を行います。
- ・優れた取組の表彰や活動事例の情報提供により、生物多様性を守り、育む活動を促進するとともに、自然公園等における地域の連携・協働による自然保護活動を支援します。



「浅草山麓エコ・ミュージアム」における
環境学習会の様子

オ 自然とのふれあいの推進

- ・浅草山麓エコ・ミュージアム¹、こども自然王国などの自然とのふれあいの場や機会を提供し、自然環境を大切にすることを育みます。
- ・本県の豊富な温泉の利用と適正な管理を推進します。
- ・県内の自然公園や佐渡島等、特色ある自然を有する地域の情報を県内外に発信するとともに、地域の自然資源の価値や大切さの理解と保全を進める取組を推進します。
- ・豊かな自然や農村文化等の地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムを推進するとともに、こどもたちを対象とした農山漁村体験の受入体制強化や、体験プログラムづくりなど、地域における取組を支援します。

¹ 浅草山麓エコ・ミュージアム：自然環境学習の拠点として、2001年7月に県が越後三山只見国定公園の中に設置した施設。浅草山麓の豊かな自然の中で、自然観察やトレッキング等、各種環境学習活動を展開している。

(2) 野生鳥獣の適切な管理

- 生態系への影響や人身被害、農林水産業への被害が発生するなど、人と野生鳥獣との軋轢が問題となっていることから、関係機関が一体となり、地域の実情に応じた野生鳥獣対策を総合的に推進します。
- 高齢化等により年々減少している狩猟者の確保を進めるとともに、狩猟者の資質の向上を図ります。

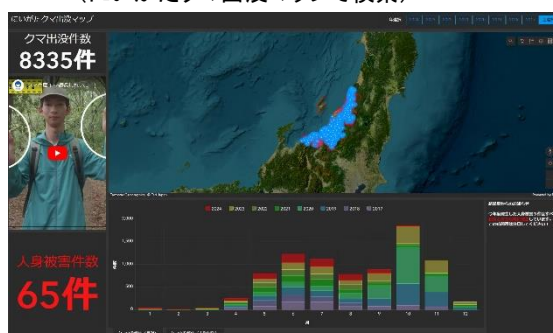
ア 野生鳥獣の適切な管理

- ・野生鳥獣の管理と共生に向けた基本方針に基づき、野生鳥獣と人間の棲み分けを図るための対策を推進し、県民をはじめ、市町村、専門家、農林漁業団体、野生鳥獣関係団体など一体となって野生鳥獣との共生を目指します。
- ・鳥獣保護管理事業計画に基づき、関係機関が連携し地域の実情に応じた鳥獣被害防除、生息環境整備及び個体数管理などに総合的に取り組みます。
- ・被害発生の原因となる野生鳥獣の生息状況等を把握し、関係機関と情報共有するとともに、人身被害や農林水産業被害の防止に向けた対策・検討を進めます。
- ・ツキノワグマが指定管理鳥獣に追加指定されたことを踏まえ、国と連携し、計画調査、捕獲、出没防止対策等を行い、人身被害の防止に努めます。
- ・ツキノワグマの出没情報等を県民に分かりやすく提供するとともに、パトロールや、出没状況等に応じた県民への出没警報等の発表などにより、人身被害の未然防止のための注意喚起を行います。

図表4-4 人身被害防止啓発チラシ



図表4-5 にいがたクマ出没マップ
(にいがたクマ出没マップで検索)



模擬銃による狩猟等の体験研修

- ・生息数の増加や生息域の拡大により、県内でも農林水産業被害の拡大が懸念されるイノシシとニホンジカについては、地域の実情に応じた管理を進めます。

イ 狩猟者の確保と適正な狩猟の推進

- ・鳥獣被害対策の担い手となる狩猟者の育成・確保を図るとともに、狩猟者の資質向上に向けた取組を進めます。

- ・鳥獣保護管理員による違法捕獲等の防止や安全な狩猟の普及啓発に取り組むとともに、狩猟の適正化等の講習会を開催し、違反や事故のない安全な狩猟を推進します。
- ・生息数の増加や、それに伴う農林業への被害の深刻化が懸念される大型獣の捕獲が継続して実施できるよう、新潟市西蒲区に完成した大口徑ライフル射撃場を活用するとともに、ライフル銃所持者の確保に向けた取組を推進します。



ライフル射撃場の状況

(3) 人とトキが共生する地域づくり

- トキの野生復帰をさらに進めるため、市民をはじめNPO、行政、島外ボランティア等の協働により、人とトキが共生できる自然環境や社会環境を創出していきます。
- トキをシンボルとした地域づくりを促進するとともに、それらの取組を情報発信し、人と自然との共生の取組を県内に広げていきます。

ア トキの個体や生息域の拡大に応じた生息環境の整備

- ・トキが安定して生息、繁殖していくよう、えさ場となるビオトープ¹の拡大や多様な生物が生息する水辺環境の整備、ねぐらや営巣木となる森林の保全等を、地域、行政、NPO等が連携しながら進めます。
- ・トキが遺伝的多様性を維持しながら個体数の増加傾向を維持できるように、引き続き、飼育繁殖による個体の確保に努めます。



現地体験でのビオトープ整備の様子

イ 人とトキが共生する社会環境の整備

- ・人とトキとの共生や自然再生に向けた取組を情報発信し、島内外の連携や交流を促進します。
- ・トキの野生復帰への理解が深まるよう普及啓発を進め、支援の輪の拡大とトキが生息できる豊かな自然環境を活かした地域づくりを促進します。



田んぼで餌を食べるトキ(提供:環境省)

¹ ビオトープ：「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な限られた生物生息空間」のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等さまざまなタイプのビオトープがある。

(4) 環境と調和した農林水産業の推進

- 自然環境への負荷軽減や多様な生物の生息・生育環境の保全のため、環境保全型農業を推進します。
- 県産材の活用を図り、健全な森林の育成を推進します。
- 水源のかん養や土砂の流出防止、二酸化炭素吸収など、森林の環境保全機能の発揮を推進します。
- 地域の特性を活かした田園自然環境を維持する取組を進めるとともに、農地保全の共同活動を支援するなど、農業が有する多面的機能の発揮を促進します。

ア 環境と調和した農林水産業の推進

- ・農業生産活動による自然環境への負荷軽減を図るため、たい肥等良質有機質資源を循環利用した土づくりや化学合成農薬及び化学肥料の使用量の低減等、環境保全型農業の取組をさらに推進します。
- ・環境と調和した適切な森林の管理と活用を図るため、県産材の利用拡大の促進、低コスト化や需給情報の共有化等による県産材の安定供給体制づくりなど、健全な森林（もり）づくりを推進します。
- ・沿岸域の環境や漁場の保全に向け、上流域における森づくり（魚の森づくり）を推進します。

イ 森林・農地の環境保全機能の維持・向上

- ・水源のかん養や県土の保全、生物多様性或地球環境の保全など森林の環境保全機能を維持・向上させるため、植林や間伐などの森林整備を推進します。
- ・中山間地域の立地条件に沿った農業生産基盤の整備等を進め、中山間地域の農地保全・耕作放棄地発生防止を図ります。
- ・農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を促進するため、地域が一体となって取り組む農地・農業用施設や農村環境の保全活動を支援します。
- ・生物多様性を保全する取組や里地里山などの良好な農村景観と調和する取組など、自然環境への負荷や影響を回避、軽減することにより環境との調和に配慮した農業農村整備を推進します。

(5) 水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり

- 計画的な都市公園の整備などにより身近な緑や水辺環境を保全・創出するとともに、美しい景観の形成、史跡等の歴史的・文化的遺産などを活用した特色ある地域づくりを推進し、やすらぎや潤いのある生活空間の創造を進めます。
- 健全な水循環を持続するため、上流域の自然環境を保護・保全するとともに、森林や農地の適正な管理を推進し、水源かん養機能を高めます。
- 本県の優れた水環境を保全するとともに、その取組を県内外に情報発信します。また、海や川など本県の恵まれた水環境とのふれあいの場や機会の創出を図ります。

ア 身近な緑と水辺の保全創造

- ・緑でひろがる豊かなくらしを目指し、都市公園の整備を進めるとともに、都市緑化に対する意識啓発や地域住民等による緑化活動を促進します。

- ・多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全し、多様な河川景観と調和した河川整備（多自然川づくり）や、砂浜を守り、水辺の快適性と利用しやすさに配慮した海岸整備を推進し、水辺の保全を図ります。
- ・港湾緑地の整備により快適で潤いのある港湾環境の創出を図ります。
- ・沿岸域の環境や漁場の保全に向け、上流域における森づくり（魚の森づくり）を推進します。
- ・地域住民が主体的となった道路、河川、公園等の環境美化の取組を支援し、美しく住みよい地域づくりを進めます。

イ 快適な地域づくり・景観づくり

- ・無電柱化による沿道景観の向上や屋外広告物の景観上の適正な配慮、新潟県景観計画等に基づく届出制度の運用による良好な景観の形成を推進するとともに、市町村における景観行政の支援や普及啓発活動を進めます。
- ・地域の歴史的・文化的資源の保存と活用や、地域の自然環境と関係の深い地域文化資源等の県内外への発信を進めるとともに、県民が文化に親しむ機会の充実と文化への関心・理解を促進します。
- ・環境への負荷が少なく、豊かで快適な雪国でのくらしづくりを促進します。

ウ 健全な水循環の確保

- ・河川の上流域の森林地域などの自然環境の保護・保全を推進するとともに、保安林がもつ公益的機能の維持・増進の取組により、水源かん養機能の向上を図ります。
- ・下流域への水源かん養など重要な機能を有する中山間地域の農地の機能を維持するとともに、耕作放棄地の再生利用を進めます。
- ・河川水の利用や水辺の環境に影響が生じることのないよう、河川の区域ごとに適正な流量の保持に努めます。
- ・節水や雨水利用など水資源の有効利用のほか、需給動向を踏まえ、水の適正な利用を促進します。

エ 水環境の保全に取り組む機会の場の創出

- ・地域で保全活動を積極的に行っている湧水や清流を「新潟県の名水」として選定し、名水の魅力や地域の活動等をホームページやPR動画に公開することで情報発信に取り組みます。
- ・多様な主体と協働し、湧水など豊かな水環境と触れ合う機会の創出やそれらの取組の情報発信の支援により、水環境保全について地域の活動を促進し、県民の意識を高めます。



胎内縄文の清水(胎内市)

図表4-6 「新潟県の名水」ロゴマーク



3 資源循環型社会の形成

<目指すイメージ>

- ◆ かけがえのない地球資源に対する尊敬の念を込めた「もったいない」の精神が県民意識として定着し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の3Rに積極的に取り組んでいます。
- ◆ 事業者が自主的かつ積極的に、発生する廃棄物をできる限り資源として活用する資源循環ビジネスが促進され、更なる発展の基盤となる廃棄物処理施設が適切に確保されています。
- ◆ 再生利用できない廃棄物は適正に処理され、県民は不法投棄がない快適な生活を送っています。
- ◆ 環境負荷の低減と地域経済の発展が両立され、「資源を大切にする循環型の地域社会」となっています。

<施策の方向>

- ・多様な主体と連携・協力して、3Rの取組を推進します。
- ・廃棄物の適正処理を推進するとともに、不法投棄ゼロを目指し、未然防止や早期発見に努めます。
- ・廃棄物処理施設の整備を推進し、持続可能な処理体制を確保します。

<施策展開>

(1) 資源循環の推進

- 県民、事業者、NPO・関係団体、市町村などと連携・協力し、廃棄物の排出抑制と資源循環の取組を更に推進し、焼却処理量の削減を目指すとともに、天然資源の消費抑制、温室効果ガスの排出量や環境負荷の低減を進めます。

ア 3R推進に向けた啓発・県民運動の推進

- ・各種媒体やメディアを活用した広報、イベント等により、3Rに関する情報を県民に分かりやすく提供するなど、3Rの推進に向けたライフスタイルへの転換を促進します。
- ・特に、一般廃棄物の排出量の削減のため、ごみの発生抑制（リデュース）の取組をさらに推進します。
- ・プラスチックごみについては、プラスチック資源循環促進法や「プラスチック資源循環戦略」の基本原則を踏まえた発生抑制対策や不適正な処理の防止を図り、資源循環の推進や海洋プラスチックごみによる汚染防止に取り組みます。

図表4-7 3R推進キャラクター
「エコニャン」



- ・プラスチックの資源循環に向けては、3 Rを一層推進するため、県民に向け使い捨てプラスチックの削減や3 R +Renewable（リニューアブル）¹への理解促進、「プラスチック削減に向けた宣言」に基づく取組の実践を呼びかけるなど、更なる意識の醸成を図ります。
- ・また、海洋プラスチックごみ対策については、マイクロプラスチック²を含むプラスチックごみの海への流出防止に向け、海岸等における清掃活動等を支援し、プラスチックの海洋環境に与える影響等への理解の促進に努めます。
- ・新潟県食品ロス削減推進計画に基づき、市町村や関係団体と連携しながら「残さず食べよう！にいがた県民運動」を展開するほか、陳列棚の手前にある商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を促進し、県民の食品ロス削減に対する理解促進と取組実践を図ります。

図表4-8 てまえどり啓発POP(店頭広告)及びコンビニ等と連携した取組の様子



イ 廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進

- ・市町村におけるごみ処理の有料化や資源ごみの回収、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化の取組など、生活に伴う廃棄物の発生抑制、循環的利用に係る取組を促進します。
- ・事業活動に伴う廃棄物の発生抑制、再生利用を推進するため、業界団体等と連携した取組を強化するとともに、多量に産業廃棄物を排出する事業者における減量化・再資源化を徹底します。
- ・「新潟県バイオマス活用推進計画」に基づき、廃棄物系バイオマスの利活用を推進します。特に再生利用の遅れている生ごみについては、地域で循環可能な資源として、排出削減、地域の実情に応じた循環利用への意識醸成に努めるとともに、事業者の自主的な再生利用の取組を推進します。
- ・国、市町村等と連携して、容器包装、家電、自動車、建設、食品、小型家電に係る各種リサイクル法を円滑に運用し、資源循環を推進します。

ウ 循環型社会ビジネスの促進

- ・波及効果の高い排出抑制・リサイクル施設の整備等への助成・貸付やリサイクル情報等の提供など、資源循環に取り組む事業者の育成を強化します。
- ・優れた再生品、再生利用技術について、公共事業等における積極的な利活用に努めます。

¹ 3 R +Renewable：3 R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）

² マイクロプラスチック：微細なプラスチックごみ（一般的に5mm未満とされる）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれる等により、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

(2) 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策

- 廃棄物処理業者に対する監視・指導や排出事業者の適正処理への意識向上、優良廃棄物処理業者の育成を推進するとともに、不法投棄の未然防止、早期発見に努め、不法投棄ゼロを目指します。

ア 一般廃棄物の適正処理の推進

- ・一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村に対し技術的援助を行うなど、適正処理の継続的かつ安定的な実施を推進します。
- ・水銀含有製品の適正使用・適正廃棄の啓発、使用済み水銀含有製品の適正な回収・処理など、水銀を減らす社会に向けた取組を市町村等の協力を得ながら推進します。
- ・新潟県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、県、海岸管理者、市町村、民間団体、漁業者、ボランティア等が連携して海岸漂着物や漂流ごみの回収・処理を進めるとともに、発生抑制対策や海洋ごみの実態把握に取り組みます。



海岸清掃活動の様子

イ 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・事業者への計画的な立入検査の実施、産業廃棄物処理業者等に対する指導を通じ、適正処理を推進します。
- ・産業廃棄物処理に関する講習会の実施等により、排出事業者の適正処理への意識向上、優良な処理事業者の育成を推進します。
- ・アスベスト、水銀、PCB等の有害物質を含有する廃棄物については、排出者や処理業者に対する処理基準の遵守指導や普及啓発により、適正な処理に繋がります。PCB廃棄物特別措置法に定める処分期間内にPCB廃棄物が計画的、かつ確実に処理されるよう、保管事業者等に対し必要な指導等を行います。

ウ 不法投棄対策

- ・不法投棄の未然防止を図るため、県民、事業者への啓発活動を充実させ、広く不法投棄根絶への理解と協力を求めていきます。
- ・不法投棄の早期発見・早期対応を図るため、廃棄物特別監視員などの配置や市町村職員への立入検査権限付与により監視体制を確保するとともに、多くの団体、企業及び県民により組織される「産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク」の設置や通報制度の整備により、県民総ぐるみの監視体制を構築します。
- ・不法投棄された産業廃棄物の撤去を指導するとともに、比較的小規模な不法投棄については、関係機関や団体と連携した撤去の推進により、原状回復を図ります。

(3) 廃棄物処理基盤・体制の整備

- 一般廃棄物処理施設の広域化や集約化により持続可能な処理体制を確保するとともに、公共関与の広域最終処分場の整備を着実に進めます。また、激甚化・頻発化する災害に備え、災害時の適正かつ迅速な廃棄物処理体制の整備に努めます。

ア 一般廃棄物処理施設の整備

- ・人口減少・少子高齢化やライフスタイルの変化、脱炭素社会への転換を踏まえ、廃棄物の適正処理を確保しつつ、将来的な負担が抑制されるよう、新潟県持続可能なごみ処理の確保に関する計画に基づき、市町村の意向を踏まえながら一般廃棄物処理施設の広域化・集約化について検討するなど計画的かつ適切な整備を推進し、持続可能な処理体制を確保します。

イ 産業廃棄物の処理基盤整備

- ・再生可能エネルギー発電設備の導入拡大により、将来的な使用済太陽光パネルの排出量増加が見込まれるなど、多様化する廃棄物を適切に処理するため、事業者による産業廃棄物処理施設の設置、高度な処理技術の導入など、処理基盤整備を促進します。
- ・民間による処分場整備を補完するため、上越・下越地区において、公共関与による広域最終処分場の整備を推進し、必要な処分容量の確保に努めます。特に、上越地区の整備については、地域の理解の下、着実に実施します。



エコパークいずもぎ第3期処分場

ウ 災害廃棄物の処理体制

- ・国の指針等を踏まえ、新潟県災害廃棄物処理計画の充実に努めるとともに、市町村の災害廃棄物処理計画の策定や更なる充実にに向けた技術的な助言や支援を行い、計画の実効性の向上を図ります。
- ・災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、災害時の廃棄物処理に関して県内市町村間の広域処理体制、関係団体との協力体制の整備・充実に努めるとともに、大規模災害時に備え、隣接他県、国と連携して県域を越えた広域処理・支援体制の整備を推進します。
- ・激甚化・頻発化する災害に備え、廃棄物処理施設が発災時に稼働不能とならないよう、施設の耐震化などの対策を促進します。

4 安全で快適な生活環境の保全

<目指すイメージ>

- ◆ 安全で快適な暮らしやすい生活環境が維持されています。
- ◆ 地域における環境保全の取組が促進され、環境負荷が低減されています。

<施策の方向>

- ・環境監視体制を構築し、的確な環境モニタリングを実施するとともに、迅速で分かりやすい環境情報の発信の充実を図ります。
- ・環境基準非達成項目の達成に向けた取組を推進します。
- ・環境汚染事案に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、未然防止に向けた取組を推進します。
- ・環境法令の適切な運用、事業者への指導及び自主的取組の支援などによる環境負荷低減の取組を推進します。
- ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）のネットワークセンターへの支援を行い国際的な取組を推進します。

<施策展開>

（1）快適な大気環境の確保

- 「大気の汚染に係る環境基準」の達成・維持のため、工場・事業場に対する規制・指導を行うとともに、大気汚染状況の監視を継続します。また、光化学オキシダントやPM2.5の濃度が高くなった場合の緊急連絡体制により、迅速に注意喚起するとともに工場・事業場への排出削減の協力を要請します。
- 関係機関と連携し、広域的な大気汚染の調査・研究を推進します。
- 悪臭の発生源に対する市町村の規制・指導等と連携し、悪臭のない快適な生活環境を確保します。

ア 大気汚染防止対策の推進と大気環境の監視

- ・大気汚染の状況及び環境基準の達成状況を把握するため、大気測定局において常時監視します。また監視結果を迅速に周知するため、毎時の観測データを県ホームページ等で情報提供します。
- ・環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物などの排出抑制対策を推進します。
- ・光化学オキシダントやPM 2.5の濃度が高くなった場合は、「新潟県光化学スモッグ緊急時対策要綱」やPM 2.5の「注意喚起のための暫定的な

図表4-9「新潟県の現在の大気環境」(県ホームページ)

(<https://niigata-kankyo.sakura.ne.jp/kanshi/realtime/>)



指針（環境省）」に基づき適切に対応し、市町村等関係機関への通知や県ホームページ等での公表、テレホンサービス等により県民に迅速な周知及び注意喚起を図るとともに、工場・事業場に対してばい煙の排出量削減等の協力を要請します。

- ・大気汚染物質を排出する工場・事業場に対して、排出基準の遵守や施設の維持管理等を指導します。
- ・稲わら、籾がら等の一層の焼却防止を図るため、有機質資源としての有効利用等、生産者への意識啓発に努めます。
- ・ダイオキシン類やトリクロロエチレンなどの有害大気汚染物質の大気中濃度の調査・監視を継続するとともに、工場・事業場に対する立入検査や指導を進め、大気汚染を未然に防止します。
- ・アスベストの大気中への排出・飛散を防止するため、大気中濃度の調査・監視を継続するとともに、関係機関が連携して、建築物等の解体・補修時の除去や既存建築物の維持管理について事業者及び使用者への指導を推進します。
- ・バイパスの整備や交通システムの適正化などによる交通流の分散化や円滑化を進めるとともに、エコドライブの普及を促進すること等により、自動車交通に伴う大気汚染の防止を図ります。

イ 広域的な大気汚染に係る取組の推進

- ・EANETのネットワークセンターの国際的な取組に支援を行い、広域的な大気汚染の調査・研究を推進します。



アジア大気汚染研究センター
(EANET ネットワークセンター)

ウ 悪臭防止対策の推進

- ・市町村に対する技術支援や情報提供を行い、市町村の技術力の向上を図り、土地利用状況の変化を踏まえて規制地域を見直します。
- ・畜産事業者に対する家畜排せつ物の適正な管理の指導等、市町村と連携して悪臭防止対策を推進します。
- ・都市計画において、市町村と連携して適切な土地利用に努めます。
- ・関係機関と連携し、野焼きの禁止の徹底を図ります。
- ・一般家庭が原因となる苦情が発生していることから、市町村が実施する悪臭防止の取組を支援します。

(2) 良好な水質の確保

- 公共用水域の常時監視を継続するとともに、生活排水対策や事業場排水対策を推進し、水環境への汚濁負荷を低減します。
- 一部の海域の COD について、環境基準非達成の要因解明に向けた取組を進めます。
- 油流出事故や有害な化学物質による汚染の未然防止を図るとともに、事故が発生した場合は、迅速な対応により被害の拡大防止を図り、きれいで安全な水を確保します。

ア 水質汚濁負荷の低減と水質監視

- ・ 公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するとともに、今後新たに設定される環境基準項目等については、水域の実情に合わせ適切に監視していきます。
- ・ 一部の海域の COD について、環境基準の非達成が続いているため、注意深く水質監視を継続するとともに、要因解明に取り組み、対策を講じていきます。
- ・ 過去に水銀による環境汚染が深刻となった河川については、引き続き水質監視等を継続します。
- ・ 工場・事業場等に対して、排水対策及び地下浸透防止を指導します。
- ・ 生活排水による汚濁負荷を低減させるため、地域の実情に応じた下水道及び農業集落排水施設等の整備や合併処理浄化槽の設置を効率的・計画的に進めます。
- ・ 鳥屋野潟における環境用水の導入や底泥のしゅん濺等、湖沼などの閉鎖性水域における水質改善対策を実施します。

イ 水質事故等の異常水質事案への対応と未然防止

- ・ 河川等の公共用水域における油類や有害物質¹の流出、魚類のへい死などの異常水質事案が発生した場合は、県、国、市町村等の関係機関が連携し、被害の拡大防止と原因究明に努めるとともに、県民へ迅速に情報提供します。
- ・ 油流出事故を防止するため、市町村や消防などの関係機関等と連携し、広報等により未然防止のための啓発を行います。

ウ 水道水源の保全

- ・ 水道水源となっている河川の上流域等における、水資源保護等の施策を進めるとともに、水道水源の取水水域においては、水質の常時監視を継続し、水質保全対策を推進します。
- ・ 水道水の安全・安心を確保するため、浄水場において適正な浄水管理、水質管理が実施されるよう、水道事業者への指導及び水道水質に関する情報提供を行います。

¹ 有害物質：水質汚濁防止法において、「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質」として、排水基準や地下浸透の基準が定められた項目をいう。カドミウム、シアン化合物、鉛、六価クロム及び水銀等がある。

(3) 良好な地盤環境の確保

- 持続可能な地下水の保全と利用の促進を図り、地盤沈下の進行が懸念される地域については、今後も関係機関と連携して地盤沈下の状況の監視を継続するとともに、条例等による地下水採取規制等の施策を進めます。
- 有害物質による土壌・地下水汚染を未然に防止し、汚染を確認した場合は適切な対応を図ることが重要であることから、有害物質使用事業場などに対する監視・指導を行います。また、汚染が判明した土壌については、土地所有者に対して適正な措置・管理の徹底を指導します。

ア 地下水の保全と適正利用による地盤沈下対策

- ・地盤沈下の進行が懸念される地域において、関係機関と連携して、水準測量や、観測井による地下水位や地盤収縮量の測定により、地盤沈下の監視を継続します。また、新潟県生活環境の保全等に関する条例等により、地下水の採取規制等の施策を進めます。
- ・地盤沈下が進行している地域においては、関係機関と連携し、地下水揚水量の計画的な削減に努めるとともに、消雪方法の見直しや地下水の節水などによりできる限り地下水に依存しないまちづくりを進めます。
- ・上越地域において、冬季に消雪用地下水のくみ上げにより、地下水位が大きく低下し地盤沈下が進行するおそれがある際は、注意報や警報を発令し、事業者や市民へ節水の周知や要請を行います。
- ・地下水を利用する地域においては、その効率的な利用と有効利用の啓発を行うとともに、雨水の地下浸透や上流域の耕作放棄地の発生防止や解消など、地下水のかん養機能の維持・向上に向けた取組を進めます。
- ・地盤沈下により被害を受けた農地、農業用施設などについて、補修・改修を進めます。

イ 地下水の水質保全

- ・地下水の水質汚濁の状況について監視するとともに、県民への情報提供を進めます。
- ・有害物質を製造し、貯蔵し、使用し又は処理する工場・事業場等に対する監視・指導を徹底し、有害物質の地下浸透防止を進め、土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。
- ・地下水汚染が確認された場合は、周辺住民へ迅速に情報提供するとともに、原因者に対して、適切な措置を講ずるよう指導します。

ウ 土壌汚染の把握と汚染土壌の適正な措置、管理等の促進

- ・土壌汚染対策法や新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌調査の実施等による土壌汚染の状況等の把握を促進します。
- ・土壌汚染対策法に基づく土地所有者等による調査の結果、基準に適合しない土地については、区域の指定等を行い、公表するとともに汚染土壌の適正な措置、管理等の徹底を土地所有者等に指導します。
- ・土壌汚染が確認された場合は、周辺住民へ迅速に情報提供するとともに、土地所有者等に対して、適正な措置を講ずるよう指導します。

(4) 騒音・振動のない快適な環境の確保

- 生活環境の騒音・振動の低減、土地利用対策について、市町村と連携した取組を推進します。
- 新幹線鉄道騒音、自動車騒音、航空機騒音で環境基準の非達成地域について、市町村等と連携した騒音対策の推進や、事業者及び関係機関へ対策を要望します。

ア 静かな生活環境の確保

- ・工場・事業場等に対する市町村の立入指導等について技術支援するとともに、騒音・振動の実態や土地利用状況の変化を踏まえて規制地域を見直します。
- ・ペットの鳴き声やエアコンの室外機など一般家庭からの騒音防止について啓発に努めます。
- ・都市計画において、市町村と連携して適切な土地利用に努めます。

イ 新幹線鉄道、自動車、航空機等の騒音対策の推進

- ・新幹線鉄道騒音や自動車騒音を市町村と連携して的確に監視し、騒音の状況を把握します。
- ・高速自動車道沿道の市町村と連携し、関係機関に対し、騒音対策を要請します。
- ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準の早期達成に向け、関係機関に対し、早期の発生源対策や車両及び鉄道施設の適切な維持管理の徹底等を要請します。
- ・新幹線鉄道沿線及び高速自動車道沿道の関係県と協力し、関係機関に対し、騒音対策の推進や騒音防止技術の導入などを要請します。
- ・新潟空港周辺地域の住宅防音工事など、騒音対策を推進します。
- ・バイパス等の道路交通網の整備や交通システムの適正化などを進め、交通流を分散化、円滑化させます。
- ・騒音による生活環境の悪化を未然に防止する観点から、新幹線鉄道沿線地域、高速自動車道沿道地域及び空港周辺地域の土地利用が適正に行われるよう努めます。

(5) 化学物質による環境汚染の防止

- 環境中の化学物質のモニタリングを継続します。
- 工場・事業場における施設の適正管理や化学物質の環境への排出量等の把握、情報公開を促進します。環境リスク低減に向けた事業者の取組と県民、事業者、行政の相互理解を進めるリスクコミュニケーションを促進します。

ア ダイオキシン類の環境監視と事業者等における排出対策の推進

- ・環境中のダイオキシン類をモニタリングするとともに、事業所等の発生源の監視・調査を行います。

イ 化学物質の環境モニタリングの実施と情報提供

- ・環境基準が設定されていない有害大気汚染物質や水質要監視項目などについても、モニタリングし、環境中における実態の把握に努めます。
- ・化学物質の環境モニタリング結果について、県民に情報提供します。

ウ 農薬の適正な使用や管理の推進

- ・松林や水稻等の産業用無人ヘリコプター防除等、農薬散布等による農林業活動に伴う環境汚染を防止するため、関係機関と調整を図り、市町村等に安全対策を指導します。
- ・関係法令に基づき、農薬の適正使用を推進するとともに、過去に埋設した農薬の適正な管理・処理を行います。

エ 事業者の化学物質に係る環境への排出量等の把握、管理、情報公開、リスクコミュニケーションの促進

- ・化学物質排出・移動量届出制度による県内の化学物質排出量等について公表するとともに、化学物質の毒性や環境リスクに関する情報を分かりやすく提供します。
- ・事業者が化学物質の環境への排出量等を把握し、化学物質による環境リスクを評価し、化学物質の排出量の削減に努めるとともに、自主的な環境汚染の未然防止対策の推進を図ります。
- ・事業者が行う化学物質に関する情報公開を促進し、県民、事業者、行政の間で化学物質による環境リスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図るリスクコミュニケーションの取組の推進を図ります。
- ・トリクロロエチレンを排出する工場・事業場への指導を継続し、化学物質の環境リスク低減を図ります。

図表4-10 トリクロロエチレン排出抑制に関するリーフレット



オ 化学物質による環境汚染事案への迅速な対応

- ・河川、地下水、土壌などにおける環境汚染が確認された場合は、被害拡大防止を図り、迅速に情報提供します。

(6) 放射線等の監視

- 放射線等の的確な測定と情報発信を進め、県民の安全・安心の一層の醸成に努めます。

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所の周辺監視及びその周辺住民・環境への影響評価等のため、的確な測定を実施するとともに、全県の放射線等の観測と測定結果の分かりやすい情報発信を推進します。

5 分野横断・共通的な施策

5-1 県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり

<目指すイメージ>

- ◆ 環境教育や環境情報の提供等を積極的に推進する中で、県民自らが自主的に参加し、多様な主体が連携・協働しながら自発的に環境保全活動を展開しています。
- ◆ 地域環境を担う人づくりや連携・協働の取組を通じて、環境を守り育てる力が向上しています。

<施策の方向>

- ・本県の水に恵まれた豊かな自然環境を将来に引き継ぎ、持続可能な社会を実現するための人づくりに向けて、環境教育・環境学習等を推進します。
- ・環境保全活動や、環境教育・環境学習を推進する人材を育成し、その活用を図ります。
- ・優れた活動への表彰や活動事例の情報発信などにより、多様な主体の連携・協働による環境保全活動や、事業者の環境に配慮した事業活動を促進します。
- ・環境モニタリング等による環境情報の収集とともに、情報発信を進めます。

<施策展開>

(1) 持続可能な社会に向けた人づくり

- 環境問題についての正しい理解を深め、「自ら考え、行動する人」を育てるため、児童、生徒への環境教育・環境学習を推進するとともに、体験活動の場や機会の提供を推進し、県民の意識の向上を図ります。
- 地域において環境保全活動や、環境教育・環境学習を推進する人材を育成し、その活用を図ることにより、県民一人一人の主體的、自主的な取組を促進します。
- 新潟水俣病の経験を踏まえ、悲惨な公害を繰り返さないために環境問題を身近にとらえ、環境の大切さを理解してもらう取組を推進します。

ア 次世代を担う青少年への環境教育・環境学習の推進

- ・小・中学校等において、地域との関わりを重視し、身近な自然や環境問題を題材に環境の大切さを学ぶ環境教育を実施します。
- ・環境学習会や自然観察会への参加、浅草山麓エコ・ミュージアムや県少年自然の家等における自然とのふれあい活動など、自然や環境問題について考える体験活動の機会を提供します。
- ・新潟県の環境について理解を深めるため、環境の現状や課題、県の取組等を分かりやすく提供するとともに、優れた環境保全活動の事例等を広く紹介します。
- ・小・中学生等が、環境問題を身近なものとして捉え、環境の大切さを理解し、新潟水俣病のような悲惨な公害を繰り返さないための知識を身に付け、思考力や行動力を育むための環境学習を支援します。
- ・人が水環境と深く関わっていることを理解し、水を大切にすることを育むための環境教育・環境学習の取組を推進します。

イ 社会における環境学習の推進と基盤の整備

- ・環境月間などの各種の行事を通じて、環境保全に関する県民の関心を高めるとともに、理解を促進します。
- ・学校、地域、職場などにおける環境学習や環境保全活動を率先して行う人材の育成と資質向上を図るとともに、その活用を促進します。
- ・環境と人間のふれあい館¹、浅草山麓エコ・ミュージアム、愛鳥センター紫雲寺さえずりの里²などの環境学習施設において、環境と人との関わりや自然環境を学ぶ場を提供するなど、地域における体験型環境学習の機会を充実するとともに、情報を提供し、学習活動を支援します。
- ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく「体験の機会の場」の登録について周知を図ります。

(2) 県民協働による環境保全の推進

- 県民、事業者、行政等、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、連携・協働した環境保全の取組を促進します。
- 環境問題への取組を促進していくため、環境に関する情報提供を充実し、広く県民に提供します。

ア 多様な主体による活動と連携・協働の促進

- ・「新潟県環境会議³」、森づくりを支援する「地域連絡会議⁴」といった多様な主体が参加する組織による活動を推進します。
- ・地域住民やNPO等の各種団体における自然保護や環境美化などの自主的な活動や取組を支援し、連携・協働による環境保全の取組を促進します。
- ・地域における優れた環境保全活動を「新潟県環境賞」として表彰し、活動を広くPRすることにより、地域の環境保全活動を促進します。
- ・県民、事業者及び行政が連携・協働し、地域の意見を取り入れながら水辺づくりを行う等、水環境保全に向けた取組を推進します。
- ・水環境保全の取組への支援等による活動の活発化の推進を図ります。
- ・優れた環境保全活動を行う企業や積極的な地球温暖化対策の取組を実施した事業所を表彰し、それらの取組を広くPRすること等により、事業者の環境に配慮した事業活動を促進します。
- ・企業の自主的な環境保全活動を促進するため、新潟県環境保全連合会⁵や地区環境保全協議会が行う研修会等の事業を支援します。

¹ 環境と人間のふれあい館：新潟水俣病と水環境をテーマに、2001年8月に水の公園福島潟に開館した施設。新潟水俣病の歴史と教訓を学ぶとともに、豊かな自然の中で水環境に関する体験学習ができる。

² 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里：県内の傷病野生鳥獣の保護収容や、自然や野生鳥獣に対する知識を深め、保護思想の普及と啓発を図るため、1990年に県が設置した施設。周辺には野鳥の観察ができる探鳥路もある。

³ 新潟県環境会議：県民、事業者、行政の三者が一体となって、環境保全について共に考え、その着実な促進を図るための連携と行動の拠点として1995年5月に設立。県知事が議長を務める。

⁴ 地域連絡会議：地域の森づくり活動を企画、支援、実行するため、県内各地域にて、公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会地域推進員やボランティア団体、森林組合、市町村、県等で構成。

⁵ 新潟県環境保全連合会：企業や企業団体等が連携・協調して環境保全活動に参加し、快適で安全な生活環境の確保と環境への負荷の少ない社会づくりを目指すことを目的として、1996年2月に県内各地の公害防止や環境保全に関連する団体、法人等により設立された団体。

イ 環境情報の収集と提供

- ・地域やNPOの環境保全の取組、環境イベント等の情報、絶滅のおそれのある野生動植物についてなど環境に関する情報やデータなどをホームページ「環境にいがた」で提供します。
- ・大気、公共用水域、地下水、地盤沈下、騒音などの環境監視結果について年次報告書等により公表します。
- ・県民、事業者等の3R活動の優良事例など、3Rに関する情報を分かりやすく提供します。
- ・新潟県の環境の現状や対策について、毎年とりまとめ、公表します。

5-2 環境保全の共通基盤の整備

<目指すイメージ>

- ◆ 開発行為に伴う環境影響が未然に防止されています。
- ◆ 環境の監視や情報提供が充実して、研究成果が活用されています。
- ◆ 災害時における環境影響や災害廃棄物に迅速かつ円滑に対応するための体制が整備されています。

<施策の方向>

- ・環境影響評価制度や新潟県公共事業環境配慮指針などの適切な運用を継続します。
- ・環境監視や調査研究に取り組むとともに、環境に関する情報提供の充実を図ります。
- ・災害の発生に備え、災害廃棄物処理体制の整備や有害物質による環境汚染防止対策を推進します。

<施策展開>

(1) 環境影響評価の推進

- 開発事業による環境への影響を未然に防止し、総合的に環境を保全するため、環境影響評価制度等を的確に運用します。
 - ・開発事業に対して実施している届出制度等を適正に運用し、開発事業の計画段階からの環境配慮(「開発事業における環境配慮」)を進めます。
 - ・大規模な開発事業については、環境影響評価制度を的確に運用します。
 - ・県が実施する公共事業については、「新潟県公共事業環境配慮指針¹」に基づき、事業計画段階からの環境配慮を進めます。
 - ・「環境保全事前協議要領」等に基づき、国又は県が計画等の許可、認可、承認、免許等を行う際に、計画等に関して事前協議を行い、環境の保全を図ります。

¹ 新潟県公共事業環境配慮指針：新潟県が実施する公共事業について、環境への負荷を低減するために配慮すべき事項(環境配慮事項)を道路事業・河川事業等の種類別に、また、構想・計画・実施の段階別に示したもの。

◇開発事業における環境配慮

開発事業は、土地の改変など環境への影響が大きいことから、本県の優れた環境を保全し、より良いものとして将来に継承していくため、各種開発事業の実施に際し、事業者は、事業特性や地域の環境特性に特に配慮する必要があります。

ここでは、各種開発事業の構想、計画、実施、供用後、それぞれの段階における環境配慮の考え方と、開発事業において考慮すべき具体の事項を示します。

1 開発事業の各段階における環境配慮の考え方

ア 構想段階： 地域の環境条件を考慮し、周辺環境への影響が少ない立地場所を選定します。

イ 計画段階： 計画地域の基礎的条件を踏まえた基本計画を策定します。
また、実施計画策定の早い段階において、事業が周辺環境に与える影響を事前に調査し、必要な保全対策を講ずることにより環境への影響を極力減じ、地域環境と調和した事業計画とします。

ウ 実施段階： 計画段階で検討した環境配慮事項を適切に実行し、また、工法上の工夫、低公害の工事機械の使用、工事従事者への教育など、工事実施に当たって細心の注意を払うことにより、工事中の周辺環境への影響を極力小さくするよう配慮します。

エ 供用後： 日常の事業活動や施設などの管理において周辺環境への適切に配慮するとともに、必要に応じて環境影響をモニタリングします。

2 開発事業における環境配慮事項

- ・環境基本法や県環境基本条例の基本理念を尊重するとともに、各種環境法令を遵守します。
- ・地域の自然的・社会的環境条件や希少な動植物の生息・生育状況を考慮し、周辺環境への影響が少ない立地場所を選定します。やむを得ない場合は、十分な環境保全措置を講じます。
- ・事業に伴う大気汚染や騒音・振動などは、工法の工夫や低公害型機器の使用により極力軽減するよう努めます。また、車両による道路沿道への影響を極力軽減するよう努めます。
- ・土砂や濁水の流出を極力少なくし、下流の利水、河川などの生態系、周辺植生などへの影響を軽減するよう努めます。また、必要に応じて調整池や排水処理施設などを設置し、適切に維持管理します。
- ・地下水をくみ上げる際には、地盤沈下を起こさないよう事前に十分な検討を行うとともに、必要に応じて地盤沈下防止措置を講じます。
- ・公害防止や自然環境保全に関して、現況を著しく変化させないよう十分な環境保全措置を講じるとともに、必要に応じて適切な管理目標を定めて環境モニタリングを行います。
- ・事業に伴い発生する建設発生土や廃棄物の発生抑制と有効利用・循環的利用を推進します。
- ・建築物や構造物は周辺環境との調和を図り、周囲は緑化するなど、良好な景観形成に努めます。

- ・緑化に際しては、在来種、郷土種の採用や自然環境の多様性を高める樹種構成に配慮します。
- ・事業の実施に当たっては、エネルギーの有効利用、省エネルギー対策の実施など、地球環境の保全に配慮します。

(2) 環境監視・調査研究の充実

- 多様な環境の課題に対処するため、環境監視や調査研究を充実するとともに、研究成果についても情報提供の充実を図ります。

- ・効果的な環境監視を実施するため、大気、水質の測定地点、騒音や地盤沈下の観測地点を適切に配置します。
- ・大気、水質などの環境質の状況の的確な把握、環境汚染事案に対する迅速な対応や原因究明、環境に関する各種調査研究を実施するための計画的な公害監視機器や分析装置等の整備を進めます。
- ・環境監視や調査研究を実施するための研修等を行い、職員の資質の維持、向上を図ります。
- ・県内の環境問題に関する環境監視・調査研究の充実を図ります。
- ・広域的な環境問題等の課題について、国や他の地方自治体、大学等の研究機関と連携・協力しながら調査研究等を推進します。
- ・調査研究の成果について、論文や学会等で発表するとともに、県ホームページ等で県民にお知らせします。

(3) 多様な環境保全の手法の活用

- 関係機関と連携し、生活環境や自然環境の悪化を防止するための規制的措置を適切に運用するとともに、経済的手法や誘導的手法を活用して、環境に配慮した事業活動などに対する支援などを推進します。

- ・環境関係法令や条例等に基づく規制的措置の適切な運用により、環境の保全を図ります。
- ・事業者が公害防止管理者制度を活用し、公害防止管理者を育成し、公害防止組織を整備することにより公害防止を図ることができるよう指導します。
- ・公害防止施設や廃棄物処理施設の整備など、事業者や県民が行う環境負荷を低減するための投資に対して設備貸与、資金貸付などにより経済的に支援します。
- ・二酸化炭素排出量の削減に積極的に取り組む企業や家庭などにおける優れた地球温暖化防止の取組を表彰し、事業者や県民の環境保全活動を一層促進します。

(4) 公害苦情処理体制の整備

- 関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めます。

- ・住民から寄せられた公害苦情を迅速かつ適切に処理するため、県、市町村において公害苦情相談員を配置し、住民の相談に応じ、必要な調査、指導及び助言を行います。
- ・相談員等に対する研修会を実施し、資質の向上を図ります。

(5) 災害に備えた環境保全対策の推進

■ 地域防災計画との整合を図り、災害時における有害物質による環境影響や大量の災害廃棄物の発生に備え、迅速かつ円滑に対応するための体制整備や有害物質による環境汚染防止対策を推進します。

- ・国の指針等を踏まえ、新潟県災害廃棄物処理計画の充実に努めるとともに、市町村の災害廃棄物処理計画の策定や更なる充実にに向けた技術的な助言や支援を行い、計画の実効性の向上を図ります。(再掲)
- ・災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、災害時の廃棄物処理に関して県内市町村間の広域処理体制、関係団体との協力体制の整備・充実に努めるとともに、大規模災害時に備え、隣接他県、国と連携して県域を越えた広域処理・支援体制の整備を推進します。(再掲)
- ・有害物質取扱施設等に対し、関係法令に基づき立入調査を行い、災害を想定した有害物質の流出及び地下への浸透の防止等を指導することなどにより、環境汚染の未然防止等を図ります。
- ・災害時に速やかに応急対策が実施できるよう有害物質取扱事業場やアスベスト除去等作業場所等に関するデータの管理に努めます。
- ・災害時には、災害対応マニュアルに基づき有害物質等による環境汚染防止に向け迅速かつ円滑に対応します。
- ・災害時以外であっても、工場・事業場において、施設等の破損などの事故が発生した場合は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法など関係法令に基づく、通報や応急措置等の徹底を図ります。

【施策の展開とSDGsとの関係】

(太字の目標は、直接的に環境に関するもの)

施策	SDGsの17の目標 (ゴール)																
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
■脱炭素社会への転換																	
(1) 温室効果ガス排出量の削減																	
(2) 気候変動適応への取組																	
■人と自然が共生する暮らし																	
(1) 生物多様性の回復と県民理解の促進																	
(2) 野生鳥獣の適切な管理																	
(3) 人とトキが共生する地域づくり																	
(4) 環境と調和した農林水産業の推進																	
(5) 水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり																	
■資源循環型社会の形成																	
(1) 資源循環の推進																	
(2) 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策																	
(3) 廃棄物処理基盤・体制の整備																	
■安全で快適な生活環境の保全																	
(1) 快適な大気環境の確保																	
(2) 良好な水質の確保																	
(3) 良好な地盤環境の確保																	
(4) 騒音・振動のない快適な環境の確保																	
(5) 化学物質による環境汚染の防止																	
(6) 放射線等の監視																	
■分野横断・共通的な施策 (県民参加・協働の推進/環境保全の共通基盤整備)																	
(1) 県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり																	
(2) 環境保全の共通基盤の整備																	

第5章 実効ある推進

1 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、県民、民間団体、事業者、行政などあらゆる主体が日常生活や社会経済活動と環境との関わりについて理解を深め、それぞれの立場からライフスタイルや事業活動などを見直し、自主的、積極的に取り組むことが必要です。

ここでは、各主体に期待される役割や取組を示します。

(1) 県民の役割

- 日常生活に伴って発生する騒音や悪臭などにより周辺的生活環境を損なうことがないように配慮します。
- 節水や省エネ、省資源、リサイクルなど環境に配慮した行動（「エコ・アクション」）について、自らできることを実践し、日常生活における環境負荷の低減に努めます。
- 地域や自治体を実施する環境の保全、回復、創造に関する施策への参加・協力を努めます。

(2) 民間団体の役割

- 専門的な知識や技術を活かした環境保全の多様な取組を展開するとともに、地域における環境保全活動の中心的な役割が期待されます。例えば、自然環境の保全や生物多様性の確保などのための自然観察会や体験学習の実施、水辺や水生生物の保全、地球温暖化対策、ごみ減量やリサイクルに関するイベントを通じた県民への普及啓発活動に取り組みます。
- 県民、事業者、行政等の各主体の環境保全の取組に対する支援、連携・協力を努めます。

(3) 事業者の役割

- 環境関係法令を遵守し、事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の防止、騒音、振動、悪臭の発生抑制など環境への負荷の低減を図ります。
- 水の効率的な利用や節水、雨水の利用など水資源の有効活用に努めます。
- 工場・事業場における化学物質の環境への排出量等の把握や情報公開を行うなど、化学物質の環境リスク低減に向けた自主的な取組を推進します。
- 環境保全に配慮した事業活動を実施するとともに、地域や自治体を実施する環境の保全、回復、創造に関する施策への参加・協力を努めます。
- 企業の社会的責任（CSR）の考え方にに基づき、主体的に環境保全活動に取り組むとともに、県民、行政等と連携・協働した活動に積極的に参加します。

(4) 市町村の役割

- それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた環境基本計画を策定し、環境施策を計画的に実施するとともに、住民に最も身近な自治体として、地域の環境保全の推進、環境保全に関する啓発事業の実施に努めます。
- 自ら事業者として、公共工事や事業活動による環境への負荷の低減、庁舎や公共施設における環境配慮などに率先して取り組みます。
- 騒音・振動・悪臭等環境関係法令を適切に運用し、快適な生活環境づくりに努めます。
- 住民からの公害苦情相談に応じ、適切な処理に努めます。

(5) 県の役割

- 県のもつあらゆる政策手法を活用して環境保全に関する施策を策定し、実施します。
- 県民、民間団体、事業者、市町村などと連携・協働した環境の保全・再生・創造を進めます。
- 自ら事業者や消費者として、「公共事業環境配慮指針」や「環境にやさしい県の率先行動計画」に基づき、公共事業や事業活動による環境への負荷の低減、庁舎や公共施設における環境配慮などに取り組みます。
- 環境関係法令を適切に運用し、公害発生防止と環境への負荷の低減を推進します。騒音、振動、悪臭、地盤沈下の公害については、市町村に対する技術支援等を行うとともに、広域的な施策を推進します。
- 事業者等の環境保全等の取組に対する支援を推進します。

エコ・アクション

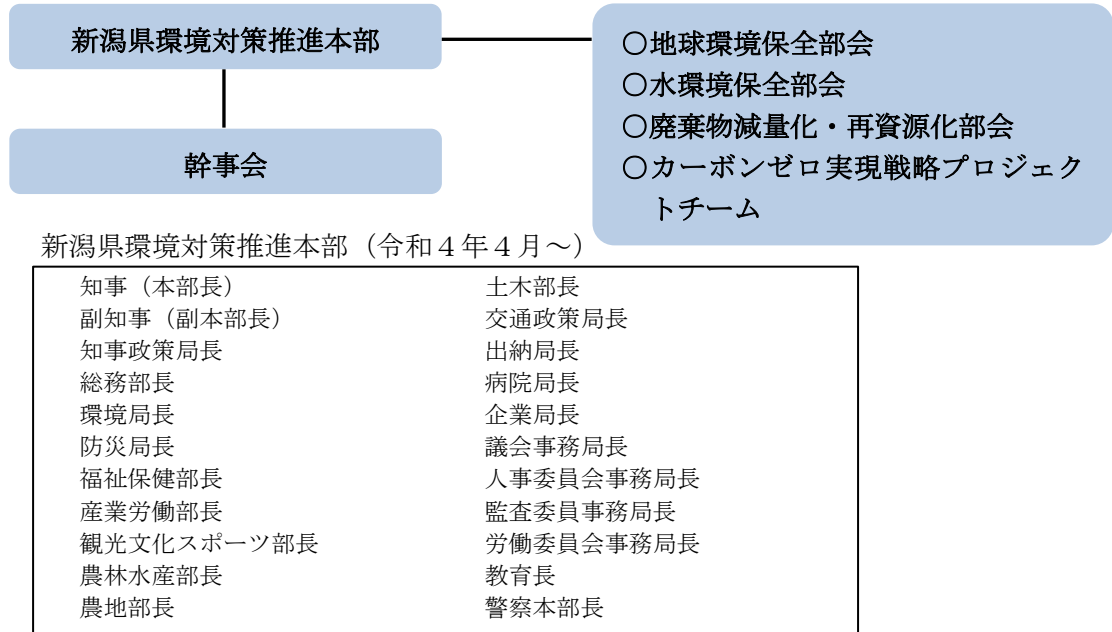
県民には、今日の地域レベル・地球レベルの環境問題と日常生活との関わりを正しく理解し、県や市町村、地域での環境保全の取組に積極的に協力・参加するとともに、環境にやさしいライフスタイルを確立していくことが望まれます。
日常生活の中で積極的に取り組むことが望まれる代表的事項を「エコ・アクション」として次に示します。

- **環境問題への関心と理解を深めます**
日常生活と環境の関わり、自然や生態系の仕組みなど、環境問題への関心と理解を深めます。
- **環境保全活動に参加・協力します**
リサイクル活動や緑化活動、環境美化活動など、地域の環境保全活動に参加・協力します。
- **環境にやさしい商品を使用します**
エコマーク商品、詰め替え可能商品、省エネルギー型商品、カーボン・オフセット商品などの環境にやさしい商品や、環境問題に積極的に取り組んでいる企業の商品を使用します。
- **省エネルギーに努めます**
電気製品のスイッチをこまめに消す、衣服の調整などにより適正な設定温度で快適に過ごすクールビズ、ウォームビズにより、省エネルギーに努めます。
※ 環境省では、冷房 28℃、暖房 20℃を目安として推奨
- **資源を大切にし、ごみを減らします**
資源を大切にし、ごみを減らすとともに、分別回収への協力などによる資源の再利用に努めます。
- **エコドライブを実践します**
不要不急の自動車の使用を控えるとともに、エコドライブを実践します。
- **台所からの生活排水に気をつけます**
台所からの排水対策や下水道への接続等による水質汚濁防止に努めるとともに、節水に努めます。
- **家庭からの騒音や悪臭に気をつけます**
テレビ等の音量や、ペットの鳴き声、排せつ物の臭いなど、近所への騒音や悪臭に気をつけます。
- **生物多様性について知り、大切にします**
自然や生き物とのふれあい、旬のものや地ものを味わうなど生物多様性を実感し、理解を深め、大切にします。
- **自然に親しみ、自然を大切にします**
自然観察会などに参加し、自然とのふれあいを進めるとともに、自然への理解を深め、自然を大切にします。
- **緑あふれる美しい景観を守ります**
地域の緑化や歴史的景観の保全・継承に努め、緑あふれる美しい景観を守ります。

2 計画の推進体制

(1) 推進体制

庁内の推進体制である「新潟県環境対策推進本部」(平成6年2月設置)により、関係部局間の十分な連携と分担の下に計画の実効ある推進を図ります。



(2) 計画への県民等の意見反映

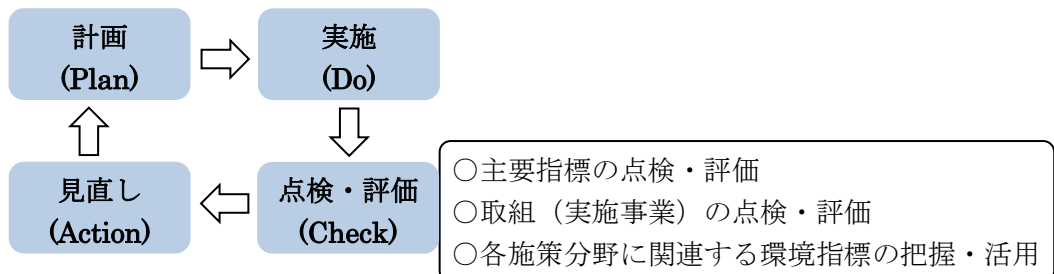
環境基本計画の見直し、改定に当たっては、新潟県環境審議会において、県民、事業者、民間団体の環境施策に関する意見を広く把握し、これらを計画内容に反映します。

3 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、PDCAサイクルにより進行管理し、進捗状況を公表します。

(1) PDCAサイクルによる進行管理

環境マネジメントシステムで導入されるPDCAサイクルの考え方に基づき、P (Plan: 計画)、D (Do: 実施)、C (Check: 点検・評価)、A (Action: 見直し)により進行管理します。



(2) 進捗状況の公表

毎年度作成する環境白書やホームページにより公表し、新潟県環境審議会へ報告します。

資料編

環境指標

- 環境指標は、各施策分野に関連する指標であり、県が経年的に把握できるものを設定します。
- また、客観的かつ県民に分かりやすいものを選定し、必要に応じて見直すこととします。
- 県は、毎年度、指標値を把握するとともに、主要指標の達成状況の検証や施策の進捗状況を点検する際の参考データとして使用します。

1 脱炭素社会への転換

施策分野	環境指標	現況値		指標の内容
		年度		
(1) 温室効果ガス排出量の削減	各部門別の温室効果ガス排出量			
	産業部門	2022	591 万 t-CO ₂	各部門別の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量
	業務部門	2022	301 万 t-CO ₂	
	家庭部門	2022	288 万 t-CO ₂	
	運輸部門	2022	399 万 t-CO ₂	
	エネルギー転換	2022	78 万 t-CO ₂	
	非エネルギー部門	2022	193 万 t-CO ₂	
	その他ガス	2022	260 万 t-CO ₂	二酸化炭素以外（メタン、一酸化二窒素、フロン類）の温室効果ガス排出量
	「特定事業所」の温室効果ガス排出量	2021	産業：673 万 t-CO ₂ 業務：23 万 t-CO ₂	「特定事業所」から排出される温室効果ガス排出量
	県内の再生可能エネルギーの発電容量	2023	3,934 MW	県内の水力発電、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの発電容量の合計
県内の脱炭素先行地域等における温室効果ガス削減量	2023	15,413 t-CO ₂	国の「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえ選定された県内の「脱炭素先行地域」における当該地域の温室効果ガス削減量や他地域への横展開の進捗（脱炭素先行地域を参考とした計画策定や取組実施に伴う削減効果）	
新築戸建住宅に占める雪国型 ZEH 相当の断熱性能を有する住宅の割合	2023	22.5%	県内における新築戸建住宅着工件数に占める雪国型 ZEH 相当の断熱性能を有する戸建住宅の割合	
県内の EV、PHV、FCV の自動車台数※	2022	EV: 2,295 台 PHV: 2,946 台 FCV: 39 台	県内の電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の導入台数	

※ 2022 より「自検協統計 自動車保有車両数（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）」に基づき集計

施策分野	環境指標	現況値		指標の内容
		年度		
	県内の間伐及び再造林面積	2023	間伐面積： 1,322ha 人工造林面積： 69ha	県内の森林で実施された間伐及び人工造林（再造林等）面積
	県内のフロン類の排出量	2022	88万 t-CO ₂	県内のフロン類（CFG、HCFC、HFC）の排出量
(2) 気候変動適応への取組	米等主要作物の農業産出額等	2022	1,434億円	米等主要作物の産出額及び交付金
	河川改修率	2023	54.4%	県管理河川の要改修延長に対する改修済延長の割合
	雪処理に伴う死傷者数	2019～2023	160人	除雪作業中の事故等により死傷した人数（5年平均）

2 人と自然が共生する暮らし

施策分野	環境指標	現況値		指標の内容
		年度		
(1) 生物多様性の回復と県民理解の促進	自然公園指定面積	2024	317,407ha	国立公園、国定公園、県立自然公園に指定された地域の面積合計
	自然（緑地）環境保全地域指定面積	2024	2,044.85ha	自然（緑地）環境保全地域に指定された地域の面積合計
	自然解説員数	2023	511人	県内の自然公園等で、利用者に自然の保護や利用などについて分かりやすく指導している人の人数（県内の自然観察指導員、自然環境保護員、自然公園指導員、森林インストラクター、ネイチャーゲーム指導員の合計）
	県指定鳥獣保護区の面積	2023	152,968ha	県が鳥獣保護管理法に基づき指定した、鳥獣保護区の面積合計
	新たに農業農村整備事業を行う地区において生き物調査を実施する地区数	2023	3箇所	新たに農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備事業（かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業、農業集落排水事業など）を行う地区において、水路などに生息・生育する生物のモニタリングを実施する地区数
	多自然川づくり延長（河川整備延長）	2023	160.1km	県内で実施する多自然川づくりの整備延長
	多自然型水路の整備延長	2023	38.9km	自然石を利用するなど、生物の生息、生育環境に配慮した生き物にやさしい多自然型水路の県内の整備延長
	レッドデータブックにいがた改訂	2023	10/11	個体数が減少している種、生息・生育環境が悪化している種等をリストアップし、絶滅のおそれの度合いに応じたランク付けを行った「レッドデータブックにいがた」（H13 発行）を改訂した、鳥類、両生類、哺乳類などの分類群の数

施策分野	環境指標	現況値		指標の内容
		年度		
	外来種リストの作成	2023	—	県内で確認された外来種（もともと地域に生息しておらず、人間の活動により持ち込まれた生物）のうち地域の生態系に被害を及ぼすおそれのあるもののリストの作成の有無
	自然公園利用者数	2022	9,495千人	県内の国立公園、国定公園、県立自然公園の来訪者数の合計
	自然とのふれあいの場の利用者数	2023	108,805人	浅草山麓エコ・ミュージアム及びこども自然王国の利用者数の合計
	(浅草山麓エコ・ミュージアム)	2023	6,514人	(魚沼市にある県立浅草山麓エコ・ミュージアムの利用者数(圏外の体験プログラム等への参加者を含む))
	(こども自然王国)	2023	102,291人	(柏崎市にある県立こども自然王国の利用者数)
(2) 野生鳥獣の適切な管理	狩猟免許所有者数	2023	3,383人	県内の狩猟免許所有者数
	狩猟者登録証の交付を受けて狩猟を行った者の数	2023	3,180人	本県の狩猟者登録証の交付を受けて、狩猟を行った者の数
(3) 人とトキが共生する地域づくり	野生下トキの個体数	2024	576羽	野生下のトキの推定個体数
	佐渡トキ保護センター・野生復帰ステーション 施設見学団体数	2023	17団体	佐渡トキ保護センターと野生復帰ステーションを見学した団体数
(4) 環境と調和した農林水産業の推進	エコファーマー累積新規認定件数	2023	18,410件 (新規認定廃止)	たい肥等を使用した土づくり、化学肥料・農薬の使用量低減などの環境保全型農業を実践する計画が、県の指針に適合すると認定された農業者の累積新規認定件数
	県産材素材生産量	2023	24.4万㎡	立木を伐採して生産された県産材の丸太の生産量
	間伐材利用量	2023	6.4万㎡	森林整備における間伐で発生した木材の利用量
	間伐実施面積	2023	1,322ha	県内民有林(個人や会社、地方自治体等が所有する森林)における、除伐及び間伐実施面積
(5) 水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり	歩いて行ける範囲の公園整備率	2023	60.9%	250m以内に街区公園、500m以内に近隣公園、1km以内に地区公園がある市街地の割合
	1人当たりの都市公園等面積	2023	15.63㎡/人	県内の1人当たりの都市公園等面積
	多自然川づくり延長(河川整備延長)(再掲)	2023	160.1km	県内で実施する多自然川づくりの整備延長
	無電柱化延長	2023	164.5km	電線や通信線などを道路の地下に敷設するなどの整備を行った県内の無電柱化延長
	景観行政団体となった市町村数	2023	9団体	景観法に基づく景観行政団体となって、良好な景観の形成のために独自の景観政策を実施している市町村数
	間伐実施面積(再掲)	2023	1,322ha	県内民有林(個人や会社、地方自治体等が所有する森林)における、除伐及び間伐実施面積
	水源地域整備実施箇所数	2023	4箇所	ダムの上流などの水資源確保に重要な資源地域において、水の浸透・保水能力の高い森林の土壌を確保するため、荒廃地・荒廃森林の復旧を総合的に実施した森林の整備箇所数

3 資源循環型社会の形成

施策分野	環境指標	現況値		指標の内容
		年度		
	県民の循環型社会の形成に関する満足度	2024	52.3%	県民意識調査における循環型社会の形成についての満足度
(1) 資源循環の推進	一般廃棄物の再生利用率	2022	19.9%	一般廃棄物を再生利用した割合
	一般廃棄物の最終処分（埋立）量	2022	72千t	一般廃棄物を最終処分（埋立）した量
	一般廃棄物の最終処分率	2022	9.2%	一般廃棄物を最終処分した割合
	県民1人1日当たりのごみ排出量	2022	994g	一般廃棄物排出量を人口で割り、県民1人1日当たりに換算したごみ排出量
	再生利用を除く 県民1人1日当たりのごみ排出量	2022	796g	再生利用を除いた 県民1人1日当たりのごみ排出量
	産業廃棄物排出量	2018	8,862千t	産業廃棄物の排出量
	産業廃棄物の循環利用率	2018	42.4%	産業廃棄物を循環利用した割合
	産業廃棄物最終処分（埋立）量	2018	166千t	産業廃棄物を最終処分（埋立）した量
	産業廃棄物の最終処分率	2018	1.9%	産業廃棄物を最終処分した割合
(2) 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策	廃棄物の不法投棄発見件数	2023	6件	産業廃棄物の不法投棄を新規に発見した件数
	不法投棄監視協力車台数	2023	1,828台	不法投棄防止活動の趣旨に賛同する協力団体において、マグネットステッカーを貼附する車両の台数
(3) 廃棄物処理基盤・体制の整備	市町村の災害廃棄物処理計画策定数	2023	23/30市町村	県内で災害廃棄物処理計画を策定している市町村の数

4 安全で快適な生活環境の保全

施策分野	環境指標	現況値		指標の内容
		年度		
(1) 快適な大気環境の確保	大気汚染に係る環境基準達成率			大気測定局での大気汚染状況の常時監視において、環境基準を達成した割合
	二酸化硫黄	2023	100%	
	二酸化窒素	2023	100%	
	浮遊粒子状物質	2023	95%	
	光化学オキシダント	2023	0%	
	微小粒子状物質	2023	100%	
	トリクロロエチレン	2023	100%	
光化学スモッグ注意報、PM2.5の注意喚起体制の整備市町村数	2023	30市町村	オキシダントやPM2.5が高濃度になった場合の住民への注意喚起体制を整備した市町村数	
大気汚染防止法第17条に係る事故通報件数	2023	0件	ばい煙発生施設等で事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出され、大気汚染防止法に基づき通報があった件数	
アスベスト除去等の特定建設作業に係る行政指導数の割合 (指導現場数/届出数(レベル1))	2023	46%	大気汚染防止法で規制されているアスベスト除去等の特定建設作業に対し、行政指導した割合 (指導現場数/届出数(レベル1))	
悪臭苦情件数	2023	219件	県又は市町村が受け付けた悪臭苦情件数	
(2) 良好な水質の確保	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準達成率			
	BOD・COD	2023	91.9%	公共用水域の水質汚濁状況の常時監視においてBOD・CODに係る環境基準を達成した割合
	健康項目	2023	100%	公共用水域の水質汚濁状況の常時監視において健康項目に係る環境基準を達成した割合
	汚水処理人口普及率	2023	89.9%	下水道、農業・漁業・林業集落排水処理施設が利用できる人口に合併浄化槽を利用している人口を加えた値を行政総人口で割った値
	河川等に排出される水質汚濁負荷量(総負荷量)	2020	51,517kg/日	工場等からの排水によるBODに係る河川等への水質汚濁負荷量の総量
	水質汚濁防止法第14条の2に係る事故届出件数	2023	21件	特定事業場等で事故が発生し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあり、水質汚濁防止法に基づき届出があった件数

施策分野	環境指標	現況値		指標の内容
		年度		
(3) 良好な地盤環境の確保	地盤沈下地域数	2023	0 地域	5年間で累計 10cm 以上の地盤沈下が見られる地域数
	地下水の水質汚濁に係る環境基準達成率	2023	77%	地下水の水質汚濁状況の常時監視において環境基準を達成した割合
	県生活環境保全条例第 74 条(第 75 条)に基づく土壌・地下水汚染報告(届出)数	2023	13 件	土壌・地下水の汚染を把握し、県、新潟市、長岡市、上越市に報告又は届出された件数
(4) 騒音・振動のない快適な環境の確保	騒音に係る環境基準達成率			
	一般地域	2023	89%	一般地域の騒音測定調査において、環境基準を達成した割合
	道路に面する地域	2023	99%	自動車騒音の常時監視において、環境基準を達成した割合
(5) 化学物質による環境汚染の防止	ダイオキシン類に係る環境基準達成率	2023	93%	ダイオキシン類による大気、水質及び土壌の汚染状況の常時監視において環境基準を達成した割合

5 分野横断・共通的な施策

施策分野	環境指標	現況値		指標の内容
		年度		
5-1 県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり				
(1) 持続可能な社会に向けた人づくり	環境学習会・体験活動等への参加者数	2023	219 人	県市町村主催の環境学習会、チャレンジわんぱくの参加者数
	環境教育全体計画を作成している小・中学校の割合	2023	小学校 92.0% 中学校 75.4%	環境教育全体計画を作成している小学校及び中学校の割合
	こどもエコクラブ会員数	2023	829 人	こどもエコクラブの県内の登録者数(サポーターを含む)
	環境リーダー養成講座修了者	2023	413 人	行政機関や教育機関等で構成する環境リーダー育成協議会が主催する「環境リーダー養成講座」を修了した者の累積数
	環境学習施設の来館者総数	2023	31,133 人	愛鳥センター、エコ・ミュージアム、環境と人間のふれあい館の来館者の合計数
	(愛鳥センター)	2023	3,461 人	(新発田市にある新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里の来館者の数)
	(浅草山麓エコ・ミュージアム)	2023	6,514 人	(魚沼市にある県立浅草山麓エコ・ミュージアムの来館者の数)
	(環境と人間のふれあい館)	2023	21,158 人	(新潟市北区にある県立環境と人間のふれあい館の来館者の数)

施策分野	環境指標	現況値		指標の内容
		年度		
(2) 県民協働による環境保全の推進	環境美化活動参加者数	2023	346,503 人	年3回の環境美化運動期間内に実施される散乱ごみ回収活動の参加者数の合計
	環境NPO法人数	2023	48 団体	環境の保全を図る活動を主な活動分野としているNPO法人数
	環境マネジメントシステム認証取得事業所数	2023	346 件	ISO14001 及びエコアクション 21 の認証を取得している事業所数
	ホームページ「環境にいがた」のアクセス数	2023	7,412	県ホームページ「環境にいがた」へのアクセス数